

西東京市環境基本計画

～良好な環境を将来の世代に引き継ぐために～



平成16年3月

西東京市

ごあいさつ

人々は豊かな環境の中から様々な恩恵を受け、それによって産業や生活を営み、独自の文化を育んできました。

しかし、戦後の高度経済成長による、自然の能力を超えた大量生産・大量消費・大量破棄型の社会経済活動やライフスタイルの定着に伴い、水質の汚染や大気汚染、ごみの増大等の環境問題が生じています。

また、現在の環境問題は、地域的な問題にとどまらず、地球温暖化やオゾン層の破壊に見られるように、人類そのものの生存に影響を及ぼすものになっています。これらの環境問題の多くは、日常の生活や事業活動に起因するものであります。

21世紀において、豊かな環境は、単に身近な生活にゆとりや潤いをもたらす空間としてではなく、地域の文化を生み出し、市民の創造性を育む基盤として、より重要さを増してくるものと考えます。

この地球の資源は、決して私たちの世代だけのものでなく、先人たちや未来の世代から借りているものであると考えられます。これらを未来に確実に引き継ぐことが、私たちの使命ではないでしょうか。

「西東京市環境基本計画」の策定に当たっては、市は、市民アンケートを実施するとともに、市民や事業者、関係機関、学識経験者の代表からなる西東京市環境審議会に諮問し、答申をいただいたところです。審議会では、市民ワークショップ、環境シンポジウムを開催するなど、多くの方の参加に努めていただきました。

本計画は、日常の生活や事業活動の中で、持続可能な循環型社会を目指すための、行政、事業者、市民の環境問題への取り組みを提示し、環境の改善には三者の協働が大切であることを示しています。

今後、市は本計画をもとに計画的かつ横断的に施策の推進を図り、環境保全に努めてまいり所存です。市民、事業者の皆様の一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定のために熱心な討議をいただいた西東京市環境審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただいた多くの皆様に厚く御礼を申し上げます。

平成16年3月

西東京市長 保谷高範

目 次

計画の構成	1
計画の体系	2
I. 計画の基本的事項	
1. 計画の役割と位置づけ	7
2. 計画の基本理念	8
3. 計画の期間	9
4. 計画の対象地域	9
5. 計画の対象範囲	9
6. 計画の主体・各主体の役割	10
II. 西東京市の特性	
1. 西東京市の概況	13
2. 環境の課題	16
III. 西東京市が目指す環境の姿	
1. 目標及び基本方針	21
2. 取り組みの方向	24
IV. 将来像の実現に向けた取り組み	
<u>基本方針1：良好な生活環境を確保して、健康で心豊かに過ごす</u>	<u>29</u>
1. 現状と課題	29
2. 施策の大綱	36
3. 施策の展開	37
(1) 施策の方向性	37
(2) 指標及び数値目標	40
(3) 各主体の取り組み	41
<u>基本方針2：都市のみどりをみんなで支え、自然と共存して生きる</u>	<u>46</u>
1. 現状と課題	46
2. 施策の大綱	50
3. 施策の展開	51
(1) 施策の方向性	51
(2) 指標及び数値目標	54
(3) 各主体の取り組み	55

基本方針3：生活と産業のあり方を見直し、地域に適した循環型社会を実現する	60
1. 現状と課題	60
2. 施策の大綱	65
3. 施策の展開	66
(1) 施策の方向性	66
(2) 指標及び数値目標	69
(3) 各主体の取り組み	70
基本方針4：みんなの知恵と努力と参加によって良好な環境を確保して、これを将来の世代に引き継ぐ	77
1. 現状と課題	77
2. 施策の大綱	79
3. 施策の展開	80
(1) 施策の方向性	80
(2) 指標及び数値目標	82
(3) 各主体の取り組み	82
V. 重点プロジェクト	
1. 重点プロジェクトの位置づけ	89
2. 重点プロジェクトの進め方	89
3. 重点プロジェクトの内容	90
重点1：みどりに囲まれて豊かにくらそう	90
重点2：環境にやさしい取り組みを進めよう	91
重点3：ごみ資源化を進め、ごみを減量させよう	92
重点4：「身近で育てて食べられるみどり」をふやそう	93
重点5：環境保全活動を推進しよう	94
VI. 計画の推進・進行管理	
1. 計画の推進と進行管理のための体制	97
2. 進行管理の手法	99
VII. 資料	
1. 計画策定の経緯	103
2. 西東京市環境基本条例	109
3. 施策事業の実施スケジュール	112

計画の構成

「西東京市環境基本計画」の構成は下記のとおりです。

I. 計画の基本的事項

- 計画の役割、期間などの基本的事項について記します。

II. 西東京市の特性

- 人口や産業など、西東京市の環境を考える上で基礎となる概況を整理します。
- 環境保全に当たって特に重視するべきポイントを、「環境の課題」として整理します。

III. 西東京市が目指す環境の姿

- 環境基本条例における「目標及び基本方針」に当たる部分です。
- ここでは、環境保全の取り組みを進めていく上で基本となる考え方を示した上で、今後目指していく環境の姿（将来像）と、そのための基本方針を示すものです。

IV. 将来像の実現に向けた取り組み

- 環境の現状と課題を具体的に示します。
- どのような取り組みによって将来像の実現を図るのかを示すため、「施策の展開」、「各主体の取り組み」を示します。「施策の展開」は、環境基本条例における行政の「施策の大綱」及び「環境配慮指針」に当たる部分です。
- 行政施策を記述するだけでなく、事業者、市民に望まれる行動についても併記することで、環境への取り組みは行政のみならず、事業者、市民との主体の協働によって進めるという姿勢を示しています。

V. 重点プロジェクト

- 環境の保全・創出に向けた取り組みの中には、継続して着実に進めていくべきもののほか、短期的に目的・目標を絞って取り組むべきものもあります。
- 市における取り組みが環境全般にわたることを示すために、それらを体系的に整理することが前章IVでの位置づけですが、ここでは、今後5年間を目途に、市・事業者・市民が連携して、優先して取り組むべきことを示します。

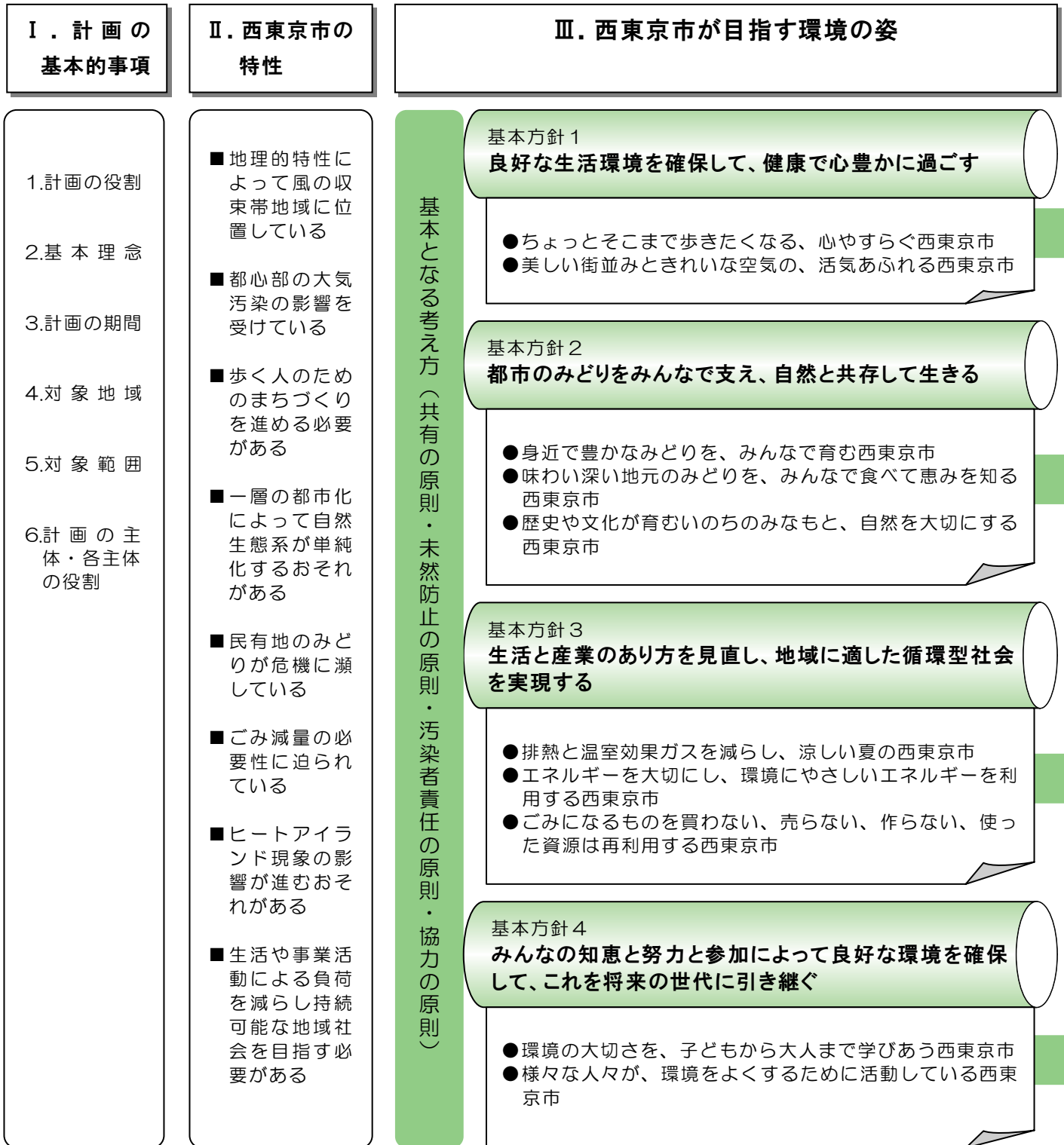
VI. 計画の推進・進行管理

- 計画の推進、進行管理のための仕組みについて示します。

VII. 資料

- 計画の策定経緯や西東京市環境基本条例について、及び市がこれから実施していく各種事業のスケジュールについて示します。

計画の体系



西東京市の環境ビジョン(課題と将来)

- ・ 西東京市の環境を考える上での課題を整理します。
- ・ 課題を踏まえ、西東京市が目指すべき環境の姿(将来像)を定め、それをどのように実現していくかを示します。

IV. 将来像の実現に向けた取り組み

- (1) 環境汚染の防止
- (2) 道路環境・交通マネジメント
- (3) 都市景観・都市環境の保全

- (1) みどりの保全・育成
- (2) 水辺環境の保全
- (3) 自然とのふれあいの確保
- (4) 歴史的・文化的環境資源の確保

- (1) 広域的な環境問題への対応
- (2) ごみ減量・循環型社会へ
- (3) 農と消費の一体化

- (1) 環境情報の交流
- (2) 環境学習の推進
- (3) 環境保全活動への支援
- (4) パートナーシップの推進

施策の展開（市・事業者・市民）
各主体の取り組み（市・事業者・市民）

V. 重点プロジェクト

重点1
みどりに囲まれて豊かにくらそう

重点2
環境にやさしい取り組みを進めよう

重点3
ごみ資源化を進め、ごみを減量させよう

重点4
「身近で育てて食べられるみどり」をふやそう

重点5
環境保全活動を推進しよう

VI. 計画の推進・進捗管理

施策の展開

- ・計画対象期間（10年間）において、施策の展開を体系的に整理します。
- ・体系的に整理した施策の展開ごとに、各主体（市・事業者・市民）の取り組みや配慮を示します。

重点プロジェクト

- ・今後の5年間（計画の前期）を目標に市・事業者・市民が連携して優先的に行う取り組みについて示します。



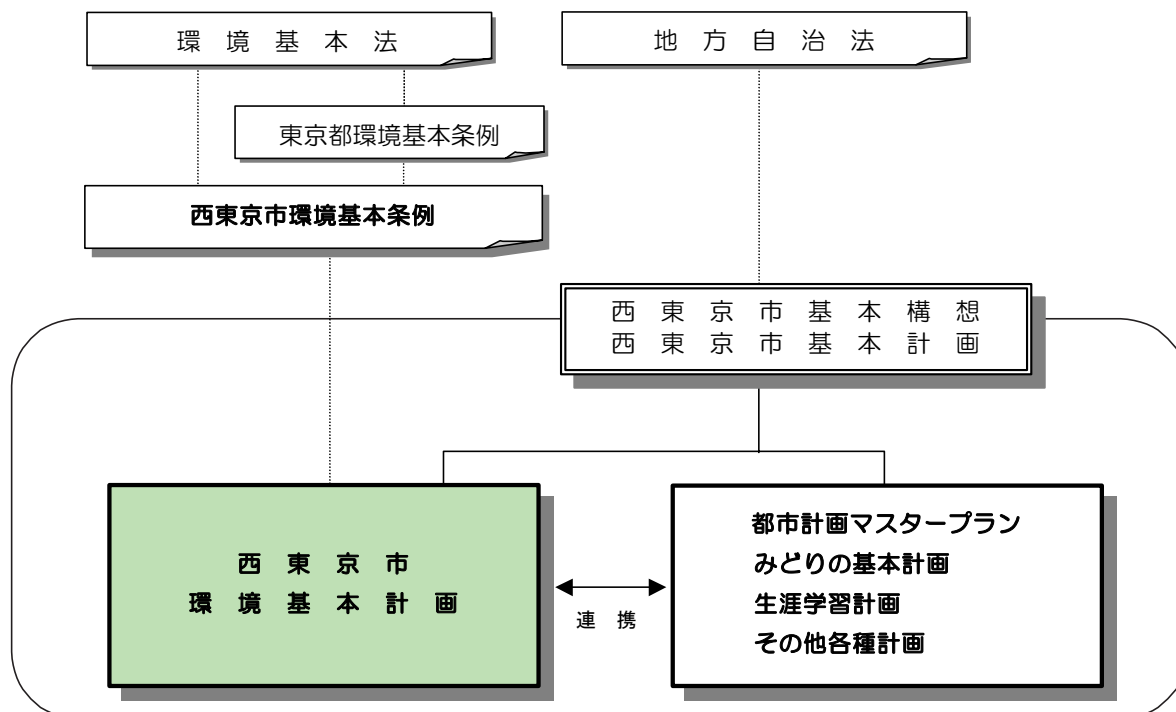
I. 計画の基本的事項

1. 計画の役割と位置づけ

本計画は「西東京市環境基本条例」に基づき策定されるもので、以下の役割を持ちます。

- 西東京市の目指す環境像を示すとともに、それを実現するための目標及び基本方針を示すものです。
- 地域の住民、事業者、民間団体、行政機関などの協働により、人と自然が健全に共生し得る、環境への負荷の少ない市民社会を創造するため、それぞれの行動についての指針と連携に関する取り組みを示すものです。
- 「西東京市基本構想・基本計画」の理念を環境の視点から実現するための基本的な計画として位置づけられ、他の計画策定や事業の実施に際して、環境保全に係る施策・事業の展開や環境保全上の配慮を求めるものです。
- 地球的規模及び地域における環境の諸課題を克服するために、取り組むべき課題と取り組みの体系を示すものです。
- 西東京市が国や東京都、他区市町村と連携をとりつつ進める環境保全に関する施策の大綱を示すものです。

■国・東京都、市の他の計画との関連(模式図)



2. 計画の基本理念

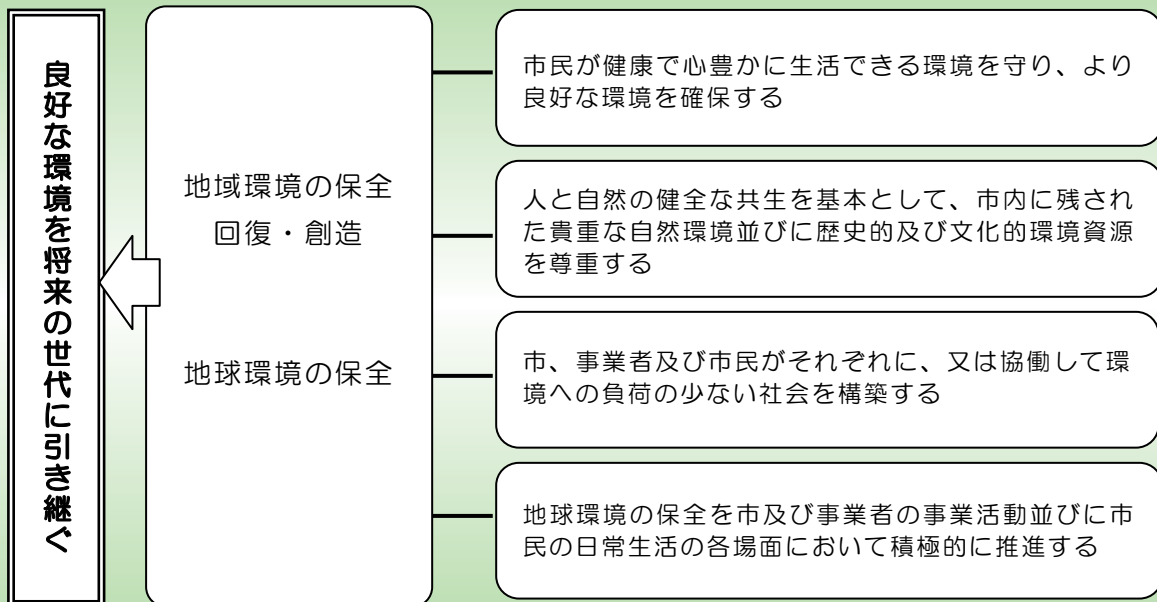
本計画の基本理念は、西東京市環境基本条例の基本理念と共有します。

— 基本理念 —

- 環境の保全等は、市民が健康で心豊かに生活できる環境を守り、より良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。
- 環境の保全等は、人と自然の健全な共生を基本として、市内に残された貴重な自然環境並びに歴史的及び文化的環境資源を尊重することを目的として行われなければならない。
- 環境の保全等は、市、事業者及び市民がそれぞれに、又は協働することを通して、環境への負荷の少ない社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 地球環境の保全は、人類共通の重要な課題として、市及び事業者の事業活動並びに市民の日常生活の各場面において積極的に推進されなければならない。

(西東京市環境基本条例 第3条)

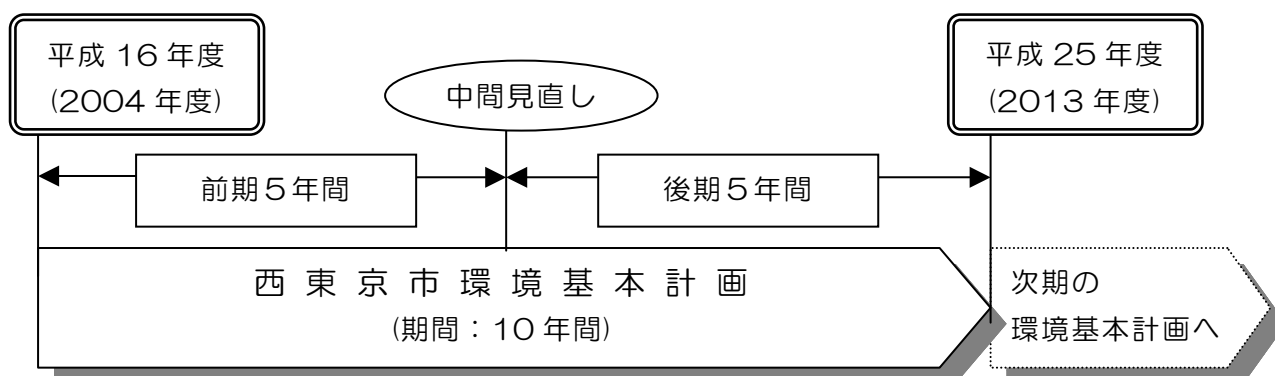
● 計画の基本理念（概念図）



3. 計画の期間

本計画は、平成 16 年度(2004 年度)から、平成 25 年度(2013 年度)までの 10 年間を対象期間とします。

また、5 年後を目途に、環境をめぐる社会経済事情の変動や環境保全技術の革新、環境保全施策の進捗・評価などを検証し、具体性、実効性を伴う計画とするために、中間見直しを行います。



4. 計画の対象地域

本計画の対象とする地域は西東京市全域とします。

しかしながら、環境問題については市域を越えた課題や地球環境問題など国を越えたスケールの課題まで広がりを持つものです。そこで、近隣市や関連する広域団体と協力するとともに、国、東京都に対して要望の提出や意見交換を行うなど、連携のとれた施策を展開することとします。

5. 計画の対象範囲

西東京市環境基本条例第3条の基本理念に基づき、環境の目標としての将来像を定め、将来像を実現するために必要な取り組み全てを計画の対象範囲とします。

6. 計画の主体・各主体の役割

本計画の主体は、地域の構成員（地域住民、市民団体、民間企業・団体、教育機関、行政・公共機関等々）全てとします。

今日の環境問題は、例えば自動車利用に起因する大気汚染についてみると、私たちは被害者であると同時に、自動車利用による恩恵を受けていることから加害者でもあるといえます。人々の生活そのものが大きな環境への負荷となる社会システムのあり方に起因していることが特徴といえます。また、いつ誰が環境への負荷をかけるかが予測しにくい社会になっているともいえます。

したがって、環境問題の解決あるいは軽減のためには、地域の構成員全てがそれぞれの役割を果たしながら連携して、日常生活や事業活動において自主的、積極的な環境保全のための取り組みを行うことが不可欠となっています。

■各主体の役割

(1) 市の責務

- ・市は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。
- ・市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、その事業活動に伴う公害の発生を防止するために、環境の保全等に配慮し、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。
- ・市は、資源の再生利用及びエネルギーの合理的かつ効率的利用、廃棄物の発生抑制及び適正処理、緑の育成等を推進し、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- ・市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、これを推進するために関連するすべての部署が横断的に協力する体制を整備しなければならない。
- ・市は、環境の保全等に関して市民及び事業者の意見が反映されるために必要な措置を講ずるものとする。
- ・市は、国、東京都及びその他の地方公共団体と連携し、環境の保全等に必要な施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

(2) 事業者の責務

- ・事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。
- ・事業者は、事業活動に伴う公害の発生を防止するため、環境管理体制等の構築に自ら努めるとともに、公害を発生させた場合は、自らの責任と負担において環境の回復等に必要な措置を講ずる責務を有する。
- ・事業者は、事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、環境の保全等に必要な技術の研究開発を積極的に進め、必要な情報の提供に努めなければならない。
- ・事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(3) 市民の責務

- ・市民は、環境の保全等に関心を払い、必要とされる知識を持つとともに、環境の保全等に向けた行動をとるよう努めなければならない。
- ・市民は、日常生活において、廃棄物の減量及び分別、緑の育成、省エネルギー、節水、公共交通機関の利用等を行い、環境の保全等に努めなければならない。
- ・市民は、その所有又は管理に属する土地、建物等について常に適正な管理を行い、地域の良好な生活環境を損なうことがないよう相互に配慮しなければならない。
- ・市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(西東京市環境基本条例 第4条、第5条、第6条)



II. 西東京市の特性

1. 西東京市の概況

● 立 地 ●

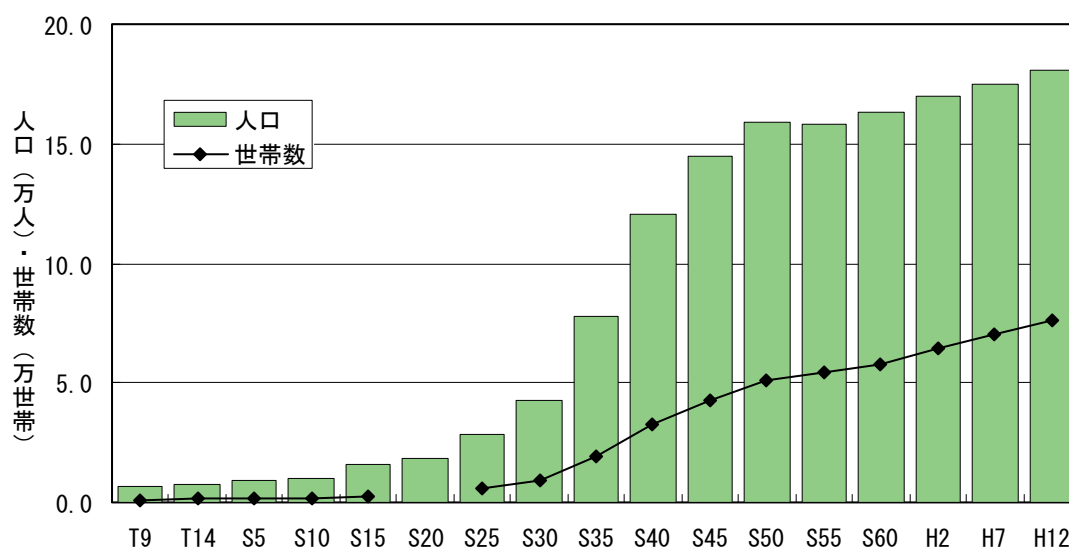
- ◇西東京市は、東京都区部の西部地域に隣接し、武蔵野台地のほぼ中央にあります。都心から約 20km で、西武新宿線と西武池袋線で都心と結ばれ、市内には 5 つの駅があります。
- ◇北は埼玉県新座市、南は武蔵野市及び小金井市、東は練馬区、西は小平市及び東久留米市に接しており、東西 4.8 km、南北 5.6 km、面積は 15.85km² です。

● 人 口 ●

【人口推移】

- ◇西東京市の人口は、昭和 30 年（1955 年）頃から急速に増加しました。昭和 50 年（1975 年）頃から増加は比較的穏やかになり、国勢調査によると平成 12 年（2000 年）10 月 1 日における人口は、180,885 人（男 90,308 人、女 90,577 人）となっています。
- ◇「西東京市人口推計調査報告書」（平成 14 年 3 月）によると、平成 32 年（2020 年）には、196,887 人となることが見込まれています。

西東京市の人口・世帯数の推移

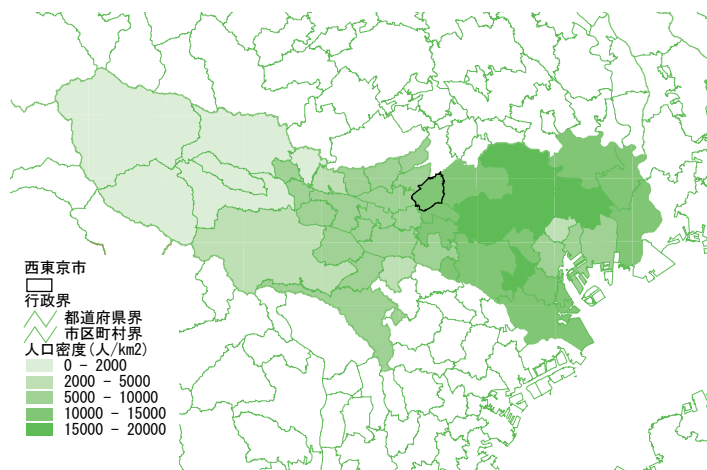


(昭和 20 年 (1945 年) は世帯数のデータなし)
資料：国勢調査

【人口密度】

◇西東京市の人口密度は、平成 13 年（2001 年）1 月 1 日現在で 11,492 人/km²で、特別区部全体の 13,211 人/km²に匹敵する密度を有しています。

人口密度



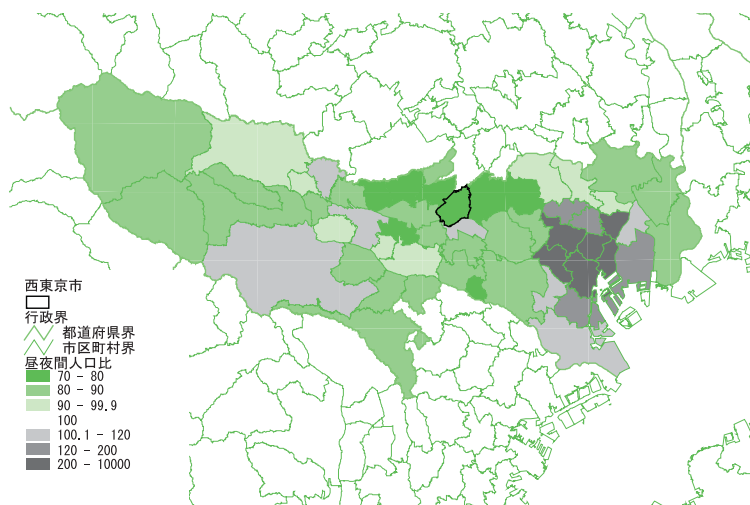
平成 13 年 1 月 1 日現在
資料：東京都統計年鑑

【昼夜間人口】

◇西東京市の昼間人口指数（夜間人口を 100.0 としたときの昼間人口の割合）は、平成 12 年（2000 年）で 78.0 と、市外に通勤、通学する人が多いベッドタウンとなっています。

◇平成 12 年（2000 年）には、西東京市以外の市区町村へ通勤、通学している人のうち、特別区部への通勤通学者が占める割合は、65.1%となっています。

昼夜人口指数

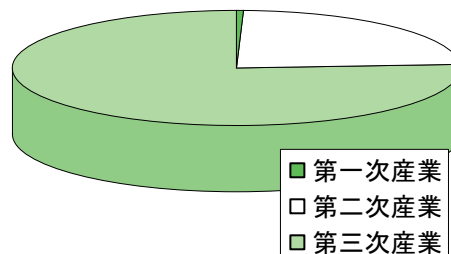


平成 12 年 10 月 1 日現在
資料：国勢調査

● 産 業 ●

◇西東京市の産業分類別の従業員数をみると、第一次産業は 0.2%にすぎず、第三次産業が 75%と大半を占めています。

産業分類別 従業員数の割合



平成 11 年 7 月 1 日現在
資料：事業所・企業統計調査

● 土地 利 用 ●

◇西東京市の面積 15.85km² は次のように構成されており、宅地が多く区部並みであるとともに、農用地が多いことが特徴としてあげられます。また、道路や公園などが区部よりも少なくなっており、都市基盤整備が十分に進んでいない状況を反映しているものといえます。

西東京市の土地利用

	西東京市	練馬区	武蔵野市	小金井市	小平市	東久留米市	多摩都市部	区部全体
総 数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
宅 地	57.6%	58.4%	65.9%	58.9%	54.2%	50.4%	31.5%	55.9%
屋外利用地等	5.8%	7.2%	4.8%	3.8%	5.3%	5.9%	5.0%	5.4%
公 園 等	4.6%	5.1%	6.2%	8.5%	8.2%	4.1%	5.1%	6.0%
未 利 用 地	1.7%	2.9%	1.9%	1.5%	2.0%	2.5%	3.6%	4.0%
道 路 等	11.1%	17.4%	16.5%	14.7%	13.7%	14.9%	10.3%	21.0%
農 用 地	14.3%	8.1%	3.9%	9.6%	13.9%	17.6%	8.8%	1.7%
水 面	0.3%	0.6%	0.5%	1.1%	0.5%	0.6%	1.6%	5.1%
森 林	1.3%	0.3%	0.2%	1.5%	2.1%	3.4%	31.0%	0.1%
原 野	0.1%	0.1%	0.0%	0.4%	0.2%	0.8%	3.2%	0.8%

平成 8 年又は 9 年の土地利用の割合
資料：東京の土地利用（東京都都市計画局）

2. 環境の課題

■地理的特性によって風の収束帯地域に位置している

東京湾を南に望む東京都北部地域は、海陸風の収束帯地域に当たり、気象条件によっては大気汚染物質が停滞しやすいという地域特性を持っています。さらに条件によっては、夏季に内陸性の顕著な高温度地域にもなります。昭和45年（1970年）以来、練馬区や東京都の西部地域では夏季に高温度傾向と大気汚染によって光化学オキシダント（スモッグ）の発生が認められ、ここ数年西東京市を含む多摩北部地域での注意報の発令件数は、他の地域と比べて多い状況にあります。

■都心部の大気汚染の影響を受けている

自然地理的条件による大気特性ばかりでなく、西東京市は広域的にみて都心における自動車の排ガスなどの大気汚染物質の移流によって、大気汚染の進行が予想される地域でもあります。特に地域によっては広域幹線道路が集中しており、沿道の自動車排ガスによる環境への影響に対しては、市ばかりでなく、国、東京都及び周辺自治体と協働した対策が必要です。

■歩く人のためのまちづくりを進める必要がある

西東京市では、市民の日常生活における自動車への依存は比較的少ないものと考えられます。その一方で、幹線道路（新青梅街道など）が都市部への人的・物的輸送手段となっています。その他の道路は、主に生活のための道路としての機能を持ち、その役割は区分されている傾向があります。

そこで、「ちょっとそこまで」程度ならマイカーを使わないようにし、交通における環境負荷を減らしていくことが環境面から求められます。保谷駅前などでは狭い道路に人と自動車が混在して、危険な状況です。さらに生活のための道路に通過車両が進入したりしている現状から、歩車道分離などによって歩く人の安全を確保していくことも良好な環境の実現のためには必要です。

■一層の都市化によって自然生態系が単純化するおそれがある

緑地の減少や被覆舗装の増加、宅地化などによって自然が失われてきており、自然生態系*のバランスの破壊、そして自然生態系そのものが単純化するおそれがあります。

自然生態系：ある地域に生息、生育する生産者（植物）、消費者（動物）、分解者（微生物）からなる生物群集とそれを取り巻く大気、水、土、光など無機的環境を合わせた一つの機能系（まとまり）。

■民有地のみどりが危機に瀕している

市内の緑地は、農地や屋敷林などの民有地のみどりに依存するところが多いのが現状です。しかし、相続税の支払いのための分筆・売却などによる農地や屋敷林などの宅地化や、事業者保有の緑地が土地利用の転換などのために、減少していく可能性があります。こうした農地・民有地のみどりの保全が緊急の課題です。さらに、西東京市は周辺自治体に比較して公共によって担保される緑地が少ない状況にあります。

■ごみ減量の必要性に迫られている

近年、ごみ減量に向けた様々な取り組みが進められたことによって、一般家庭からの排出量は減少していますが、なお高い水準にあります。また、事業所からの一般廃棄物*の排出量は増加しており、ごみ全体について一層の減量努力が必要となっています。

西東京市はごみの処理・処分を近隣自治体と共同で行っており、処理場、処分場を他の市町に依存しています。このことは、処分場のひっ迫や処理・処分による環境負荷の発生などといったごみ問題の深刻さを市民意識から遠ざけがちです。そのためごみに対する意識を強く喚起していく必要があります。

ごみ処理全体における環境への負荷を減らしていくためには、リサイクル(再資源化)、リユース(再使用)、ごみとなるものを購入しないなどのリデュース(発生抑制)を実践していくことが必要です。

■ヒートアイランド現象の影響が進むおそれがある

都市部における市民生活や事業活動による排熱の増加や被覆舗装面の増加は、ヒートアイランド現象*の原因となっています。

ヒートアイランド現象が顕著になることは、西東京市においてもその影響を受けることを示唆しています。その結果、局地的な異常気象(局地的豪雨、炎暑など)がもたらされるおそれもあります。ヒートアイランド現象の影響についても、広域的な課題の一つとして国や東京都の対策と協調した対策や、市独自の対策を検討していく必要があります。

■生活や事業活動による負荷を減らし持続可能な地域社会を目指す必要がある

私たちの生活及び事業活動が環境負荷を生み出し、そうした負荷の積み重ねが地球環境問題(地球温暖化*、オゾン層の破壊、熱帯林の減少など)を引き起こしていることから、私たちの生活や事業活動を環境に配慮したエネルギー資源の消費が少ない、持続可能な地域社会へと移行していく必要があります。

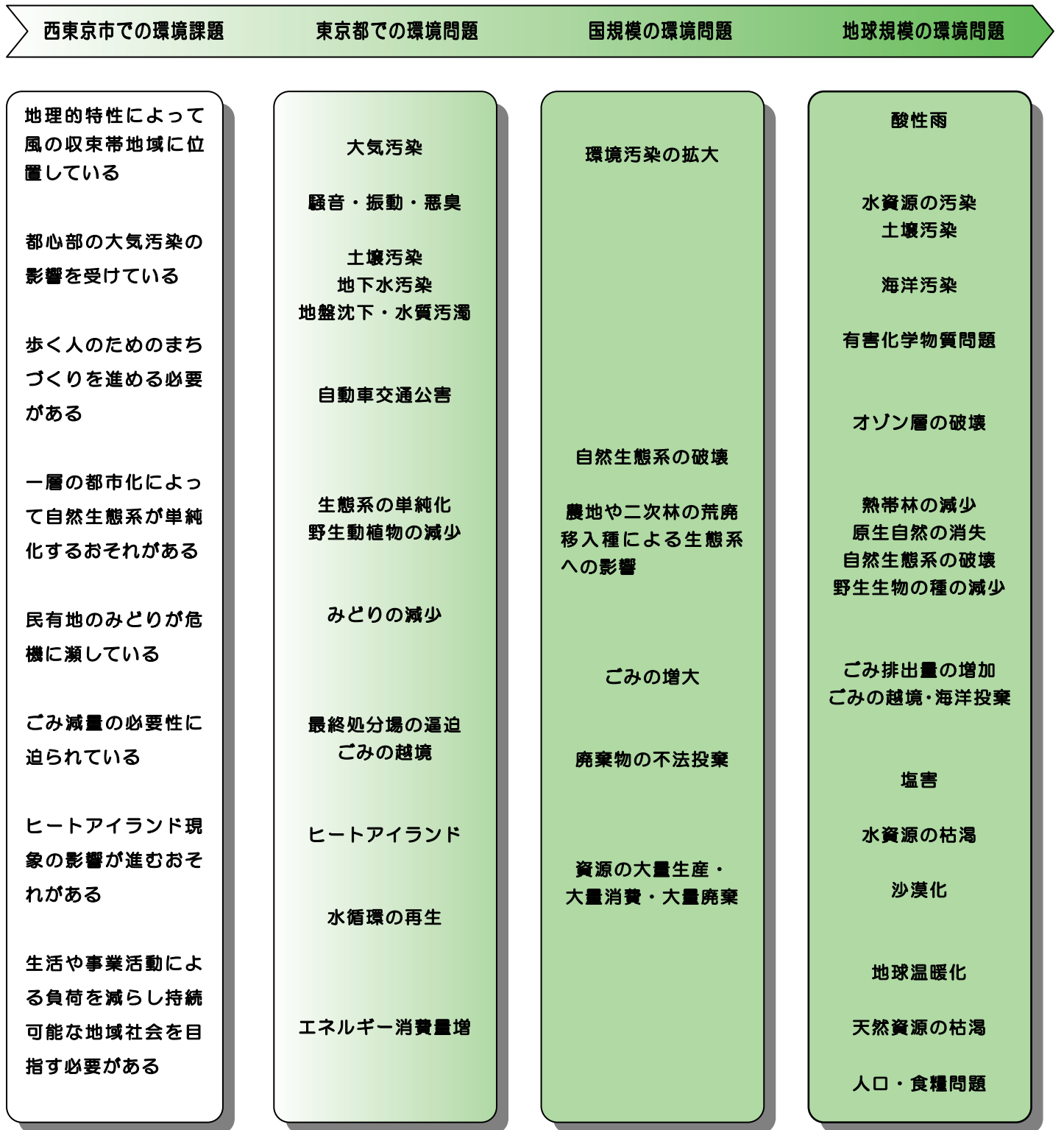
一般廃棄物：産業廃棄物以外の廃棄物のこと。

ヒートアイランド現象：都市部の気温が、郊外に比べて異常に高くなる現象。気温分布の等温線が都心部を中心に島状に取り巻くため、そのように名付けられた。その原因は、アスファルトやコンクリートで地表が覆われ、そこに日射熱が蓄積されること、緑地の減少により、水分の蒸発による気温低下が少ないこと、また、自動車の排気ガスの増大や、エアコンの大量使用がさらに外気温を押し上げるといった悪循環によるものである。大都市だけでなく、中小都市にも見られるようになってきた。

地球温暖化：化石燃料の使用などによって温室効果ガスの大気中濃度が高まった結果、地球の気温が上昇する現象。自然環境や生活環境において様々な悪影響が生じると予測されている。

以上のような西東京市の環境課題は、次のような広域的な環境問題と関連しています。

環境問題の広がり



Ⅲ．西東京市が目指す環境の姿

1. 目標及び基本方針

基本理念や西東京市の課題を踏まえ、今後環境保全の取り組みを進めていく上で基本となる考え方と、目標とする環境の将来像を定めます。

●基本となる考え方●

- (1) 地域の環境問題の正確な認識と保全に向けた使命感の共有という原則(共有の原則)
- (2) 環境問題の発生を未然に防止するという原則(未然防止の原則)
- (3) 環境は汚染した者の責任により修復するという原則(汚染者責任の原則)
- (4) 環境保全・創出のために、あらゆる主体が貢献し協力するという原則(協力の原則)

「共有の原則」は、環境問題に対する正確な認識を持ち、個人的な価値観や目先の利益を超えて、環境問題に取り組んでいく上での使命感と実際の取り組みを共有することを意味します。

「未然防止の原則」は、環境に対する影響を未然に回避するため、事前の調査や対策を十分に行うことを意味します。

「汚染者責任の原則」は、環境汚染に対して、汚染を発生させた者が責任を持って対応していくことを意味します。

「協力の原則」は、地域の環境保全・創出に関する取り組みや役割、負担を、市、事業者、市民に個別的に押しつけることなく、全ての主体が知恵や労力、資金などを出し合って協力することを意味します。

● 基本方針と将来像 ●

環境保全に当たっての、本市の基本的な方針と将来的に目指す望ましい環境都市の姿（将来像）を示します。

基本方針 1

良好な生活環境を確保して、健康で心豊かに過ごす

将来像

- ちょっとそこまで歩きたくなる、心やすらぐ西東京市
- 美しい街並みときれいな空気の、活気あふれる西東京市

市民の移動や貨物輸送など、あらゆる場面で自動車の利用が盛んになりました。その結果、大気汚染や温室効果ガスの排出など、環境への影響が懸念されるようになりました。今後は歩行者や自転車を中心にしたまちづくりを進めることが急務となります。西東京市は、自動車優先社会を見直し、市民が歩きたくなる人優先の生活都市を目指します。また、美しい街並みと良好な都市環境は、市民生活にうるおいをもたらすものであることから、良質な生活環境を確保するとともに、市民が活気のある生活ができる都市を目指していきます。

基本方針 2

都市のみどりをみんなで支え、自然と共存して生きる

将来像

- 身近で豊かなみどりを、みんなで育む西東京市
- 味わい深い地元のみどりを、みんなで食べて恵みを知る西東京市
- 歴史や文化が育むいのちのみなもと、自然を大切にする西東京市

都市の緑地や水辺といった自然は、憩い・いやしの場、大気の浄化、地下水の涵養、都市気候の緩和、地域の生態系の保全など多様な機能を持っています。また、現代に引き継がれた歴史や文化も、豊かな自然に抱かれて形成されたものといえます。こうしたみどりの価値に対して、市民が共通の認識を持ち、農地、屋敷林、公園・緑地、街路樹の保全はもちろん、公共施設や住宅に至るまでみどりがあふれ、みどりを維持・保全する努力を、市、事業者、市民が一体となって実行していかなければなりません。西東京市は、全ての市民が自然の恵みを楽しむ都市を目指します。

基本方針 3

生活と産業のあり方を見直し、地域に適した循環型社会を実現する

将来像

- 排熱と温室効果ガスを減らし、涼しい夏の西東京市
- エネルギーを大切にし、環境にやさしいエネルギーを利用する西東京市
- ごみになるものを買わない、売らない、作らない、使った資源は再利用する西東京市

地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題が顕在化しています。その多くは、市民生活や事業活動による資源・エネルギーの大量消費などにより、環境へ過大な負担をかけた結果といえます。市民生活や事業活動のスタイルを見直し、環境にやさしいエネルギー利用の実践、ごみ減量・リサイクルへの配慮、農産物を通じた地域内での循環の構築といった、省エネルギーやごみ問題などへの対応に関する取り組みを進めることによって、西東京市は、限りある資源を賢明に活用する循環型社会を目指します。

基本方針 4

みんなの知恵と努力と参加によって良好な環境を確保して、これを将来の世代に引き継ぐ

将来像

- 環境の大切さを、子どもから大人まで学びあう西東京市
- 様々な人々が、環境をよくするために活動している西東京市

地域の環境は、そこで暮らす市民や事業者の活動から形成されるものです。また現在の複雑化した環境問題を抱える都市社会では、環境情報の持つ意義が大変大きなものとなります。良好な環境形成を図るためには、充実した情報と環境教育によって、市民の環境意識が醸成され、全ての市民が地域の環境に関心を持てるような取り組みを進めていく必要があります。西東京市は、市、事業者、市民が連携し、みんなが環境情報を共有し、環境学習、環境教育を充実させ、高い意識を持って環境保全の取り組みを進めていく都市を目指します。

2. 取り組みの方向

市、事業者、市民がそれぞれの立場から取り組みを進めていく上での、施策の方向を示します。

基本方針1
良好な生活環境を確保して、健康で心豊かに過ごす

(1) 環境汚染の防止

- ① 環境汚染の監視
- ② 環境汚染の防止と改善

(2) 道路環境・交通マネジメント

- ① 歩行者・自転車優先のまちづくり
- ② 自動車交通への対応
- ③ 生活道路や公共交通手段の確保

(3) 都市景観・都市環境の保全

- ① 美しい都市景観の形成
- ② 都市美化の推進

基本方針2
都市のみどりをみんなで支え、自然と共存して生きる

(1) みどりの保全・育成

- ① 東大農場のみどりの保全の検討
- ② 農地の保全
- ③ 樹林地の保全
- ④ 公園・空き地等の活用
- ⑤ みどりのネットワークの創出

(2) 水辺環境の保全

- ① 身近な水辺の創出
- ② 水循環の確保

(3) 自然とのふれあいの確保

- ① 自然とのふれあいの確保

(4) 歴史的・文化的環境資源の確保

- ① 歴史的・文化的環境資源の確保

基本方針3
生活と産業のあり方を見直し、地域に適した循環型社会を実現する

(1) 広域的な環境問題への対応

- ① 地球温暖化問題への対応
- ② ヒートアイランド現象への対策
- ③ 省エネルギーの推進
- ④ 新エネルギーの推進

(2) ごみ減量・循環型社会へ

- ① ごみの再資源化と再生製品の利用
- ② ごみの減量化
- ③ 環境への負荷の少ないごみ処理システムの構築

(3) 農と消費の一体化

- ① 生ごみや剪定枝の堆肥化の推進
- ② 地産地消の推進

基本方針4
みんなの知恵と努力と参加によって良好な環境を確保して、これを将来の世代に引き継ぐ

(1) 環境情報の交流

- ① 環境情報の交流

(2) 環境学習の推進

- ① 環境学習のプログラム作成
- ② 環境学習の推進体制の構築
- ③ 環境学習の積極的な実施

(3) 環境保全活動への支援

- ① 環境保全活動を担う人材等の育成
- ② 環境保全活動の推進

(4) パートナーシップの推進

- ① 各主体の連携
- ② 広域的な連携



IV. 将来像の実現に向けた取り組み

基本方針 1

良好な生活環境を確保して、健康で心豊かに過ごす

1. 現状と課題

【環境汚染の状況】

自動車交通などに起因する大気汚染

- ◇大気汚染を生じさせ、人体に健康被害を及ぼすおそれのある代表的な汚染物質には、二酸化窒素などの窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化硫黄などの硫黄酸化物、一酸化炭素などがあげられます。
- ◇一酸化炭素による汚染については、工場の燃料規制やガソリン車、LPG 車に対する排出ガス規制などが徹底されたことから全国的に減少しています。一方で、近年では、主として自動車起源の排出が多い浮遊粒子状物質や窒素酸化物による汚染が問題視されており、排出ガス規制を中心として対策が進められています。西東京市においても、青梅街道や新青梅街道などの幹線道路では自動車交通量が非常に多くなっていることから、特に幹線道路周辺での大気汚染が深刻な状況にあります。東京都などと連携して対策を進めていくことが必要です。

二酸化窒素・浮遊粒子状物質濃度（年平均値）の経年変化

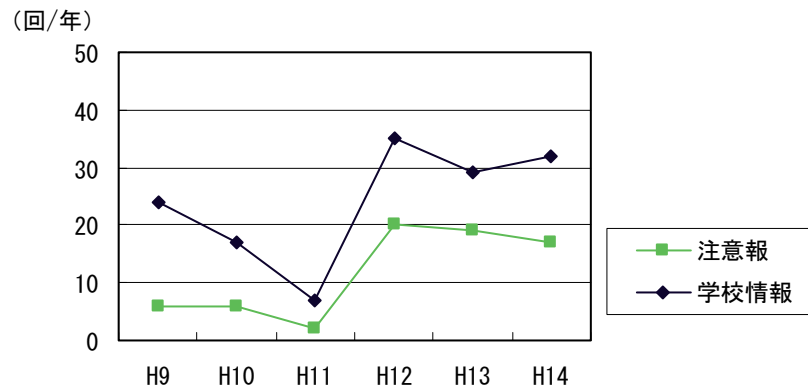


環境基準 二酸化窒素：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでの範囲内
浮遊粒子状物質：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20 mg/m³以下

資料：東京都環境局

◇西東京市の位置する東京都多摩北部は、他の地域に比べて光化学スモッグ*の発生頻度が高いという特徴があります。これは、西東京市が地理的に大気汚染物質の収束しやすい所に立地しているためと考えられます。

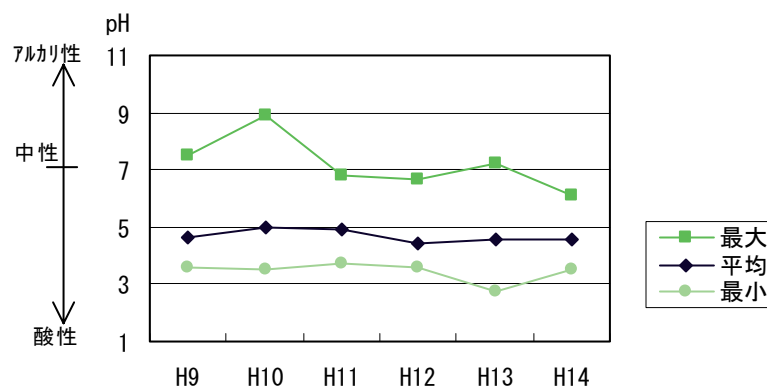
光化学スモッグ注意報・学校情報発令回数（多摩北部）



資料：東京都環境局

◇酸性雨は、大気中の窒素酸化物や硫黄酸化物の影響で、降雨が強い酸性を示すものですが、西東京市においても近年酸性雨が連続して観測されています。

酸性雨測定データ（pHの最大値、年平均値、最小値）



資料：環境保全課

◇西東京市は、多摩地域の市町村の中でも大気汚染による健康被害認定患者が相対的に多く、市民の健康を確保するという面からも大気汚染対策が重要となっています。

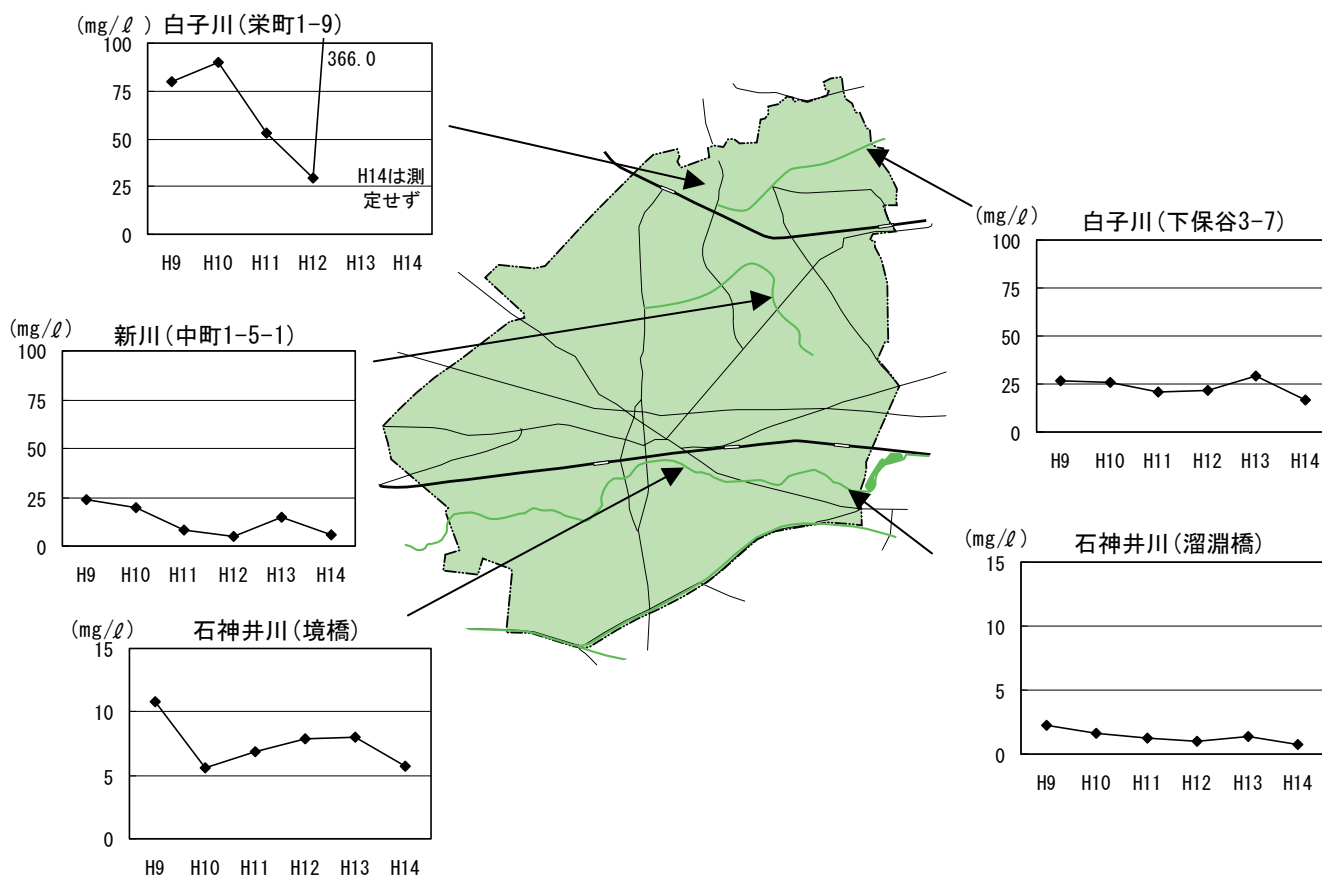
光化学スモッグ：自動車や工場から排出された窒素酸化物や炭化水素類などの一次汚染物質が、太陽光線中の紫外線を受けて光化学反応を起こして発生する物質を光化学オキシダントという。日射量が強く、高温・無風などの条件が重なったとき、光化学オキシダントやPAN（パーオキシアセチルナイトレート）等の濃度が局所的に高くなったものを、光化学スモッグと呼ぶ。光化学オキシダントは高濃度だと目やのどの粘膜を強く刺激するなどの直接的な健康被害を引き起こす。

◇以上のような状況を踏まえ、大気汚染に対しては、自動車交通による大気汚染の改善などに関して、西東京市のみならず、東京都や国などと連携して、広域的な取り組みを推進していくことが重要となります。

石神井川などの水質

◇石神井川の境橋（旧田無・保谷市界）と溜淵橋（練馬区界）における水質調査結果をみると、溜淵橋の BOD 濃度*はおおよそ 2mg/ℓ と比較的良好ですが、境橋の BOD 濃度は 5～8mg/ℓ と高いのが現状です。

石神井川などの BOD 濃度（年平均値）の経年変化



環境基準 石神井川が C 類型 (BOD5mg/ℓ 以下)
 白子川が D 類型 (BOD8mg/ℓ 以下)
 資料：環境保全課

BOD 濃度：Biochemical Oxygen Demand (生物化学的酸素要求量) のこと。水質の有機汚濁指標の 1 つであり、水中の有機物を微生物によって分解するときに消費される酸素量のことである。水中の微生物によって分解可能な有機物の量を表すもので、数値が高いほど有機物が多い、つまり水質汚濁が進んでいることを示す。主に河川の水質の指標として活用されている。

◇西東京市では、公共下水道（污水）整備は 100%完了していますが、今日なお接続していない世帯も存在するため、全ての世帯が公共下水道に接続することが課題となっています。

有害化学物質*など

◇有害化学物質については、東京都や近隣自治体と協調しながら、モニタリング調査を継続していくことが重要です。

◇ダイオキシン類*については、大気中の濃度測定を、平成 12 年度（2000 年度）は 6 か所、平成 13 年度（2001 年度）は 5 か所で実施しており、全て環境基準を下回っていますが、引き続き、ダイオキシン類の状況について調査を継続的に行っていくことが重要です。

◇地下水や土壌に対する有害物質や農薬などによる汚染が全国的に問題となっています。これらは、いったん発生すると汚染の期間が長期にわたるため、汚染の防止が非常に重要となります。そのため、汚染の発生に対する監視を継続的に行う必要があります。

【道路交通】

市民の移動手段と交通

◇道路交通のあり方については、車中心から人中心の、歩く人に配慮したまちづくりを進めることが重要です。これまでの交通施策のあり方について、今後は発想の転換が求められます。

◇西東京市は比較的平坦な地形であることから自転車利用に適しているといえますが、これまでは自動車の通行を中心に道路整備が進められてきました。今後は自転車利用のための安全確保や利便性の向上が課題となります。

◇歩道と自転車道の整備に関しては、市民意識調査（平成 15 年 3 月）では、市民の満足度が低い結果となっています。歩道が整備されている区間であっても、十分な幅が確保されていない地点や、段差が多く利用しにくい地点があります。自転車の通行や車椅子での通行などにも配慮しながら、歩道の整備を進める必要があります。

有害化学物質：人間や野生生物等に悪影響を及ぼす化学物質であり、特に比較的低濃度でも影響があるものが有害化学物質と言われる。ダイオキシン類など、環境ホルモンと呼ばれる化学物質も含まれる。国内では特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRT法）の導入などによる対策が進められている。

ダイオキシン類：ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）の総称。PCBの中で同様の毒性を持つコプラナーPCBも含めてダイオキシン類と呼ぶ。塩素の入ったものを焼却する過程などで生じる。

- ◇市内の公共交通機関としては、路線バスのほか、コミュニティバス（愛称「はなバス」）が運行されており、市民の重要な移動手段となっています。今後の「はなバス」の運行のあり方については、運行経路や便数などの検証を行い、計画的に推進・検討していくことが重要です。
- ◇現在の自動車は、燃料の消費に伴う温室効果ガス*の排出や窒素酸化物などの大気汚染物質の排出といった環境への負荷を与えるものであるため、自動車交通量の抑制及び低公害車*の普及などの取り組みを進めていくことが重要となります。

生活道路

- ◇住宅地では、道路が狭い地域も多く残されています。こうした区間への通過交通などの自動車の入り込みにより、歩行者の安全性や防災上の問題が指摘されています。また、自動車の利用に際しても利便性が損なわれています。

都市計画道路整備（幹線道路の整備）

- ◇骨格的な道路整備が伴わないうちに急速に都市化が進んだため、幹線道路が効果的に配置されているとは言い難い状況にあります。
- ◇新たな道路整備や道路の拡幅は、交通渋滞の緩和などに寄与するものであっても、同時に交通量の増加や大気環境の悪化をもたらす場合もあります。したがって、自然環境や生活環境に十分な配慮を行うことが必要です。
- ◇交差点や鉄道の踏切などで、円滑な交通が妨げられ、交通渋滞などの発生している地点については、適切な対策を検討していく必要があります。
- ◇青梅街道や新青梅街道では、交通量が非常に多く、渋滞の発生や交通安全上の問題のみならず、自動車排出ガスによる大気汚染や騒音・振動なども懸念される状況にあります。これら幹線道路では、通過交通が多くを占めているため、市民の自動車利用抑制に加え、通過交通対策を講じることにより、大気汚染の改善を目指すことが重要といえます。
- ◇市民の自動車保有台数は0.411台/人と全国平均より低く、東京都全体よりやや多い程度です。

温室効果ガス：大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスという。

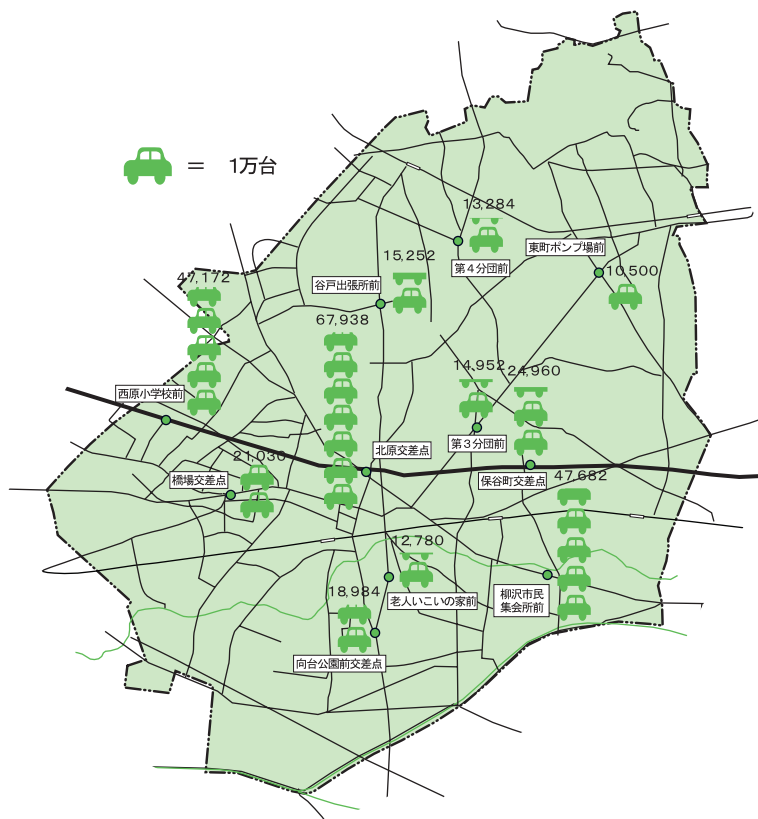
低公害車：運行に伴って排出される窒素酸化物が無いか、または相当程度少ない自動車のことで、主にガソリンや軽油に代わる燃料を用いる電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド車などを指す。

1人当たりの自動車保有台数

西東京市	東京都全体	全国
0.411台	0.378台	0.603台

東京都・全国は平成14年度末、西東京市は平成13年度末
資料：「日本統計年鑑」「統計にしよう 平成14年版」

市内の自動車交通量



平成13年度
出典：西東京市の環境

【都市景観・都市環境】

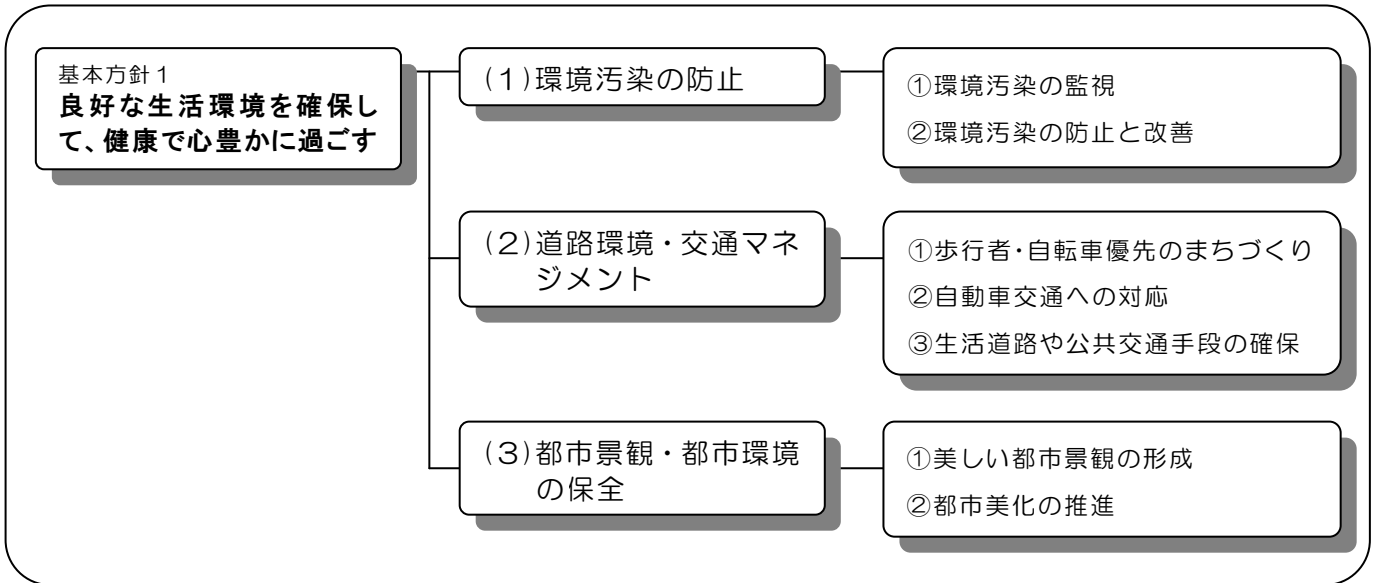
- ◇宅地開発に対しては、「西東京市宅地開発等に関する指導要綱」に基づき指導を行っています。しかし、都市景観の保全に向けた総合的な計画や指針などについては、西東京市では定められていないのが現状です。
- ◇「ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進」が新市建設計画、基本構想・基本計画のアクションプログラムに位置づけられており、また、保谷駅南口では交通安全性の向上などの観点も含めた再開発事業が進められています。

◇大型マンションなどの大規模建築物の建築については、都市景観面に加えて、周辺住民の生活環境への影響も想定されるため、緑地を残すなど環境への配慮を行うことが重要となります。

◇空き缶、空き瓶、たばこの吸い殻などの回収を行う美化活動として、老人クラブやたばこ組合の協力による環境美化キャンペーンが実施されています。また、駅前などでは放置自転車が交通の妨げとなることもあるため、放置自転車の撤去や、自転車利用者への啓発活動などを行っています。



2. 施策の大綱



基本方針1 - (1) 環境汚染の防止

大気汚染や水質汚濁などといった環境汚染に対しては、発生状況の監視を行い、防止に向けた取り組みを進め、環境の改善を進めます。

基本方針1 - (2) 道路環境・交通マネジメント

市街地における自動車中心の道路交通のあり方を見直し、徒歩や自転車利用などの推進と、そのための安全性、利便性などの対策を推進していきます。

基本方針1 - (3) 都市景観・都市環境の保全

より質の高い生活環境を確保するため、美しい街並みを形成するための取り組みを進めていきます。

3.施策の展開

(1) 施策の方向性

基本方針1-(1) 環境汚染の防止

大気汚染や水質汚濁などといった環境汚染に対しては、発生状況の監視を行い、防止に向けた取り組みを進め、環境の改善を進めます。

基本方針1-(1)-①環境汚染の監視

大気汚染や河川の水質汚濁に関しては、継続的に調査を行い、問題発生 of 早期発見や汚染状況の監視を行います。

幹線道路周辺や建設工事などに伴う騒音・振動の発生、また土壌汚染や地下水汚染などの環境汚染が想定される場合には調査を実施し、発生状況の把握に努めます。

有害化学物質については、環境影響などに関する情報の収集とともに、汚染の発生状況の把握に努めます。

さらに、市、事業者、市民で環境の状況に関する共通の認識を持つために、市民ボランティアやNPOなどが日常的に調査に参加できるような環境を監視する仕組みを検討します。

基本方針1-(1)-②環境汚染の防止と改善

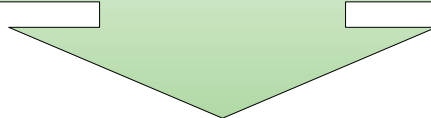
自動車の利用は大気環境への負荷が大きいことから、自動車交通による大気汚染や騒音・振動の軽減を図ります。そのため、事業者や市民の自動車利用に関する意識の変化を求めていくことにより、自動車利用の抑制や低公害車の普及を進めていきます。

また、大気汚染に関しては、西東京市だけでなく広域的な視点から対策を進めていくことが特に重要となるため、国や東京都、近隣自治体と協力し、歩調を合わせながら取り組みを進めていきます。

土壌汚染や地下水汚染、その他の公害問題についても、問題の発生防止に努めるとともに、問題発生 of 状況に応じて、速やかに対応していきます。

基本方針1-(2) 道路環境・交通マネジメント

市街地における自動車中心の道路交通のあり方を見直し、徒歩や自転車利用などの推進と、そのための安全性、利便性向上などの対策を推進していきます。



基本方針1-(2)-①歩行者・自転車優先のまちづくり

市、事業者、市民が一体となって、歩行者や環境にやさしい身近な交通手段である自転車に配慮した道路交通のあり方などを検討します。

また、自動車交通は、様々な環境への負荷を与えるものであることを認識し、自動車利用の抑制に向けた取り組みを進めます。そして、歩行者・自転車優先のまちづくりに向けた道路交通環境の整備を進めていきます。

基本方針1-(2)-②自動車交通への対応

幹線道路は、自動車交通の流れを円滑にし、住宅地などにおける通過交通の進入を抑制する効果が期待できることから、必要性を十分に検討し、適切に整備を行っていきます。

鉄道の踏切や幹線道路の交差点などにあっては、円滑な交通の流れに重大な影響が及んでいる場合には、関係機関と連携しながら対応を進めることにより、交通渋滞の緩和などを図っていきます。

基本方針1-(2)-③生活道路や公共交通手段の確保

通勤、通学、買い物などで日常的に市民が利用する生活道路については、安全に利用できるよう整備を進めていきます。新たに必要な道路を造るだけでなく、特に既存の道路の安全性向上などを積極的に進めるものとします。

公共交通手段については、市民交通の便の確保という目的に加え、自動車の利用を抑制するという面からも重要であることから、市内での公共交通網の充実に努めます。

基本方針1-(3) 都市景観・都市環境の保全

より質の高い生活環境を確保するため、美しい街並みを形成するための取り組みを進めていきます。

基本方針1-(3)-①美しい都市景観の形成

地域の特性を活かし、自然と都市機能の調和した美しい都市景観の形成に向けて、景観に関して市民による合意を形成することが重要です。これを踏まえて、都市景観をつくる実効的な方策を検討していきます。そして、市、事業者、市民の多様な協力により、美しさと機能性を兼ね備えた街並み形成のための取り組みを進めていきます。

基本方針1-(3)-②都市美化の推進

都市美化に関しては、放置自転車、粗大ごみの不法投棄、たばこや空き缶のポイ捨てなどが問題となっていますが、市民一人ひとりがまちをきれいにするよう心がけていくことが必要であり、そのための具体的な取り組みについての方策を検討し、進めていきます。

また、市、事業者、市民の協力によりまちをきれいにするための美化活動を推進していきます。



(2) 指標及び数値目標

環境の状態を表す指標のうち以下の項目については目標値を設定し、基本方針の達成度などをはかるための指標として活用します。

また計画の進行管理を行う中で、これら以外の環境指標についても、基本方針の進捗状況をはかるために活用していきます。

環境指標	現 状 (平成 14 年度値)	目 標 (平成 25 年度)
大気環境基準の達成状況 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 光化学オキシダント	二酸化窒素：3/3 浮遊粒子状物質：1/3 光化学オキシダント：0/1 (達成地点数/測定地点数) * 東京都の測定結果による	達成率 100%
河川の水質環境基準の達成状況	石神井川境橋：5.8 同 溜淵橋：0.8 (BOD濃度年平均値：単位mg/l) * 環境保全課の測定結果による	達成率 100% 石神井川：5mg/l 以下 (年間を通じた日平均値 の全データのうち 75% 以上のもので判断する)
大気中ダイオキシン類濃度の環境基準の達成状況	ダイオキシン類：5/5 (達成地点数/測定地点数) * 環境保全課の測定結果による	達成率 100%

(3) 各主体の取り組み

基本方針 1 - (1) - ①環境汚染の監視

市の取り組み

- 河川の水質や大気汚染、騒音、地下水などの状況について、定期的な調査をすることにより、環境汚染の発生状況を監視します。
- ディーゼル車規制や土壌汚染対策など、国や東京都の取り組みに協力・連携して環境汚染対策を推進します。
- 国や東京都などで行われている環境調査の把握、新たな環境汚染問題の状況など、環境に関する情報を収集していきます。
- 公害問題に関する情報を、市のホームページや広報紙などを通じて事業者や市民に積極的に提供します。
- 大気汚染や河川の水質に関して、市民ボランティアやNPOなどが日常的に調査に参加できるような環境指標の設定を検討します。

事業者の取り組み

- ◆工場などの排煙や排水などは、適正に処理されているか自主的に検査を行います。
- ◆化学物質の使用、排出、廃棄などについては管理体制を整え、環境に大きな負荷を与えるおそれの強い化学物質については、できるだけ使用量を削減するよう努めます。
- ◆大気汚染や河川の水質、有害化学物質など、環境汚染に関する情報をもとに、必要な対応を行います。
- ◆実施している公害対策や事業活動に伴って環境に与えている負荷の状況などについて、市や市民に情報を提供します。

市民の取り組み

- 大気汚染や河川の水質、土壌、地下水などに日常的に関心を払い、それらに対する監視や調査を、市民団体などで自発的に行います。
- 調査結果を市や事業者に提供し、情報を共有します。
- 大気や井戸水の汚染、河川の水質など、環境汚染に関する情報の把握に努めます。

基本方針 1 - (1) - ②環境汚染の防止と改善

市の取り組み

- 自動車利用の抑制、低公害車の普及、公共下水道への接続、建設工事などにおける公害対策の徹底などに関して、事業者や市民の意識の高揚を図ります。
- 環境汚染の防止に向けて、関係機関と協力しながら対策を進めます。
- 公害問題が発生した際には、関係機関との協力や当事者間での理解、対策の促進などにより解決を図ります。
- 自動車利用の抑制や低公害車の導入など、環境汚染の防止に関して市内での率先的な取り組みを進めます。

事業者の取り組み

- ◆業務用自動車の走行ルート of 効率化や排気ガス対策の徹底、アイドリングストップなど環境に配慮した運転マナーの徹底、低公害車の導入などにより、大気汚染物質の発生の抑制に努めます。
- ◆工場や事業場からの排出ガスや排水の処理を適切に行い、公害の発生防止に努めます。
- ◆工場の操業や建設工事の実施の際などには、騒音・振動対策を十分に行います。
- ◆有害物質などが土壌に浸透しないような対策を行います。
- ◆農地への農薬や肥料の過剰投入、不適切な使用を行わないよう配慮します。

市民の取り組み

- アイドリングストップなど、環境に配慮した自動車運転を心がけます。また、自動車の購入の際は、低公害車を検討します。
- ごみの自家焼却は有害物質発生の原因となるおそれもあり、また近隣への迷惑となることもあるため、行わないようにします。
- 殺虫剤や除草剤の過剰使用は、環境汚染の原因となることがあるため控えます。
- 生ごみや廃油を排水溝から流さない、公共下水道に未接続の世帯では接続するなどにより、生活排水による河川水質の悪化を抑制します。
- 生活騒音などで、近隣に迷惑をかけるような行動を慎みます。



基本方針 1 - (2) - ①歩行者・自転車優先のまちづくり

市の取り組み

- 人に優しい歩行者空間を確保するため、歩車道の段差解消や電線の地中化を、関係機関と連携しながら進めていきます。
- 自転車の活用を促進するため、市内の駅周辺などにおいて自転車駐車場の整備を行います。
- 事業者や市民に、自動車利用を自粛し、徒歩や自転車利用を行うよう、意識啓発を行います。
- 市内の交通量、交通経路の調査を行います。
- 事業者や市民の参加を得ながら道路交通のあり方について検討し、総合的な交通計画を策定します。
- 自転車の活用を重視した取り組みとして、自転車の安全な通行ができるような道路の確保、自転車や歩行者中心の道路環境形成に向けた検討を行います。

事業者の取り組み

- ◆自動車通勤の従業員に対して、自転車や徒歩、公共交通機関の利用を呼びかけます。
- ◆輸配送の共同化を検討するなど、業務における自動車利用をできるだけ抑制し、公共交通機関や自転車などの利用を増やすようにします。
- ◆今後の道路交通のあり方について市や市民と検討を行います。

市民の取り組み

- 自動車利用をできるだけ抑制し、公共交通機関や自転車などの利用を増やすようにします。
- 今後の道路交通のあり方について検討を行います。

基本方針 1 - (2) - ②自動車交通への対応

市の取り組み

- 自動車交通の円滑な流れを確保するため、都市計画道路を中心として、幹線道路の整備を進めます。
- 道路の整備に当たっては、歩車道の分離や歩道の拡幅員化を進め、歩行者や自転車利用者の安全を確保していきます。また、車椅子なども含め様々な利用者が安全に利用できるよう、ユニバーサルデザインの観点などからも整備を進めていきます。
- 今後の新たな幹線道路整備に当たっては、将来的な社会情勢の変化や道路整備による環境への影響などについて十分配慮し、市民の意見を採り入れながら検討を行います。また、国や東京都などと連携しながら進めていきます。
- 幹線道路の整備に当たっては、将来の歩行者中心社会に向けてゆとりある歩道や植栽帯など、地域特性を活かした環境配慮を行うよう東京都に要請します。
- 道路交通の円滑化を図るため、鉄道の連続立体交差化に向けて、近隣自治体などと広域的に連携しながら調査・研究を進めるとともに、事業者に対する要請を行います。
- 幹線道路の交差点など、交通渋滞の多発する地点では、渋滞の解消に向けて、関係機関との連携のもとで、有効な対策を検討していきます。

事業者の取り組み

- ◆路上駐車など、交通渋滞の原因となる行為はしません。
- ◆今後の道路整備のあり方について、市や市民とともに検討を行います。

市民の取り組み

- 路上駐車など、交通渋滞の原因となる行為はしません。
- 今後の道路整備について、市や事業者とともに検討を行います。

基本方針 1 - (2) - ③生活道路や公共交通手段の確保

市の取り組み

- 生活道路の整備状況や利用状況を把握し、地域の実情にあわせた生活道路の拡幅や新設といった整備に関する計画を策定します。
- 安全な交通を確保するため、交通危険箇所を把握するとともに、危険箇所の局所改修や、カーブミラー等の道路安全施設の整備を実施していきます。
- コミュニティバス（はなバス）の運行については、運行経路や便数などの検証を行い、計画的に推進していきます。
- 自動車利用を減らし、公共交通機関などの利用を増やすよう、事業者や市民に働きかけます。

事業者の取り組み

- ◆住民の生活の妨げとならないよう、住宅密集地域などへは自動車でもやみに進入しないようにします。
- ◆環境への負荷を減らすため、市内の移動は自転車やバス、電車などの利用を心がけます。

市民の取り組み

- 住民の生活の妨げとならないよう、住宅密集地域などへは自動車でもやみに進入しないようにします。
- 環境への負荷を減らすため、市内の移動は自転車やバス、電車などの利用を心がけます。

基本方針 1 - (3) - ①美しい都市景観の形成

市の取り組み

- 地域の特性を活かした都市づくりを計画的に進めるため、状況に応じた用途地域の見直しを行います。
- 良好な景観整備のための取り組みの検討を行います。特に高層マンションなどの大規模建築物に関しては、良好な地域景観の形成の面からも対応を検討していきます。
- 住宅マスタープランの策定を通じ、良好な住宅地の形成を推進します。
- 地区計画制度や宅地開発等指導要綱などにより、地域固有の都市景観形成の観点から、まとまりのある住宅地の形成を進めます。
- 屋外広告物、看板などについては、都市景観に与える影響について配慮し、周辺景観と調和するよう検討していきます。
- 街路灯などの夜間照明は、地域の状況に応じた設置を行うよう配慮します。これにより夜間照明による市民生活や動植物への悪影響を防止します。

事業者の取り組み

- ◆事業所を建てる際には、周辺の景観と調和に配慮します。
- ◆事業所の緑化により、みどり豊かな街並み形成に貢献します。
- ◆屋外広告物や看板は規則に従い、都市景観を乱さないような設置に配慮します。
- ◆夜間サーチライトの上空への照射など、過度な夜間照明を自粛します。

市民の取り組み

- 都市景観についての検討に参加します。
- 家を建てる際には、周辺の景観と調和に配慮します。
- 庭やベランダの緑化、ブロック塀の生垣化などにより、みどり豊かな街並み形成に貢献します。

基本方針 1 - (3) -②都市美化の推進

市の取り組み

- ごみゼロ運動など、都市美化に向けた市民の自主的な活動を支援していきます。
- 駅周辺の路上の美化清掃及び路上喫煙地区の設定や歩きタバコの規制など、タバコのマナー向上に向けた方策を検討します。
- 自転車の放置をなくすために、駅周辺などを中心に自転車駐車場への誘導などの取り組みを推進します。
- 粗大ごみなどの不法投棄行為の防止に向けて、事業者や市民へごみ出しルールに関する周知の徹底を図ります。

事業者の取り組み

- ◆事業所周辺などの美化活動を、市や市民と協力して行います。
- ◆ごみは適切に処理し、不法投棄は行いません。

市民の取り組み

- タバコの吸い殻や空き缶、ペットボトルなどのポイ捨て問題に、市や事業者と一緒に取り組みます。
- 飼っている犬猫のふんについては、飼い主の責任のもとにきちんとした処理を行います。
- 家の周りやごみ集積所の清掃を、地域の美化活動として行います。
- 市内美化を進めるため、道路や河川などの清掃活動に参加します。
- 家電などの廃棄の際は適切に処理し、不法投棄は行いません。



基本方針2

都市のみどりをみんなで支え、自然と共存して生きる

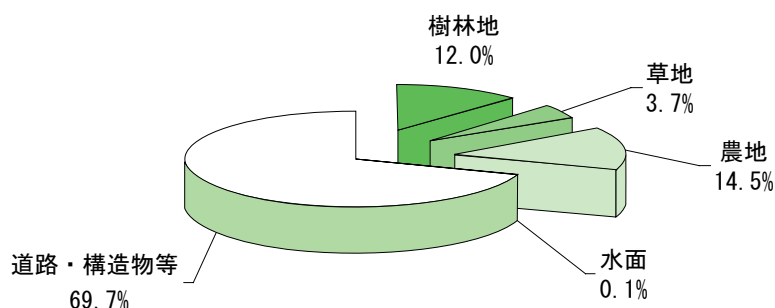
1. 現状と課題

【農地・樹林】

みどりの占める割合

- ◇西東京市は面積 15.85km² であり、宅地が多く区部並みであるとともに、農地が多いことが特徴としてあげられます。しかし、農地や屋敷林・雑木林は宅地や道路用地などとして減少する傾向にあり、十分な保全対策の実施が必要となっています。
- ◇緑被率*は、平成 11 年度（1999 年）で 30.2%、面積で 478ha となっていますが、現在は 30%を下回っているものと推定され、今後さらに開発による緑被率の低下が懸念されます。
- ◇東京大学附属農場（以下「東大農場」という。）は面積 22.2ha です。このうち建物敷地などの 4.0ha を除くと、市内の緑地の約 4%を東大農場が占めていることになり、緑地確保の点から、東大農場の緑地としての保全が課題となっています。

市全域の緑被率の内訳



平成 11 年度
資料：公園緑地課

農地・樹林

- ◇平成 14 年（2002 年）の農家の農地面積は 188ha です。
- ◇農地の約 82%に当たる 154ha が生産緑地として指定されています。生産緑地の買い取り請求への対応や、その他の農地の保全と開発のあり方について、緑地保全の観点から課題となっています。

緑被率：市全域に対する樹林地、草地、農地など、木や草で被われている土地の占める割合。

◇都市農業地域であり、キャベツ、ほうれん草、花卉、植木などの生産が中心です。

農地面積

区分	面積 (ha)	構成比 (%)
市街化区域	1,585	100.0
うち農地	188	11.9
うち生産緑地	154	9.7
農地に占める生産緑地の割合		81.9

平成 14 年 1 月現在

資料：北多摩の農業統計（平成 15 年 3 月）

- ◇農地は、西東京市の自然環境において中心的な役割を果たしているだけでなく、地場産農作物の供給の場としても重要な役割がありますが、後継者不足や相続税負担、市街化の進行などにより、農地の維持は非常に困難な状況にあります。
- ◇市民が農業のできる場として、市民農園や家族農園*が設置されており、また西原自然公園では、市民団体による雑木林の管理活動が行われています。こうした、自然とふれあい、自然と関わ合う活動を多くの市民に広めていくことが重要といえます。
- ◇屋敷林や雑木林は、緑地保全地域や保存樹林などとして保全が図られているものもありますが、経済的負担などから屋敷林を継続的に維持していくことは困難な状況にあるため、今後の保全対策が課題となります。

【公園・緑地】

中核となる緑地や公園

- ◇東大農場・演習林は西東京市のみどりの核ともいえる存在ですが、今後、農場については西東京市からの移転が決定されています。移転後の跡地を、豊かな自然環境を残すことができるよう、十分な検討を行う必要があります。
- ◇下野谷遺跡は、文化財として貴重であり、公園・緑地としての活用や遺跡としての保存に向けた取り組みが重要となります。

市民農園・家族農園：西東京市には、市民農園及び家族農園がそれぞれ 4 か所ずつ、計 760 区画、1.9ha 設置されている（平成 15 年 11 月現在）。市民農園は市が管理運営を行っており、家族農園は利用者の受付は市、管理運営は農家を実施している。

◇（仮称）合併記念公園*は、緑町にある東京大学の研究所跡地約4.4haを購入し、西東京市の誕生に伴うシンボリックな公園として整備を進めています。また、谷戸せせらぎ公園は、明治薬科大学跡地（谷戸町）に整備された公園です。

街並みのみどり

◇現状では公園が十分に整備されているとはいえない状況にあるため、雑木林の活用なども含め、公共の緑地確保を計画的に行っていくことが重要です。また、商店街や住宅地・団地内などの小さなスペースを活用して小さな公園（ポケットパーク）が設けられていますが、これを増やし、散策時の休息所や憩いの場としての活用を進めていく必要があります。

◇公園については、最近では利用者である市民が管理活動に参加することが多くなっていることもあり、西東京市においても「公園管理協力会員」制度を進めています。公園の管理への市民参加をさらに進めていくことが重要となります。

◇街路樹は、市街地における景観形成機能や、各地の緑地を結ぶ機能など様々な役割を果たしています。現状では十分に街路樹が整備されているとはいえない状況にあるため、道路整備とあわせて適切な整備を行うことが必要です。また、街路樹の適切な管理を継続していくことが重要となります。

◇今後さらに市街地における緑化を推進していくためには、大規模建築物における屋上緑化や、公共用地の緑化、事業所敷地内の緑化などが課題となります。

◇住宅地のみどりに関しては、生垣設置に対する助成などにより推進しています。

【水辺環境】

◇市の水系としては、北に白子川、中央部に新川（白子川支流）など、南部に石神井川があり、武蔵野市との境界に玉川上水、千川上水が流れています。これらは、新河岸川あるいは隅田川に合流し、東京湾へ流入しています。

（仮称）合併記念公園：（仮称）合併記念公園の名称については、平成16年1月25日に「西東京いこいの森公園」として公表されましたが、今後、公園の設置告示等の手続きが必要となるため、これらの手続きが完了した時点で正式な名称として取扱うこととなります。本計画では従来どおりの（仮称）合併記念公園という表記をしています。

- ◇西東京市は、水源として古くから地下水が盛んに利用されてきました。現在でも地下水を水道水源の一部として利用しており、汚染物質などからの地下水の安全性確保及び取水量の調整などによる地下水資源の安定的な確保が重要となっています。
- ◇都市化が進んだ結果、地上に降った雨は地下に浸透しにくくなっています。雨水を地面に浸透させることは、洪水防止、地下水の涵養*など、自然の水の循環を確保することにつながります。したがって、農地や屋敷林を保全するとともに、雨水浸透ます*の設置や透水性舗装などの推進により、市街地での雨水の地下浸透を進めることが重要です。
- ◇石神井川は、西東京市を代表する河川ですが、親水性に乏しい状況であり、市民が身近にふれられるような存在とはなっていません。そのため親水化整備を行うなどの取り組みを進めることが重要です。
- ◇白子川や新川はほぼ全区間が暗渠となっており、今後どのように活用するかが課題といえます。

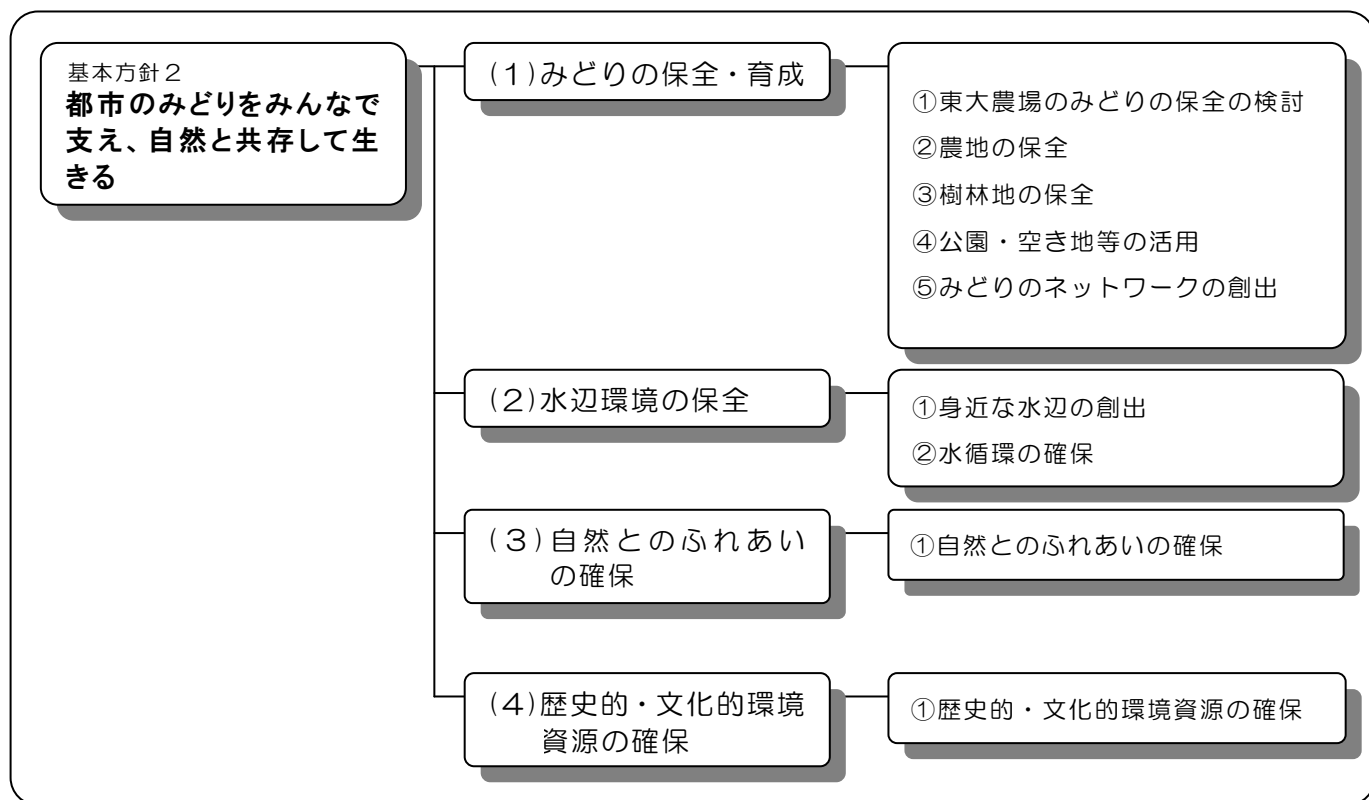
【自然とのふれあい】

- ◇市民の自然とのふれあい活動は、身近にふれることのできる自然が減少したこともあり、行われなくなってきている状況と推察されます。したがって今後は、自然とのふれあい活動の機会や場所の提供を積極的に行い、市民の自然に対する理解を深めていくことが重要と考えられます。
- ◇市では、自然観察会の開催により、市民の自然とのふれあいの促進を図っています。自然に関する市民の満足度は比較的高くなっていますが、今後は、さらに市民の自然に関する意識を高めるために、自然環境学習を推進することが重要となります。

地下水の涵養：雨の一部は地下に浸透し、地下水となる。これを地下水かん養といい、森林や農地などの非舗装面で高い機能を有する。特に森林は水源かん養のほか、土砂流出の防止、水質保全など治水、利水、環境面での効果も高く、緑のダムと呼ばれることもある。

雨水浸透ます：地下水の涵養を図るため、雨水を地下に浸透しやすくするための設備で、宅地や道路敷地に設置する。

2. 施策の大綱



基本方針2 - (1) みどりの保全・育成

市内に存在する緑地をできるだけ将来に残すとともに、みどり豊かな市街地の形成に向けた取り組みを進めます。

基本方針2 - (2) 水辺環境の保全

健全な水循環を確保するとともに、石神井川などの水辺が市民に親しまれるよう、水にふれることのできる水辺をつくりだしていきます。

基本方針2 - (3) 自然とのふれあいの確保

緑地などは野生生物の生活の場でもあることを認識し、市民が自然とふれあいながら、自然の大切さを学べるような取り組みを進めます。

基本方針2 - (4) 歴史的・文化的環境資源の確保

先人たちによって残され、現在に伝わる歴史的・文化的環境資源については、保存を進めるとともに、市民の文化財に関する高い意識を醸成していきます。

3. 施策の展開

(1) 施策の方向性

基本方針2-(1) みどりの保全・育成

市内に存在する緑地をできるだけ将来に残すとともに、みどり豊かな市街地の形成に向けた取り組みを進めます。

基本方針2-(1)-①東大農場のみどりの保全の検討

東大農場・演習林は、西東京市におけるみどりの核として非常に重要な役割を果たしていることから、東大農場の移転後の豊かな自然環境の保全のあり方について、検討を進めていきます。

基本方針2-(1)-②農地の保全

農地は、農業生産の場としてだけでなく、緑地として都市の防災機能や景観形成機能など多様な役割を果たしているため、農地の減少をできるだけ抑制するように対策を進めます。

このためには、農業従事者の確保が重要であることから、農家の後継者や農業ボランティア・ヘルパーの育成などを進めます。さらに、農地の市民農園や農業体験の場としての活用を進めることにより、市民が農業とふれあえる場所や機会を増やしていきます。

基本方針2-(1)-③樹林地の保全

まず市内の樹林地や樹木に関して把握し、雑木林については緑地保全地域制度の活用や自然公園などとして保全を図ります。また、西東京市の樹林地の多くを占める民家の屋敷林についても、保存樹林への指定などを通じて保全を進めます。

西東京市の樹林地は人の手によって育てられてきたものであるため、これからも管理作業を適切に行い、良好な樹林地を育てていきます。

基本方針2-(1)-④公園・空き地等の活用

西東京市における中心的な公園として（仮称）合併記念公園の整備を進め、市民の身近な公園として活用していきます。さらに、市内の公園の利用状況や、公園整備に関する市民の需要、要望を踏まえて、都市公園やポケットパークなどを適切に整備していきます。

また、公園の利用と管理に関しては、利用者である市民の主体的な取り組みを、市が協力しながら進めていきます。

基本方針 2 - (1) - ⑤みどりのネットワークの創出

緑地については、個々の樹林地や公園などを確保するだけでなく、それらに広域的なつながりを持たせていくことが重要です。そのため、みどりのネットワークの創出に向けた取り組みを進めていきます。

遊歩道や街路樹などを通じて、みどりの連続性の創出を図ります。また、公共施設や住宅、事業所の緑化などは、都市景観の形成やヒートアイランドの緩和など様々な効果が期待されることから、これらを推進し、みどりの多い潤いのある街並みを形成します。

基本方針 2 - (2) 水辺環境の保全

健全な水循環を確保するとともに、石神井川などの水辺が市民に親しまれるよう、水にふれることのできる水辺をつくりだしていきます。

基本方針 2 - (2) - ①身近な水辺の創出

市内の水辺空間を活用し、水とみどりに親しめる憩いの空間を創出します。

基本方針 2 - (2) - ②水循環*の確保

健全な水循環の確保に向けて、緑地の保全により土の面を維持し、雨水の地下浸透を確保するとともに、住宅や公共施設における浸透ますの設置や、雨水利用の促進などにより、地域の健全な水循環を確保します。

水循環：水は降雨、蒸発、浸透などにより環境中を循環し、大気中の水蒸気、内陸水（川や湖）、地下水、海水などの形で存在しているが、自然の地表面の減少、地下水の大量採取などにより、水の循環の仕方や水の存在状況が変わり、湿地の消失、地盤の沈下や平常時の河川流量の減少による水質の悪化などの支障が生じる。

基本方針 2 - (3) 自然とのふれあいの確保

緑地などは野生生物の生活の場でもあることを認識し、市民が自然とふれあいながら、自然の大切さを学べるような取り組みを進めます。

基本方針 2 - (3) - ① 自然とのふれあいの確保

野鳥や昆虫、植物などの生物に着目して自然環境の状況について把握し、自然環境の保全に向けた取り組みを進めます。

豊かな自然環境の残されている区域については、自然観察路などとして保全していくことを検討します。また、市民が自然に関心を持ち、自然とふれあうことのできるように、既存の緑地を活かしながら、ビオトープ*整備なども含めた取り組みを進めていきます。

基本方針 2 - (4) 歴史的・文化的環境資源の確保

先人たちによって残され、現在に伝わる歴史的・文化的環境資源については、保存を進めるとともに、市民の文化財に関する高い意識を醸成していきます。

基本方針 2 - (4) - ① 歴史的・文化的環境資源の確保

市に伝わる歴史的、文化的資源については、十分に調査を行い、保存に努めます。特に、屋敷林など昔からの地域の人の暮らしを伝えているものについても、文化的環境資源として将来に伝えていきます。

さらに、郷土資料室などを通じて広く文化財を市民に公開し、歴史、文化に関する市民の理解を深めていきます。

また下野谷遺跡は西東京市の貴重な文化財であるため、遺跡としての保存を図るとともに、公園化などについて検討を進めていきます。

ビオトープ：もともとは野生生物が共存している空間、自然生態系のことを指す用語であるが、最近では、環境教育や動植物保護の観点などから人工的に整備した空間のことを指す場合が多い。計画中では、後者の意味で使用している。

(2) 指標及び数値目標

環境の状態を表す指標のうち以下の項目については目標値を設定し、基本方針の達成度などをはかるための指標として活用します。

また計画の進行管理を行う中で、これら以外の環境指標についても、基本方針の進捗状況をはかるために活用していきます。

環境指標	現状	目標 (平成 25 年度)
緑被率	30.2% (平成 11 年度値) * 公園緑地課資料による	現状の水準を維持
農地面積	農地：188ha (平成 14 年 1 月値) * 北多摩の農業統計 (平成 15 年 3 月)による	農地：160ha * 西東京市農業振興計画による
樹林地面積	190ha (平成 11 年度値) * 公園緑地課資料による	今後、目標値設定



(3) 各主体の取り組み

基本方針 2 - (1) - ① 東大農場のみどりの保全の検討

市の取り組み

- 東大農場については、農場移転の方針を踏まえて、この移転問題への対応について、豊かな自然環境を残すことができるよう関係機関等との調整を図りながら、市の方針を策定していきます。
- 東大農場の市民開放を促進したり、空間を活用したイベントを検討するなど、人が集まる市民の活動を創出します。

事業者の取り組み

- ◆ 東大農場の豊かな自然環境の保全について、考えていきます。

市民の取り組み

- 東大農場の豊かな自然環境を残すよう、市内外に働きかけます。
- 東大農場の豊かな自然環境の保全や利用の方法などについて、市や関係機関等とともに検討します。
- 東大農場の豊かな自然環境を利用して自然とのふれあい活動を行います。

基本方針 2 - (1) - ② 農地の保全

市の取り組み

- 農業の活性化により現存する農地の維持を図るため、農地の生産性を高めるなど優良農地の育成に努めます。
- 農業が収益性の高い魅力のある産業となるよう、市内で生産される農産物などの商品価値を高め、魅力ある農業経営となるよう支援します。
- 生産緑地の追加指定を進めます。
- 耕作の継続が困難な生産緑地について、所有者からの買取の申し出があった場合には、市による買い取り、緑地としての保存を検討します。
- 就農希望者に対して技術的支援を行うなどにより、農業後継者の育成を図ります。
- 農地耕作の維持に向けて、市民参加による農作業の支援体制として農業ボランティア・ヘルパーの育成を進めます。
- 環境にやさしい農業の普及を図るため、土づくりや農業技術などに関する支援を行います。
- 耕作の継続が困難な農地については、市民と農業のふれあいの場として市民農園や家族農園としての活用を推進します。
- 市民が農業にふれ、農業を理解するための、農業体験の場として、体験型農園等の取り組みを検討します。
- 小中学校では、農業体験教育を取り入れます。

事業者の取り組み

- ◆ 農業を継続して行い、農地の保全に努めます。
- ◆ 環境に配慮した農法を採り入れるなどにより、生産する農産物の商品価値を高める工夫をします。
- ◆ 農業後継者の育成を図ります。
- ◆ 市民農園や体験型農園などとしての農地の活用を検討します。
- ◆ 農産物を、直売所や地元の小売店などを通して販売します。
- ◆ 農産物の販売経路を、産直契約制度などにより確保します。

市民の取り組み

- 市民による農作業の支援活動に参加します。
- 市民農園や家族農園を利用して、農業にふれる機会を持ちます。
- 地元の農産物を積極的に利用します。
- 市内の農産物を、産直契約制度などにより購入します。

基本方針 2 - (1) - ③ 樹林地の保全

市の取り組み

- 緑地保全地区・緑地保全地域の保全を継続して進めるとともに、追加指定を行う可能性についても検討していきます。
- 保存樹木、保存樹林制度について、市民への周知を図るとともに、制度の活用により、民有地における樹木・樹林地の保全を支援します。
- 緑地保全に関する市民の理解を高めるため、西東京市の緑地の状況などに関する情報提供を行います。また、屋敷林の見学会などのイベントにより、樹林地保全の機運を醸成します。
- 樹林地所有者と緑化活動への参加を希望する市民との調整や、緑化に関する市民への技術的な支援など、市と市民の連携に基づく緑化、樹林地管理活動を推進します。
- 市民から買い取り申し出のあった樹林地や、開発により消失のおそれのある樹林地については、市が設定している「まちづくり整備基金」の活用などによる買い取りや借地化を検討し、保全を図ります。

事業者の取り組み

- ◆ 緑化や樹林地の管理などの活動に協力します。

市民の取り組み

- 樹林地の所有者は、樹林地の保全を心がけるとともに、樹林地の管理を適切に行います。
- 市民による緑化や樹林地の管理活動に参加します。
- 緑化に関して、市民団体が連携して取り組みます。
- 市民による緑化活動を、イベントなどの機会を通して共有化し、市民に広く参加を呼びかけます。

基本方針 2 - (1) - ④ 公園・空き地等の活用

市の取り組み

- (仮称) 合併記念公園の整備を進め、公園を利用した市民のコミュニケーションや環境保全活動の展開を進めます。
- 東伏見都市計画公園の整備について東京都に要請を行います。
- 下野谷遺跡については、遺跡の保存と活用を図りながら、公園化についての検討を進めます。
- 買い取り申し出のあった生産緑地や雑木林、屋敷林などを計画的に買い取り、新たな公園・緑地の確保や既存の公園の拡張を図ります。
- 公園が不足している地域を優先して、新規の公園整備を推進します。
- 公園の整備を検討する際には、市民の需要や要望について把握し、地域住民の参加を得ながら進めます。
- 街路整備における余剰地を活用して、散策時の休息や憩いの場として利用できるポケットパークを整備します。
- 白子川や新川といったふたかけ河川を散歩道として緑道化を図るとともに、市内に点在する公園や社寺、散歩道などをネットワーク化し、散策ルートの設定を行うなど、歩いて楽しめる魅力ある空間づくりを進めます。
- 公園などの公共用地の花壇の計画・植え付け・管理を市民と協働で行う「花いっぱい運動」等の市民の活動を推進します。
- 市民が中心となった公園づくりを進めるため、公園内の雑木林管理・清掃などの維持管理について、公園ボランティア活動を進めます。

事業者の取り組み

- ◆ 未利用の事業所敷地などについては、緑地として整備します。
- ◆ 事業所内の緑地を市民へ開放していきます。

市民の取り組み

- (仮称) 合併記念公園の整備に伴う、市民の公園ボランティア活動に参加します。
- 身近な公園や散歩道などを憩いの場などとして利用します。
- 公園管理協力会員に登録するなどにより、公園の管理活動に参加します。

基本方針 2 - (1) - ⑤みどりのネットワークの創出

市の取り組み

- 市内の緑被率について、定期的な調査を行い、緑地の状況を把握します。
- 街路樹や道路脇の植栽などの新規整備を検討します。特に幹線道路や生活道路の新規整備、改修などの際に、街路樹などを積極的に取り入れていきます。
- 街路樹の管理を適切に行い、剪定の時期や方法などは、地域住民への配慮なども含めて慎重に実施します。
- 公園や樹林地、道路などについて、清掃や落ち葉かきなどの管理を地域住民が中心となって進めていくため、「みどりの里親制度」を検討します。
- 公共施設においては、敷地内の緑化を積極的に推進するとともに、屋上緑化・壁面緑化も検討します。
- 引越しや住宅の建替えなどの際に、一定規模の樹木の移植や幹旋を行うグリーンバンク制度の設立を検討します。
- 住宅の生垣化などによる緑化を支援します。
- 大規模マンション建設等により緑地を開発した際には、ほかに新たに緑地を確保するなど、緑地の総量を確保するための制度を検討します。
- 無秩序な市街化を防止し、良好な生活環境の整備を進めるため、宅地開発などに関する指導要綱に基づく指導を行います。

事業者の取り組み

- ◆事業所の敷地内の緑化や集合住宅などの屋上緑化を行います。また、植木などの管理を適切に行います。
- ◆新たに宅地開発などを行う際には、緑地を十分に確保します。

市民の取り組み

- 地域の街路樹に関心を持ち、落ち葉の掃除など街路樹管理のための活動に参加します。
- 自宅の塀を生垣化したり、庭に植栽をするなどにより、庭のみどりを育てていきます。また、管理を適切に行います。



基本方針 2 - (2) - ①身近な水辺の創出

市の取り組み

- 石神井川については、市民に開放された親水公園の整備と、川に沿った親水機能のある良好な空間の再生を、都に要請します。
- 玉川上水、千川上水については、沿川の緑化、多自然型の護岸整備など、親水性の向上を目指します。
- 石神井川周辺の美化活動を市民とともに行うことなどにより、市民の石神井川への関心を高めます。
- 公園に親水池を設置するなど、水にふれることのできる場所を創出します。

事業者の取り組み

- ◆水辺にふれる活動に対する協力を行います。
- ◆水辺の環境保全に協力します。

市民の取り組み

- 水辺にふれる活動を行います。
- 水辺の大切さを理解し、石神井川などの美化活動に参加します。

基本方針 2 - (2) - ②水循環の確保

市の取り組み

- 公共施設や家庭などへの雨水浸透ますの設置や貯留施設の整備の推進により、雨水の地下浸透を進めます。
- 公共施設での雨水貯留利用を進めます。
- 道路や公共施設の敷地では、透水性舗装など、雨水が地下へ浸透する面の確保に努めます。
- 節水による水資源の有効活用を進めます。

事業者の取り組み

- ◆事業所に雨水浸透ますを設置します。
- ◆事業所に雨水貯留施設を設置し、貯留雨水を有効に活用します。
- ◆事業所敷地内は、土の面をできるだけ確保します。
- ◆水道水などの使用量を把握し、無駄のない利用を心がけます。

市民の取り組み

- 自宅に雨水浸透ますを設置します。
- 自宅に雨水貯留施設を設置し、貯留雨水を有効に活用します。
- 自宅の敷地内は、土の面をできるだけ確保します。
- 水道水の使用量を把握するなどし、無駄のない利用を心がけます。
- 風呂の残り湯の活用など、家庭内での水の再利用を行います。

基本方針 2 - (3) - ①自然とのふれあいの確保

市の取り組み

- 西東京市の自然環境の現状について把握するため、市民などの協力を得ながら調査を行います。
- 農地や樹林地、河川などの保全に関して、野生生物の生息基盤にも着目し、緑地がつながりを持って保存されるよう保全方策を検討します。
- 野生生物の生息地として重要な地域について、保全対策を実施します。
- 外来の生物は、地域の自然生態系や在来の生物に悪影響を及ぼすこともあるため留意するとともに、適切な対応をとります。
- 空き地や公園を利用して、西東京市に昔から生育していた在来の野草や樹木の観察ができるような整備を検討します。
- 小中学校や公園などにおいて、野生生物に配慮したピオトープの整備を検討します。

事業者の取り組み

- ◆事業所内において、野生生物に配慮したピオトープ整備を検討します。
- ◆ペットの販売を行う際は、飼い主に責任を持って飼育してもらえよう注意を促します。

市民の取り組み

- 身近な動植物に興味を持ち、自然とのふれあいを持つよう心がけます。
- 自然環境の現状に関する調査に協力します。
- 野鳥や昆虫の餌や棲みかとなるように自宅の敷地に植物を植えます。
- ペットは最後まで責任を持って面倒をみます。

基本方針 2 - (4) - ①歴史的・文化的環境資源の確保

市の取り組み

- 文化財については、先人たちの生活を知る資料であるだけでなく、本市の自然に育まれて生み出され、残されてきたものともいえます。したがって、環境保全の観点からも重要な要素として、保存や復元に努めていきます。
- 市内に2か所ある郷土資料室を郷土資料館として統合整備し、市内の遺跡からの出土品や、民具・農具などの文化財資料の収集・整理・公開に努めます。
- 文化財に関する資料の作成や講座などを実施し、郷土資料への理解、文化財保護への意識を高めます。
- 下野谷遺跡については、西東京市の貴重な文化財として市民の認識を高めるとともに、遺跡の保存と活用に向けた取り組みを進めます。

事業者の取り組み

- ◆市民が郷土の歴史を学び、文化にふれる活動に協力します。
- ◆文化財の保全に協力します。
- ◆所有している文化的資源の保全に努めます。

市民の取り組み

- 郷土の歴史に興味を持ち、文化財にふれるよう心がけます。
- 下野谷遺跡に実際にふれて、理解します。
- 所有している文化的資源の保全に努めます。

基本方針3

生活と産業のあり方を見直し、地域に適した循環型社会を実現する

1. 現状と課題

【地球温暖化】

◇地球温暖化は、二酸化炭素やメタンガスなど温室効果ガスの大気中濃度の上昇によって引き起こされると考えられます。特に二酸化炭素は、市民生活や事業活動における化石燃料（石油・ガスやこれらをもとにつくられる電気など）の使用による排出量が多くなっています。

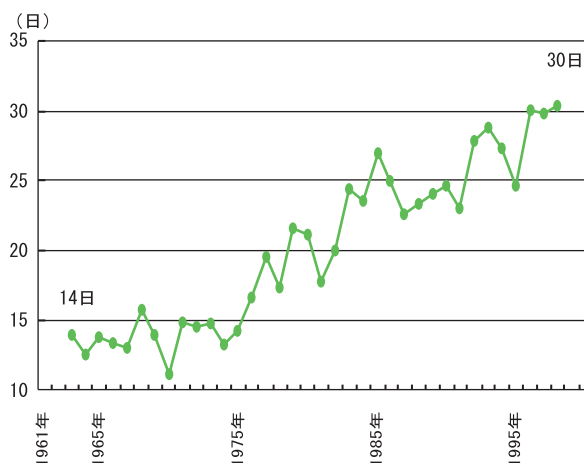
◇地球温暖化により、海面上昇による沿岸地帯の低地の水没、生態系の構造変化、農業生産への影響など、自然環境や生活環境への様々な影響が予測されています。

【ヒートアイランド現象】

◇西東京市は、東京都区部に隣接する市街化の進んだ地域に位置していることから、都心部のヒートアイランド現象とも大きな関わりがあるといえます。平成14年（2002年）の夏季でみると、東京都では区部の中央から北部にかけて30℃を超える時間が長く、一方で、海岸地域は比較的涼しいという結果になっています。

◇ヒートアイランド現象への対策としては、省エネルギーの推進や緑地の確保などが有効といわれており、東京都でも屋上緑化や透水性舗装、街路樹の再生などの対策を進めているところです。西東京市においても、具体的な取り組みを展開していくことが重要といえます。

東京の熱帯夜の日数



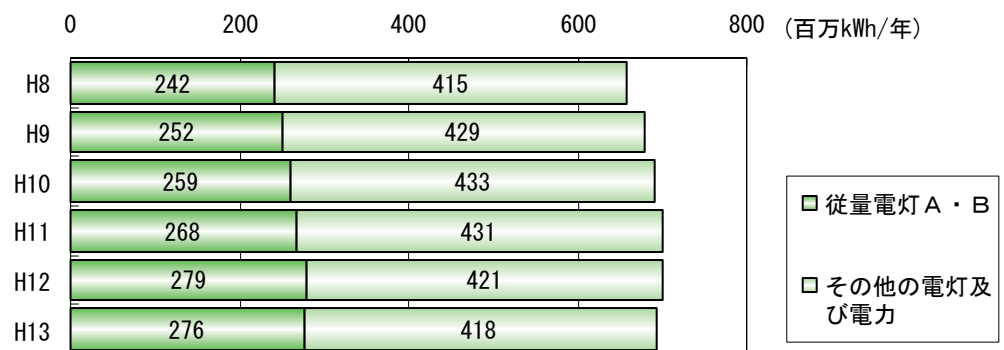
資料：気象庁

出典：東京都ホームページ

【エネルギー利用】

- ◇西東京市全体での電力使用量は、平成 13 年度（2001 年度）で約 6.9 億 kWh であり、一般家庭分（従量電灯 A・B）は増加傾向にあります。
- ◇公共施設においては、太陽エネルギー利用設備の導入が進められています。
- ◇市民生活や事業活動による電気・ガスなどのエネルギー使用量を減らし、温室効果ガス排出量の削減を目指す必要があります。

電力使用量



資料：東京電力

【ごみ収集処理】

ごみ収集の実施

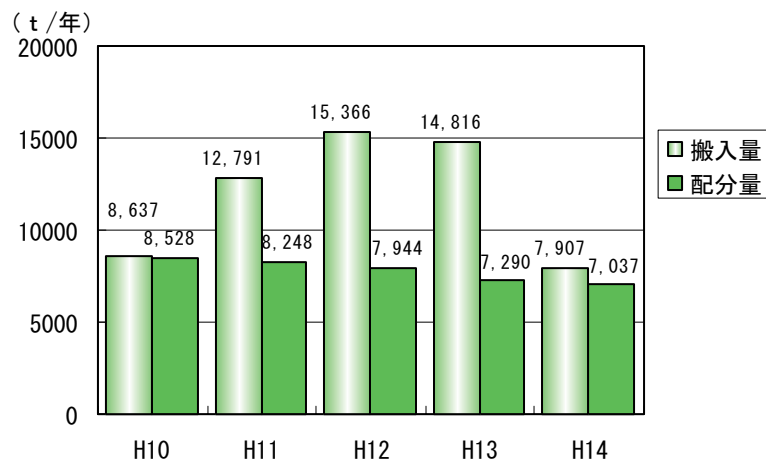
- ◇現在のごみ集積所は約 5,000 か所（1 か所 15 世帯程度が基準）ありますが、新たな住宅の建設などにより、集積所も増加傾向になっています。ごみ集積所の維持管理は、利用している住民が中心となって行うことが原則です。
- ◇ごみ処理の効率化を図るには、ごみの分別や集積所への出し方を正しく行うなど、ごみを排出する市民の意識を高めることが重要となります。

ごみ処理の実施

- ◇家庭からの一般廃棄物は市が収集後、3市（西東京市・清瀬市・東久留米市）で運営している柳泉園組合に運び、可燃物（燃やせるごみ）は焼却し、不燃物（燃やせないごみ）は破碎処理しています。その他プラスチック類のうち軟質系プラスチックについては、現在、柳泉園組合において焼却処理しています。プラスチック類の資源化については、容器包装リサイクル法に基づく取り組みを進めています。

- ◇最終処理は、多摩地域の 25 市 1 町が利用している二ツ塚廃棄物広域処分場（日の出町）で埋め立て処分を行っています。各市町からの搬入量については受け入れの配分量が設定されていますが、西東京市分については近年、配分量を超過している状況です。
- ◇ごみの収集処理方法については、環境保全の面から今後とも最も適切な方法を採用するよう、検討を行っていくことが重要です。可燃ごみは焼却処理していますが、水分を多く含んだ生ごみを焼却するという点では非効率ともいえます。生ごみの資源化を進めるなどにより、焼却に頼らない処理方法を検討していくことが重要となります。

最終処分場搬入量



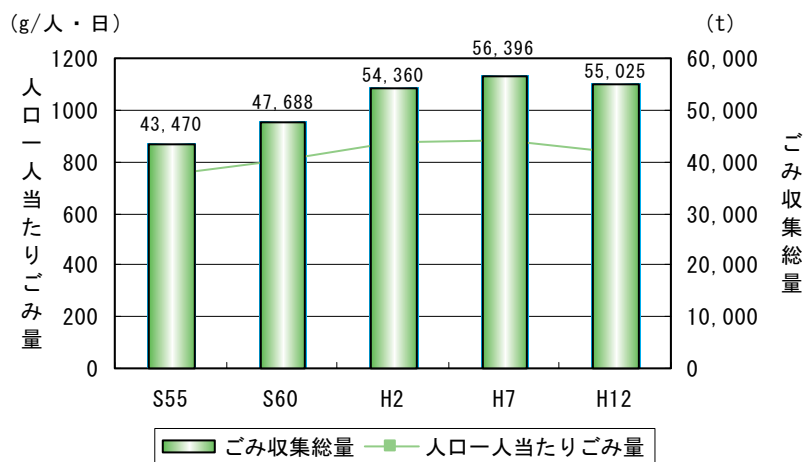
資料：ごみ減量推進課

【ごみ減量】

- ◇一般廃棄物発生量の 20 年間の推移を 5 年ごとにみると、平成 7 年にごみ収集総量及び 1 人当たり発生量のピークが生じましたが、平成 12 年には減少傾向に転じています。
- ◇市民 1 人 1 日当たりのごみの発生量（事業系を含む）は、平成 13 年度（2001 年度）で 826g となっており、東京都全体の 1,191g、全国の 1,114g（いずれも平成 11 年度）と比べると少なくなっています。
- ◇ごみの排出が及ぼす環境への負荷の大きさや資源の有効活用の重要性などを考えると、今後も生ごみの減量やごみの再資源化の推進が求められます。さらにはごみ処理の有料化の検討など、発生量の削減を目指した取り組みを推進することが重要といえます。

◇西東京市では、一般廃棄物全体の量は減少傾向にあります。そのうち事業系可燃ごみについては増加し続けています。この要因としては、自己処理の普及によるステーション排出からの移行と考えられますが、今後は、自己処理を推進していくとともに、より一層事業系ごみ総量の減量化、資源化を図るため、事業者に対して積極的に啓発・指導を行う必要があります。

ごみの量



資料：ごみ減量推進課

【資源の循環利用】

ごみの再資源化

◇平成5年（1993年）に柳泉園リサイクルセンターが完成し、その後古紙・古布やビン、缶、ペットボトル、白色トレーの再資源化が始まりました。リサイクルセンターにおいて、資源物の分類や梱包・圧縮などを行った上で、リサイクル業者に引き渡ししており、引き渡し後、適切に再資源化が図られていることを継続的に確認していく必要があります。

◇生ごみの堆肥化によるごみの減量をより推進するために、生ごみ処理機器購入者に対して助成金を交付しています。また、平成13年（2001年）9月から谷戸町の公団住宅「グリーンプラザひばりが丘南」で総戸数495戸の協力のもと、生ごみの堆肥化処理を行っています。こうした取り組みをさらに進め、生ごみの有効活用を推進することが重要です。

◇公園や街路樹、住宅から排出される剪定枝についても、再資源化を進めていくことが重要です。

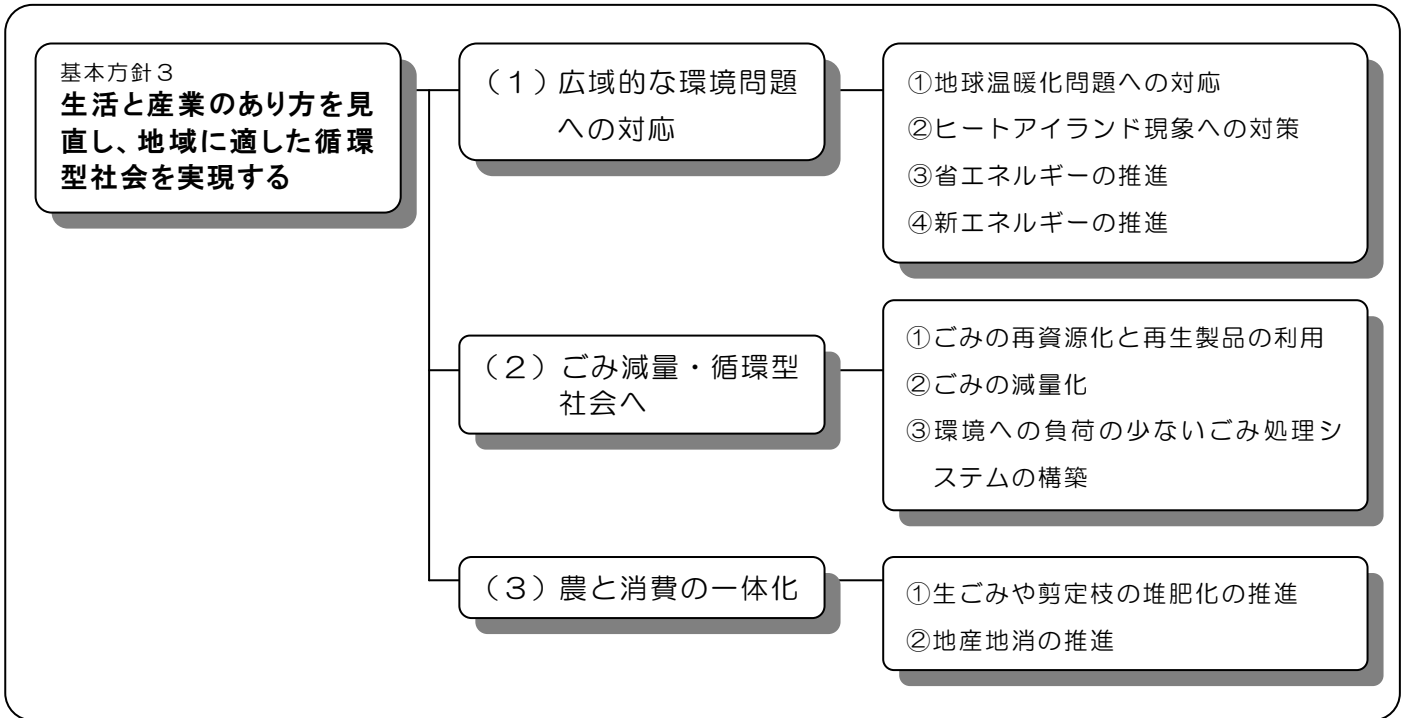
◇その他プラスチック類は、現在は再資源化が行われていませんが、今後、再資源化の方法を検討していく必要があります。

◇ごみの再資源化率（家庭系ごみに占める資源物量の割合）は、平成 14 年度で 19.4%となっています。

不用品の再利用

◇フリーマーケットや、シルバー人材センターの運営によるリサイクルショップなどにおいて、不用品の販売が行われており、このような取り組みを資源の循環利用の観点からも推進していくことが重要といえます。

2. 施策の大綱



基本方針3 - (1) 広域的な環境問題への対応

地球環境問題や広域的な環境問題に対しては、地域として果たすべき役割を認識した上で、各主体の参加の下、率先的な取り組みを進めていきます。

基本方針3 - (2) ごみ減量・循環型社会へ

将来的にはごみの発生そのものの少ない地域社会を目指し、循環型社会を構築するために、再使用、再資源化を行うなどリサイクルを推進し、ごみ排出量の削減を進めます。これにより、最終処分場に搬入される量の大幅な減量を目指した取り組みを進めていきます。

基本方針3 - (3) 農と消費の一体化

農産物の生産と輸送に伴う環境負荷を減らすために、生ごみや剪定枝は堆肥化により地域の農地で活用し、地元の農産物を市内で消費するといった、農と消費を一体化する取り組みを進めていきます。

3. 施策の展開

(1) 施策の方向性

基本方針3-(1) 広域的な環境問題への対応

地球環境問題や広域的な環境問題に対しては、地域として果たすべき役割を認識した上で、各主体の参加の下、率先的な取り組みを進めていきます。

基本方針3-(1)-①地球温暖化問題への対応

地球温暖化対策としては、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量削減に向けて西東京市としての責任を果たしていく必要があり、市、事業者、市民がそれぞれの立場から率先して取り組みを進めていきます。

取り組みの状況については随時、把握・評価を行い、市、事業者、市民が協力しながらさらに取り組みの強化を図ります。

基本方針3-(1)-②ヒートアイランド現象への対策

ヒートアイランド現象の発生状況や地域的特性などの把握に努め、有効な対応策を検討します。特に、緑地の確保やコンクリート・アスファルト舗装の抑制、人工排熱の削減、風の通り道の確保などは、ヒートアイランド対策として有効といわれていることから、効果的な緑地保全の取り組みを中心に対策を進めます。

基本方針3-(1)-③省エネルギーの推進

エネルギー使用による環境への負荷を抑制するために、市民の省エネルギー意識の高揚を図ります。そして、電気・ガス・ガソリンなどの使用量の削減に向けた取り組みを推進します。

基本方針3-(1)-④新エネルギーの推進

太陽エネルギーの有効活用など、市の環境の特性を踏まえた新エネルギー*の利用を進めていきます。

新エネルギー：新エネルギーは、「再生可能エネルギー」と「従来型エネルギーの新利用形態」の二つに分類される。本計画で「新エネルギー」とは、このうちの「再生可能エネルギー」を指している。「再生可能エネルギー」は、「自然エネルギー」と「リサイクル・エネルギー」に分けられ、具体的には太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、廃棄物発電、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造、バイオマス発電などがあげられる。

基本方針 3 - (2) ごみ減量・循環型社会へ

将来的にはごみの発生そのものの少ない地域社会を目指し、循環型社会を構築するために、再使用、再資源化を行うなどリサイクルを推進し、ごみ排出量の削減を進めます。これにより、最終処分場に搬入される量の大幅な減量を目指した取り組みを進めていきます。

基本方針 3 - (2) -①ごみの再資源化と再生製品の利用

不用となった品物でもそのまま使用することのできるものは希望者に融通するなど、できる限り再使用を進めていきます。再使用できないものについては、再資源化を図るものとし、その他プラスチック類などの再資源化を新たに実施するなど、再資源化の推進に向けた新たな取り組みや手法の検討も進めていきます。

さらに、資源循環について市民意識の啓発を行うなどにより、グリーン購入*など、環境に配慮した製品の流通を促していきます。

また、より一層の再資源化の推進に向けて、情報の交換など、ごみの排出者と再資源化を行う事業者との連携強化を図ります。

基本方針 3 - (2) -②ごみの減量化

ごみは適切に処理を行ったとしても環境に大きな負荷を与えるものであることから、ごみの排出量の削減を目指した取り組みを進めます。

まず、ごみ減量を推進していくための方策を検討した上で、市、事業者、市民それぞれの取り組みを進めるとともに、ごみ減量に関する市民意識の醸成や事業所からのごみ減量化の促進などを図ります。

基本方針 3 - (2) -③環境への負荷の少ないごみ処理システムの構築

市民へのごみ排出ルール徹底や、市による適切なごみ収集・処理の実施に努めるなど、ごみ収集から最終処分まで、最適なごみ処理システムの構築を進めます。

なお、資源物のリサイクルについては、リサイクルコストも踏まえて検討を行った上で推進するものとします。

事業者においては、製造・販売物の廃棄時における環境への負荷を考慮することなども含め、環境への負荷の少ない製品の製造販売を進めていきます。

グリーン購入：商品の購入やサービスの利用に際し、価格・機能・品質等だけでなく、環境への負荷のできるだけ少ないものを優先的に選択し、購入するもの。これを進めることで、環境保全に配慮した商品の市場を広げることができる。

基本方針 3 - (3) 農と消費の一体化

農産物の生産と輸送に伴う環境負荷を減らすために、生ごみや剪定枝は堆肥化により地域の農地で活用し、地元の農産物を市内で消費するといった、農と消費を一体化する取り組みを進めていきます。

基本方針 3 - (3) - ① 生ごみや剪定枝の堆肥化の推進

家庭や事業所から排出される生ごみ、剪定枝や落ち葉などについては、堆肥化による利用や土壌の改良への利用など、資源として有効活用を進めます。

堆肥化に関しては、活用に取り組む農家の確保を図りながら進めていくものとします。

基本方針 3 - (3) - ② 地産地消の推進

農産物直売所の設置、学校給食への地場産農産物の利用拡大など、地元でとれた農産物を地域内で消費する地産地消*の取り組みを進めていきます。



地産地消：地元生産、地元消費を略した言葉で、地元で生産された農産物を地元で消費するという意味で使われている。消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている。

(2) 指標及び数値目標

環境の状態を表す指標のうち以下の項目については目標値を設定し、基本方針の達成度などをはかるための指標として活用します。

また計画の進行管理を行う中で、これら以外の環境指標についても、基本方針の進捗状況をはかるために活用していきます。

環境指標	現 状 (平成 14 年度値)	目 標 (平成 25 年度)
1人1日当たりのごみ排出量(市収集分)	713g * ごみ減量推進課資料をもとに算出	663g 以下 ※西東京市一般廃棄物処理基本計画による
リサイクル率	19.4% * ごみ減量推進課資料をもとに算出	35%以上 ※西東京市一般廃棄物処理基本計画による
最終処分場搬入量	7,907t * ごみ減量推進課による	大幅な削減
市内でのエネルギー使用量 電 気 都 市 ガ ス 上 水 道	電 気： 694.5GWh 都 市 ガ ス： 4,665 万 m ³ 上 水 道： 1,905 万 m ³ (電気のみ平成 13 年度値) * 電気は東京電力(株)、都市ガスは東京ガス(株)、上水道は水道部による	各項目現状より 10%削減
公共施設での自然エネルギー利用状況	4 か所	今後、目標値を設定
市の事務事業による二酸化炭素排出量	* 地球温暖化防止計画において算出・目標値設定する	今後、目標値を設定



(3) 各主体の取り組み

基本方針3-(1)-①地球温暖化問題への対応

市の取り組み

- 省資源、省エネルギー、グリーン製品の利用などを進めるため、事業者や市民の意識の高揚を図ります。
- 家庭における環境への負荷の低減や、事業所における環境マネジメントシステム*の導入を啓発し、事業者や市民の環境への配慮を進めます。
- 国や東京都の施策を踏まえながら、市としての具体的な地球温暖化対策の施策を検討し、地球温暖化防止計画を策定します。
- 市が率先して省エネルギーの推進、新エネルギー導入などの地球温暖化対策に取り組みます。

事業者の取り組み

- ◆省エネルギーなど、温室効果ガスの排出抑制につながる取り組みを行います。
- ◆温室効果ガスの排出の少ない製品の製造、販売、利用を行うなど、事業展開の中で、環境保全、環境負荷低減の視点を取り込みます。
- ◆環境報告書などの作成により、環境問題への取り組み状況などを把握し、広く公表します。
- ◆環境マネジメントシステムの導入により、経営理念・経営目標の中に環境保全を位置づけ、取り組みを進めます。
- ◆製造や処理の際の環境負荷が低く、また循環利用しやすいグリーン製品を率先して購入します。

市民の取り組み

- 省エネルギーなど、温室効果ガスの排出抑制につながる取り組みを行います。
- 市や事業者の環境保全の取組に関して、協働して評価を行います。
- 製造や処理の際の環境負荷が低く、また循環利用しやすいグリーン製品を率先して購入します。

基本方針3-(1)-②ヒートアイランド現象への対策

市の取り組み

- ヒートアイランド現象の発生状況について、関係機関の測定データや研究成果などを把握します。
- ヒートアイランド現象に対する有効な対応策を検討します。
- 緑地の保全を進めます。
- 水循環の確保に向けた取り組みを進めます。
- 省エネルギーの推進により、庁舎などからの排熱を削減します。

事業者の取り組み

- ◆緑地の保全を進めます。
- ◆水循環の確保に向けた取り組みを進めます。
- ◆省エネルギーの推進により、事業所などからの排熱を削減します。

市民の取り組み

- 緑地の保全を進めます。
- 水循環の確保に向けた取り組みを進めます。
- 省エネルギーの推進により、住宅などからの排熱を削減します。

環境マネジメントシステム：経営方針の中に環境に関する方針を採り入れ、計画から運用までの一連の環境管理の取り組みを実施するための、組織や責任、実務、手順などのシステム。

基本方針3-(1)-③省エネルギーの推進

市の取り組み

- 家庭における環境への負荷の低減や、事業所における環境マネジメントシステムの導入を啓発し、事業者や市民の環境への配慮を進めます。
- 省エネルギーに関する取り組みを、市が率先して行います。
- 省エネルギーの取り組みを全市的に推進していくための、基本的な方針や具体的なプロジェクトを定めた計画を策定します。

事業者の取り組み

- ◆近距離への移動では、自動車の利用を控えます。また、外出の際は、自転車やバス、鉄道などの利用を心がけます。
- ◆自動車の買い換えの際は、低燃費車を選びます。
- ◆アイドリングストップなど、環境に配慮した運転マナーを従業員に徹底します。
- ◆過度の照明を控えたり、冷暖房の使用を抑制したりといった取り組みにより、電気やガスなどを節約します。
- ◆ガスや石油燃料などを大切に使います。
- ◆省エネルギーの推進に向けて事業所としての取り組みの方針を定めます。

市民の取り組み

- 近距離への移動では、自動車の利用を控えます。また、外出の際は、自転車やバス、鉄道などの利用を心がけます。
- 自動車の買い換えの際は、低燃費車を選びます。
- アイドリングストップなど、環境に配慮した運転マナーを実践します。
- 環境家計簿*をつけるなどにより、エネルギー利用に関する理解を深めます。
- 過度の照明を控えたり、冷暖房の使用を抑制したりといった取り組みにより、電気やガスなどを節約します。



環境家計簿：電気・ガス・水道などの光熱費、食品容器の使用量やごみの量などを記入することで、家庭からの二酸化炭素の排出量が算出できるように作られた家計簿。二酸化炭素の排出量に関する意識を高め、各家庭からの排出削減のための省エネ等の取り組みを促すものである。

基本方針 3 - (1) - ④新エネルギーの推進

市の取り組み

- 事業者や市民の、太陽エネルギーなどの新エネルギーに関する理解を深め、導入への意識を啓発します。
- 太陽光発電*の設置の効果などについて、市民モニターなどによる調査を検討します。
- 公共施設における太陽光発電、太陽熱利用*設備の設置や、天然ガス自動車の導入など、庁内での新エネルギーの利用を進めるとともに、導入コストと効果などの検証を行います。
- 柳泉園でのごみ焼却熱の利用効率の向上を図ります。
- 家庭や事業所における燃料電池発電*など、環境負荷の少ない新たな電力供給システムの普及に向けた検討を進めます。

事業者の取り組み

- ◆事業所に太陽光発電や太陽熱利用設備の設置を行います。
- ◆グリーン電力基金*への参加などにより、新エネルギーの推進に貢献します。
- ◆燃料電池やコジェネレーション設備*など、新エネルギー利用に向けた新たなシステムの導入を検討します。

市民の取り組み

- 自宅に太陽光発電や太陽熱利用設備の設置を行います。
- グリーン電力基金への参加などにより、新エネルギーの利用を行います。

太陽光発電：光エネルギーを直接電気エネルギーに変える発電方式。技術的には実用化レベルにあり、すでにさまざまな施設で導入されているが、商用電源に比べて経済性はまだ低い。

太陽熱利用：太陽のエネルギーを給湯などに利用するシステム。現在、自然循環式と強制循環式の温水器が開発されており、家庭などで普及しているのは自然循環式の太陽熱温水器である。

燃料電池発電：メタノールなどから取り出した水素に空気中の酸素を化学反応させて電気と水を取り出す発電装置で、原理や動作温度の違いにより固体高分子型（PEFC）、リン酸型（PAFC）などさまざまな種類がある。PEFCの中でも電解質に固体の高分子を使ったプロトン交換膜型燃料電池（PEM）は、自動車の動力源のほか家庭用電源として小型化・高効率化の研究開発が進められ、分散型発電の旗手として期待されている。

グリーン電力基金：グリーン電力基金とは新エネルギー普及のための応援基金である。太陽光発電や風力発電等の新エネルギー発電を支援するため、希望者の寄付金を電気料金とともに収納し、設備への助成金として配分するものである。

コジェネレーション設備：発電とともに発生する廃熱（余熱）を有効に活用する自家発電システム。発生した熱をそのまま環境中に排出してしまう既存の火力発電所の熱効率は40%程度であるのに対して、コジェネレーションの場合は80%以上の熱効率が可能である。その廃熱は給湯や冷暖房などに利用され、石油や天然ガスなどの一次エネルギーの消費を半分近くまで抑えることができる。

基本方針 3 - (2) - ①ごみの再資源化と再生製品の利用

市の取り組み

- 粗大ごみとして収集したもののうち再使用できるものは希望者に融通したり、再資源化やごみ処理に関する市民意識を啓発したりするための場として、(仮称)リサイクルプラザを建設します。
- 不用品の交換の場として、「りさいくる市」を開催します。またフリーマーケットなどの取り組みを支援します。
- 不用品の修理・販売について、シルバー人材センターによる取り組みを支援します。
- その他プラスチック類については、柳泉園組合及びその構成自治体と協議しながら、容器包装リサイクル法に基づいた新たな分別収集、再資源化を検討します。
- 再資源化の推進に向けて、リサイクルコストも踏まえて、資源物の回収方法、分別方法などの見直しを検討します。また、その結果に応じて、適切なおみの分別収集を実施します。
- 市民団体や自治会、集合住宅、学校などによる資源物の集団回収活動を、継続して実施します。
- 廃棄物減容(量)化計画に基づき、焼却灰のエコセメント化事業を推進します。

事業者の取り組み

- ◆中古品やリサイクル製品を積極的に利用します。
- ◆資源物の分別を徹底します。
- ◆廃棄物は可能な限り再資源化を行います。
- ◆使用する物品や利用するサービスは、製造や処理の際の環境負荷が低く、循環利用しやすいグリーン製品を率先して購入します。
- ◆リサイクルしやすい製品の製造、販売を行います。

市民者の取り組み

- 不用になったものでまだ使えるものは、リサイクルショップやフリーマーケットなどを利用して、希望者にわたします。
- 中古品やリサイクル製品を積極的に利用します。
- 資源物の分別を徹底します。
- 市民団体や自治会、集合住宅単位などで資源物集団回収を実施します。
- 製造や処理の際の環境負荷が低く、循環利用しやすいグリーン製品を率先して購入します。



基本方針 3 - (2) - ②ごみの減量化

市の取り組み

- ごみの減量化に向けた事業者や市民とのネットワーク組織の構築を検討します。
- ごみの減量化に向けて、使い捨て製品や過剰包装などの改善を図るための制度の整備を東京都や国に働きかけます。
- ごみの減量と再資源化を促進するため、家庭ごみの収集に関して、指定袋制度や有料化について、その効果などを検証した上で、慎重に検討します。
- 事業系一般廃棄物の削減に向けて、処理手数料の規定の見直しなどの方策を検討します。
- ごみ減量の重要性や減量のための方法などについて、講習会の開催や「マイバッグ運動」などにより、事業者や市民へ普及啓発を行います。そして、できるだけごみを出さないという意識を高めます。
- ごみ減量意識の啓発を行っていくため、廃棄物減量等推進員を拡充します。
- 事業活動に伴って発生するごみの減量や、長く使える製品の製造販売など、ごみ減量に関する事業者の意識啓発を進めます。

事業者の取り組み

- ◆過剰包装をやめるなど、ごみ減量に貢献するような商品の製造や販売方法を実践します。
- ◆買い物袋持参者にはポイントを与えるなど、消費者に対して、ごみ減量を働きかけます。
- ◆すぐにはごみになりにくく、長く使える商品の製造、販売に努めます。
- ◆家電製品等の耐久消費材を消費者が長く使うことができるよう、修理を行うなどのサポートを行います。

市民の取り組み

- 買い物袋を持参し、レジ袋を断ります。
- 必要のないものをむやみに購入しないようにします。
- 過剰包装の商品や使い捨て製品は買うのをなるべく控えます。
- 買い物袋持参運動などを通じて、消費者の立場からごみ減量に関して事業者に働きかけます。
- 簡易包装などの取り組みを進めている商店を利用します。
- 家具や電化製品は壊れても修理し、長く大切に使います。
- 不用品リサイクルなどを利用していきます。

基本方針 3 - (2) -③環境への負荷の少ないごみ処理システムの構築

市の取り組み

- ごみ排出ルール徹底に向けて、市民への啓発を行います。
- ごみ収集に関して、効率のよい収集車のルート設定や、収集車の低公害車への転換を進めます。
- 焼却処理の際は、適切な運転管理や設備の保守などにより、ダイオキシン類などの有害物質の発生を抑制します。
- ごみ処理についてはできるだけ再資源化を図り、焼却処分の量を削減することを目指した方法を、柳泉園組合や関係市とともに検討します。
- 柳泉園組合から排出される焼却灰及び不燃物は、可能な限り再資源化を進め、再資源化などによる利用が困難なものについては、二ツ塚廃棄物広域処分場に埋め立て処分していきます。

事業者の取り組み

- ◆ごみの分別・排出・処理を正しく行います。
- ◆産業廃棄物*の処分は適切に行い、最終処分されるまできちんと管理します。
- ◆製品の製造、販売に当たっては、LCA（ライフサイクルアセスメント）*の実施などにより、エネルギー負荷、環境コストの換算を行い、環境への負荷の少ない製品の製造販売に努めます。

市民の取り組み

- ごみの分別・排出は、市のルールに従って適切に行います。
- ごみ処理について関心を持ち、理解を深めます。
- ごみ集積所を、利用者によって清潔に維持します。
- 有害物質が発生したり、近隣へ迷惑となったりすることもあるため、ごみの自家焼却はしません。

産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のこと。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」などと定められ、原則として事業者自らの責任で適正処理しなければならない。収集運搬や処理を許可業者に委託する場合は、不法投棄などの不適正処理を防止するため事業者は管理票（マニフェスト）を交付しなければならない。

LCA：その製品に関わる資源の採取から製造、使用、廃棄、輸送などの全ての段階を通して、投入された資源・エネルギーや、排出された環境負荷及びそれらによる地球や生態系への環境影響を定量的、客観的に評価する手法のこと。

基本方針 3 - (3) - ① 生ごみや剪定枝の堆肥化の推進

市の取り組み

- 家庭の生ごみの堆肥化を進めるため、コンポストなど生ごみ堆肥化機器の購入の助成を行います。
- 市の施設等から発生する生ごみや剪定枝については、堆肥化やチップ化などによる活用を進めます。
- 地域ぐるみで生ごみ回収、堆肥化の取り組みをモデル地区で実施するとともに、その効果や課題などを検証しながら、生ごみの収集、堆肥化の全市的な展開を検討します。
- ごみ収集の有料化検討に合わせて、家庭からの剪定枝や生ごみを資源物として収集し、再資源化するシステムを、モデル地区による試行なども含め検討します。
- 農薬や化学肥料の使用を控えた農業を推進する中で、生ごみや剪定枝から製造した堆肥について、地元農家での活用を働きかけます。

事業者の取り組み

- ◆事業所から発生する生ごみや剪定枝などの堆肥化処理を行います。
- ◆農業における堆肥の活用を進めます。

市民の取り組み

- 生ごみ堆肥化機器の設置などにより、生ごみや剪定枝などの処理を行います。
- 地域で生ごみの資源化を行っている場合は、生ごみを分別して収集に出します。

基本方針 3 - (3) - ② 地産地消の推進

市の取り組み

- 学校給食において、地場産農産物の使用を拡大します。
- 小売店に地場産農産物の取扱いを働きかけます。
- 農産物直売所の設置を検討します。
- 市民による農業ボランティア活動と、地場産農産物の消費を結びつけるために、地域通貨の活用などを含め、有効な手法を検討します。

事業者の取り組み

- ◆地場産農産物の地域での消費を進めるため、新たな直売施設、共同直売所の設置についての検討を行います。
- ◆地場産農産物を、直売所や地元の小売店などを通して販売します。
- ◆農家は、小売店や学校給食などでの地場産農産物の取扱いを働きかけます。
- ◆地場産農産物の販売経路を、産直契約制度などにより確保します。
- ◆地場産農産物について、製造コスト・輸送コストを含め、物流のエネルギーコストなどを検討します。

市民の取り組み

- 買い物の際は地元の農産物を積極的に利用します。
- 小売店に地場産農産物の取扱いを働きかけます。
- 地場産農産物を、産直契約制度などにより購入します。

基本方針4

みんなの知恵と努力と参加によって良好な環境を確保して、

これを将来の世代に引き継ぐ

1. 現状と課題

【環境情報】

- ◇現在の複雑な環境問題をかかえる社会において、環境情報に対するニーズが高まっています。より多くの人々に、環境情報を共有してもらう方法を検討することが重要となります。これにより、多くの市民が、環境保全意識を醸成していくことができるものといえます。
- ◇環境情報は地域の環境の状況をデータとして提供するだけでなく、身近な生活情報と結びつくことによって、一層生きた、役に立つ情報となり、環境問題に対する危機意識を共有することにより、環境保全活動の推進につながります。
- ◇環境の概況や環境保全の取り組み状況についての把握と評価は、今後、継続的に行っていくことが重要です。また、事業者や市民の環境保全の取り組みについても、広く市民に周知を図ることが重要といえます。
- ◇環境保全活動に関心のある市民であっても、参加するきっかけが得られないなどの理由で、活動に踏み出せない場合も多いと思われます。環境保全活動に関する情報提供を積極的に行っていくことが重要といえます。

【環境学習】

- ◇環境保全に関する人々の価値観や意識の確立にとって、環境教育が大きな役割を果たします。各学校において、教科・特別活動・総合的な学習の時間において環境教育を実施していますが、小中学校の教育において様々な環境学習を積極的に取り入れ、環境意識の高い次世代を育てていくことが必要といえます。
- ◇環境省が進める「こどもエコクラブ」は、子どもたちが地域の友達や仲間と一緒に、環境について考えたり、環境保全のための活動に取り組んだりする自主的なグループ学習・実践活動の場であり、市が事務局となって支援しています。
- ◇社会教育に関しては、公民館などにおいて年数回程度「環境問題講座」や「観察会」を開催しています。今後は、計画的に環境学習を推進していくことが重要といえます。

◇環境学習の指導者的な役割を果たすことが期待できる人材として、東京都の「環境学習リーダー」や環境省の「環境カウンセラー」などがあり、こうした人材が環境学習の場で活躍できるような推進体制の構築が重要となっています。

【パートナーシップ*と環境保全活動の推進】

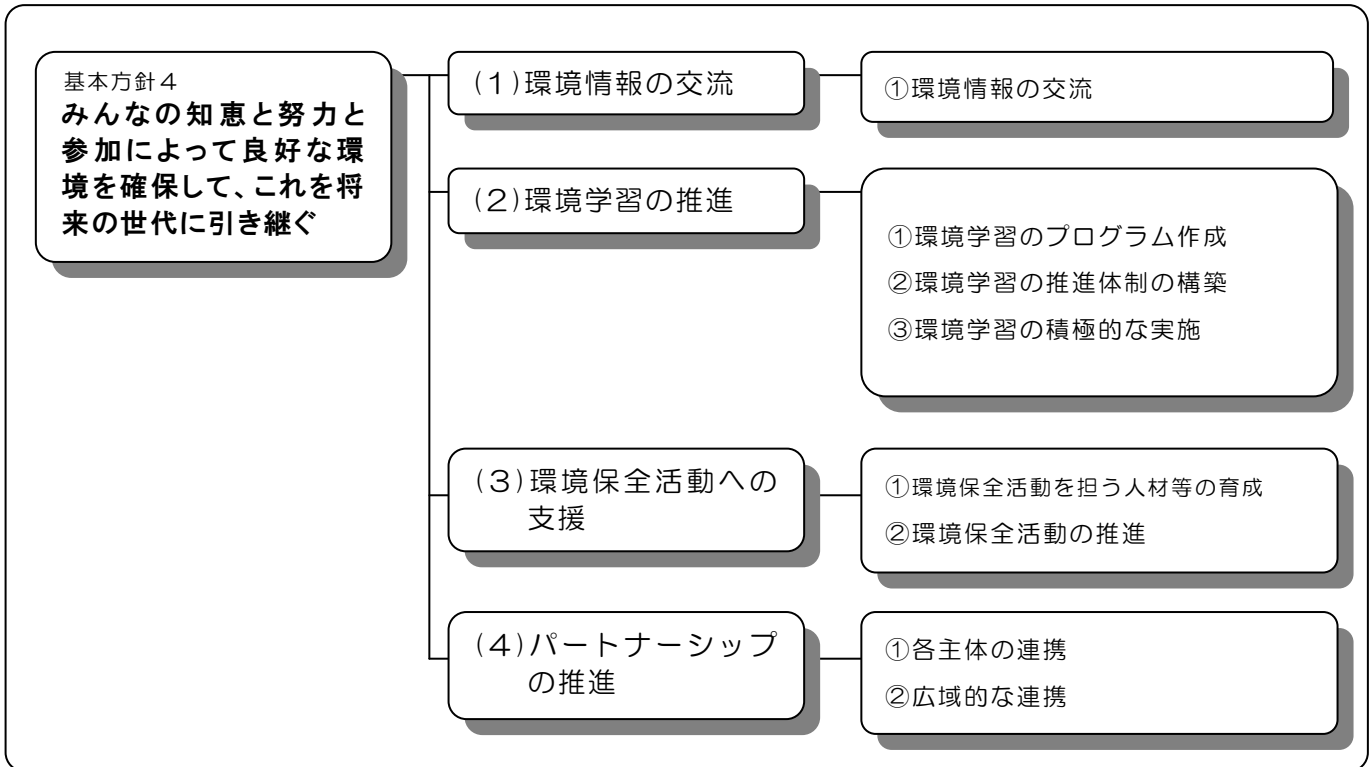
◇西東京市において、市と市民が協力して行っている環境保全に向けた市民活動としては、ごみゼロ運動（散乱している空き缶や空きビンなどの清掃）、公園の清掃（公園管理協力会員）などがあります。今後は、環境保全活動に関して幅広い市民の関心、参加意欲の高揚が課題となります。

◇西東京市内には、環境保全に関する特定非営利活動法人（NPO法人）が6団体登録されているほか、様々な市民団体が環境保全に関する活動を展開しています。

◇環境保全活動の指導者として貢献できる市民について、市では十分に把握しているとはいえない状況にあります。人材を把握し、活動への参加を促していくことが、今後の環境保全活動の推進に向けて効果的と考えられます。

パートナーシップ：持続可能な社会に向けて、市、事業者、市民の各主体が、それぞれの立場に応じた公平な役割分担のもとで、相互に協力・連携を行うこと。

2. 施策の大綱



基本方針4 - (1) 環境情報の交流

西東京市の環境の状況を、広く市民に役に立つ情報となるよう、わかりやすく提供していきます。また、環境情報に関する各主体間のコミュニケーションを進めていきます。

基本方針4 - (2) 環境学習の推進

子どもから大人まで市民みんなが環境学習を行い、環境意識を高く持つことが重要です。そのため、環境学習を全市的に推進していきます。

基本方針4 - (3) 環境保全活動への支援

市民による環境保全活動を、様々な側面から支援し、推進していきます。

基本方針4 - (4) パートナーシップの推進

環境保全に当たって、市、事業者、市民といった各主体のパートナーシップの構築を進めていきます。また、西東京市だけでなく、広域的な視点から近隣自治体や東京都などとの連携による取り組みを進めていきます。

3. 施策の展開

(1) 施策の方向性

基本方針4-(1) 環境情報の交流

西東京市の環境の状況を、広く市民に役に立つ情報となるよう、わかりやすく提供していきます。また、環境情報に関しての各主体間のコミュニケーションを進めていきます。

基本方針4-(1)-①環境情報の交流

環境情報の交流は、一方的な情報提供ではなく、子どもから大人まで、市民から事業者、行政を問わずに情報が相互に交流できるような方法で進めていきます。その中で、事業者、市民の環境に関する意見などを広く聞き、環境行政へ反映させていきます。

また、散在する環境情報を集約し、さらに不足している環境情報については新たに補充するなど、環境情報の整備を進め、市民の環境意識の向上や環境学習に資するよう、わかりやすく情報の提供を行います。

基本方針4-(2) 環境学習の推進

子どもから大人まで市民みんなが環境学習を行い、環境意識を高く持つことが重要です。そのため、環境学習を全市的に推進していきます。

基本方針4-(2)-①環境学習のプログラム作成

総合的に環境学習を進めるため、学校教育や社会教育など様々な教育場面において、地域の特性や地球環境を考慮した環境学習に関するプログラムを作成します。

基本方針4-(2)-②環境学習の推進体制の構築

環境学習を推進するための体制の構築に向けて、環境学習に関するアドバイスや学習を支援する人材の養成および環境学習を行う拠点づくりとして環境学習・活動センターの整備・活用を進めます。

基本方針4-(2)-③環境学習の積極的な実施

環境学習を継続的に推進するためには、人材の広がりや継続的な支援が重要であると考えられます。従って、環境専門窓口の設置などにより、環境学習に関するプログラムの改訂、充実を図りながら、環境学習を推進していきます。

基本方針 4 - (3) 環境保全活動への支援

市民による環境保全活動を、様々な側面から支援し、推進していきます。

基本方針 4 - (3) -①環境保全活動を担う人材等の育成

環境保全活動に関わる人材を育成します。

基本方針 4 - (3) -②環境保全活動の推進

環境保全活動の支援を行っていきます。また、環境保全活動の推進のため、環境学習においても、実質的な環境保全活動を積極的に取り入れていきます。

基本方針 4 - (4) パートナーシップの推進

環境保全に当たって、市、事業者、市民といった各主体のパートナーシップの構築を進めていきます。また、西東京市だけでなく、広域的な視点から近隣自治体や東京都などとの連携による取り組みを進めていきます。

基本方針 4 - (4) -①各主体の連携

市民団体、環境教育従事者、地域環境に関する知識の豊富な人など、環境保全に関して専門知識を有し、また率先した行動を行うことの出来る人材を環境リーダー(核となる人)として育成・組織し、連携しながら環境保全活動を推進します。

また、市民の環境保全活動への参加と、活動の広がりを目指して、事業者、市民、市民団体などと市が信頼関係を築くとともに、相互に協力し、連携を深めながら、環境保全を通したまちづくりを推進していきます。

基本方針 4 - (4) -②広域的な連携

環境保全の取り組みの多くは、西東京市だけでなく広域的に連携しながら取り組むことにより高い効果が得られるといえます。従って、このような取り組みについては近隣自治体や東京都、国などと連絡をとりながら進めていきます。

(2) 指標及び数値目標

環境の状態を表す指標のうち以下の項目については目標値を設定し、基本方針の達成度などをはかるための指標として活用します。

また計画の進行管理を行う中で、これら以外の環境指標についても、基本方針の進捗状況をはかるために活用していきます。

環境指標	現 状 (平成 14 年度値)	目 標 (平成 25 年度)
西東京市環境リーダー数	—	100 人
観察会等開催数	2 回	年間 10 回以上

(3) 各主体の取り組み

基本方針 4 - (1) - ①環境情報の交流

市の取り組み

- 環境学習・活動センターを設置し、環境情報を広く市民に向けて発信し、また市民からの情報を受信していきます。これにより、様々な市民団体との協力関係を築き、市民団体相互の情報の交流を支えていきます。
- 環境をテーマとしたイベントを企画し、開催します。また、市民を中心とした環境イベントにも参加し、積極的にイベントの支援を行います。
- 環境白書の作成を通じて、西東京市や市を取り巻く環境の状況について把握するとともに、市の環境保全施策の状況について整理します。また、計画の数値目標や数値指標を基にして、環境保全の取り組みの状況について評価を行います。
- 環境保全に関する様々な取り組みの共通の基盤となる情報として、「環境マップ」を作成します。
- 市のホームページや広報紙、市職員が講師となった学習機会の提供（出前講座）などを通して、環境白書などの各種環境情報を公開、提供します。
- 事業者や市民から提供された環境情報や意見などには、適切な対応を心がけるとともに、市民と市の双方向の情報交流ができる仕組みを検討します。
- 環境保全に関する政策形成過程においては、環境審議会や市民説明会などに加え、新しい仕組みを取り入れていきます。

事業者の取り組み

- ◆環境情報を発信します。
- ◆事業者同士や市などと、環境情報の交流を行います。
- ◆環境イベントに参加、協力します。
- ◆市の環境の状況や施策について意見を提出します。

市民の取り組み

- 環境情報を発信します。
- 市民へ環境情報を提供し、環境意識を啓発するための環境イベントを企画・開催します。
- 市民による環境調査に参加します。また、調査結果を公表し、市や事業者と共有します。
- 市の環境の状況や施策について意見を提出します。

基本方針4-(2)-①環境学習のプログラム作成

市の取り組み

- 環境についての知識や理解を深め、環境にやさしい行動を実践するため、環境学習のシステム化を目指した環境学習基本方針を定め学習の推進を図ります。
- 地域の自然や人材を活用した環境教育プログラムを作成します。環境教育プログラムは、個人や家族、グループ、学校など様々な場面で、自然体験や環境家計簿を通じた省エネ学習、ごみの減量、リサイクル、資源循環など、幅広く環境学習を推進していくための資料とします。
- 「西東京市の環境」などの環境学習教材により、小中学校における環境学習を進めます。

事業者の取り組み

- ◆環境学習のプログラム作成に向けて意見提出などにより参加します。
- ◆環境学習の実施に参加・協力していきます。

市民の取り組み

- 環境学習のプログラム作成に向けて意見提出などにより参加します。
- 環境学習の実施に参加・協力していきます。

基本方針4-(2)-②環境学習の推進体制の構築

市の取り組み

- 環境問題について市民や地域全体で考え行動できるように、環境学習・教育の推進や環境保全活動を支援するための拠点として、環境学習・活動センターを整備、充実を図ります。
- 環境教育の場として、身近にふれられる緑地や水辺などの確保を図ります。
- 武蔵野大学との相互協力に関する協定に基づき、市民への環境学習教育や環境保全活動に関わる人材育成に取り組んでいきます。
- 環境に関する専門家や環境学習の指導が期待できる市民などを把握し、小中学校や市民講座などにおける講師として紹介、派遣します。

事業者の取り組み

- ◆事業所での環境保全の取り組みなどを、環境学習・教育の場で伝えていきます。

市民の取り組み

- 環境学習・活動センターを利用し、環境学習を実践します。
- 所有している農地や屋敷林などを、環境学習・教育の場として利用することに協力します。



基本方針 4 - (2) - ③ 環境学習の積極的な実施

市の取り組み

- 市民の環境問題に関する認識を高め、市民生活と結びついた環境保全の取り組みを促していくために、社会教育の中で環境講座を開設します。
- 「総合的な学習」の時間の活用などにより、小中学校や（仮称）合併記念公園等を活用した小中学生に対する環境教育を推進します。
- 自然環境学習を推進するモデル地区を設定し、自然観察会などを実施します。
- 緑地の状況やみどりの大切さに関する市民の理解を啓発するための情報提供を行います。

事業者の取り組み

- ◆ 従業員に対する環境教育を実施します。

市民の取り組み

- 環境問題について家庭や職場で話し合います。
- 自宅の周りの環境に興味を持ち、学びます。
- 環境に関する市民講座やイベントなどに参加します。

基本方針 4 - (3) - ① 環境保全活動を担う人材等の育成

市の取り組み

- 市民への意識啓発により、環境保全活動に関する市民の参加意識を高めます。
- 地域活動に子どもたちが参加する機会を設けるなど、活動の担い手の広がりを促します。

事業者の取り組み

- ◆ 従業員の、環境保全活動への参加を呼びかけます。

市民の取り組み

- 環境保全に関する市民活動に参加します。
- 家族や知人などに、環境保全活動への参加を呼びかけます。

基本方針 4 - (3) - ② 環境保全活動の推進

市の取り組み

- 市民団体による環境保全活動の実態を把握し、包括的に支援を行います。
- 小中学校において、樹林地の管理など環境保全の美化活動や実践教育を取り入れます。
- 環境保全に貢献する事業をこれから起業、創業する人に対して、相談、アドバイスなどを行うとともに、人材育成などの支援を行います。

事業者の取り組み

- ◆ 地域の環境保全活動に参加、協力します。

市民の取り組み

- 環境保全活動に対する意識を高めます。
- 市民団体などで環境保全活動に取り組みます。
- 環境ボランティアに参加します。

基本方針 4 - (4) - ①各主体の連携

市の取り組み

- 環境保全活動に関して「西東京市環境リーダー」を育成・登録し、活動の支援を行います。
- 環境保全活動に関心のある市民や市民団体を把握し、活動したい人同士の結びつきを支援し、また活動しやすい環境づくりに努めます。

事業者の取り組み

- ◆環境保全のためにどのような取り組みを進めていくか、市や市民とともに検討します。
- ◆市や市民などとともに、環境保全活動に取り組みます。

市民の取り組み

- 環境保全のためにどのような取り組みを進めていくか、市や事業者とともに検討します。
- 環境保全団体は、活動を進めていく上で、団体相互や市、事業者などとの連携を図ります。

基本方針 4 - (4) - ②広域的な連携

市の取り組み

- ごみ処理や大気汚染対策など、広域的に取り組むことでより高い効果が得られるような政策・施策については、一部事務組合や広域行政圏協議会による事業を進めていきます。
- 広域的に対応すべき課題については、国・東京都及び関連自治体との連携を強化していきます。
- 環境施策に関する情報ネットワーク作り、環境施策プロジェクトの研究など広域的な自治体間の連携を深めるため、環境自治体会議などへの参加を検討していきます。

事業者の取り組み

- ◆広域的な事業者同士のつながりを構築し、環境情報の交換などを行います。

市民の取り組み

- 市民や市民団体相互の結びつきを、広域的に広げていきます。





V. 重点プロジェクト

1. 重点プロジェクトの位置づけ

「Ⅳ. 将来像の実現に向けた取り組み」では、施策の展開に従って、各主体の取り組みを総合的、体系的に示しています。しかし、実際には、ここで示した取り組みを全て同時に進めることは困難です。したがって、西東京市において今後、優先的に進める取り組みを「重点プロジェクト」として位置づけます。

この「重点プロジェクト」は、目的とそのために必要な関連性のある複数の事業、取り組みからなり、おおむね5年以内に一定の成果をあげることを目指しています。

重点プロジェクト

重点1	みどりに囲まれて豊かにくらそう
重点2	環境にやさしい取り組みを進めよう
重点3	ごみ資源化を進め、ごみを減量させよう
重点4	「身近で育てて食べられるみどり」をふやそう
重点5	環境保全活動を推進しよう

2. 重点プロジェクトの進め方

重点プロジェクトは、市・事業者・市民が連携し、またそれぞれの役割を果たすことにより推進していくものとします。

また、重点プロジェクトの進め方として、重点プロジェクトごとに市民や関係機関による推進組織（推進部会）を立ち上げ、取り組みの実践に当たります。その中で、各部会の代表などが中心となって「推進協議会」を設置し、重点プロジェクト全体の取り組み状況を把握していくことを想定します。

3. 重点プロジェクトの内容

重点1 みどりに囲まれて豊かにくらそう

これまで、人口の増加とともに屋敷林などの樹林地や農地の多くが宅地などに変わりましたが、これからは残されたみどりを保全し、公園や住宅地などのみどりを増やしていくことが重要です。

そこで、住宅地や街路樹などの身近なみどりを、大切なみどりとして認識し、市民が中心となって守り育てていくとともに、東大農場の豊かな自然環境を保全できるよう検討していきます。

■身近なみどりを守り育てる

残された農地や屋敷林などの緑地も、公共事業や民間の宅地開発などにより徐々に減少していく傾向にあります。しかし、市民みんながみどりを大切にし、守り育てることで、うるおいのある街並みを作るだけでなく、ヒートアイランドの影響緩和などにも貢献できると考えられます。

そこで、市民の身近なみどりを守り育てるための取り組みを進めます。

取 り 組 み 内 容	市	事業者	市民
「みどりの里親制度」を創設する。公園や樹林地、街路樹などについて、地域住民が里親として登録し、清掃や草刈りなどの管理活動を行う。	○	○	◎
武蔵野の樹木や野草を集めたスペースを、既存の公園の一部や空地を利用して開設する。	○		◎

◎：取り組みの中心的役割を担う ○：取り組みに積極的に参加する

■東大農場の今後の保全を検討する

東大農場は、市内に残されたまとまりのある緑地として非常に貴重な存在となっています。しかし今後、農場の移転が予定されていることから、市民の関心が高まっています。

そこで、東大農場の豊かな自然環境の保全のあり方について検討していきます。

取 り 組 み 内 容	市	事業者	市民
東大農場の豊かな自然環境の保全方策について、関係機関等との調整を図りながら市の方針を策定していきます。	◎		○

◎：取り組みの中心的役割を担う ○：取り組みに積極的に参加する

策定スケジュール	平成16年度	平成20年度	みどりあふれるまち
身近なみどりの育成	みどりの里親		
	武蔵野の樹木と野草のスペース		
東大農場保全の検討	検討・働きかけ		

重点2 環境にやさしい取り組みを進めよう

市民みんなが日常生活の中で省エネを心がけるよう、市民の省エネ意識を広げていきます。また事業者の事業活動における環境への配慮を進めること、再生可能なエネルギー資源として太陽光や太陽熱の利用を進めることといった、環境にやさしい取り組みを進めます。

■「(仮称)西東京市家庭版ISO」により、省エネ意識を広げていく

地球温暖化対策として二酸化炭素削減のため、省エネの取り組みを進めます。中でも市民の省エネ意識を広げていくことを目指して、「(仮称)西東京市家庭版ISO」を使った環境教育の実施や普及活動などを進めていきます。

取 り 組 み 内 容	市	事業者	市民
日常生活におけるエネルギー利用やごみの排出など、環境との関わりをチェックし、環境に対する意識を高めていくことを目的として、「(仮称)西東京市家庭版ISO」を作成する。	○		◎
省エネ意識を広げていくための運動として、年に何度か市と市民の協働により、家庭版ISOの記載、普及に向けたキャンペーンを実施する。	○		○
小、中学校や社会教育の中で、家庭版ISOに関する講座を開催する。	◎		○

◎：取り組みの中心的役割を担う ○：取り組みに積極的に参加する

■「(仮称)西東京市事業所版ISO」などにより、事業者の環境配慮を進める

事業者の環境配慮の動きを、小規模な事業者や商店街などにも広げていくことが重要です。事業者の連携により、「(仮称)西東京市事業所版ISO」やエコアクション21、ISO14001を通じて、事業者の環境配慮を進めていきます。

取 り 組 み 内 容	市	事業者	市民
商店街の中小商店や小規模な事業者では、ISO14001の取得は負担が大きいため、簡易に取得できる「(仮称)西東京市事業所版ISO」を作成し、普及を図る。	○	◎	○
環境活動評価プログラム(エコアクション21)やISO14001といった環境マネジメントシステムの普及を図る。	○	◎	○

◎：取り組みの中心的役割を担う ○：取り組みに積極的に参加する

■太陽エネルギーの利用を進める

地球温暖化対策の一環として、新エネルギーの利用を進めます。特に西東京市では太陽エネルギーの利用を中心に考えていくものとします。

取 り 組 み 内 容	市	事業者	市民
公共施設において太陽光発電施設を導入し、コストや発電量などの検証を行う。	◎		
太陽光発電設備を設置している市民や事業所にモニターを依頼し、設置した効果などについての調査を行う。	○	○	◎

◎：取り組みの中心的役割を担う ○：取り組みに積極的に参加する

策定スケジュール	平成16年度	平成20年度	地球温暖化・ヒートアイランド対策・省エネ省資源対策などへの貢献
省エネルギー意識の浸透	家庭版ISO作成	普及啓発	
事業者の環境配慮	事業所版ISO作成	普及啓発	
太陽エネルギー利用推進	モニター依頼・調査	推進検証	

重点3 ごみ資源化を進め、ごみを減量させよう

家庭から排出されるごみ（可燃物）の処理は、多くのエネルギーを消費し、環境への負荷を与えるものと言えます。また、最終処分場の新たな確保も困難な状況であるため、柳泉園組合でのごみ焼却量の抑制、二ツ塚廃棄物広域処分場への埋立量の削減を進める必要があります。

そこで、ごみの再資源化率の向上と排出されるごみの量の削減に向けた具体的な取り組みを進めていくものとします。

■再資源化や収集処理方法の見直しを進める

プラスチック類などの再資源化への仕組みづくりを進めます。また、ごみの発生が少なくなるような仕組みづくりとして、家庭ごみの収集方法の見直しや小売店での商品の販売方法、購入方法などを検討する取り組みを進めます。

取 り 組 み 内 容	市	事業者	市民
現在不燃物として収集されているその他プラスチック類については、柳泉園組合及び関係機関と協議しながら、分別収集、再資源化を検討する。	◎		○
小売店におけるレジ袋や食品トレーなどの使い方の見直しを進める。		◎	○
市民が買い物袋を持参する「マイバック運動」を実施する。	○	○	◎
ごみの分別や再資源化などのごみ問題に関して、市民を対象とした講習会や、小中学校での学習を実施する。	◎		○

◎：取り組みの中心的役割を担う ○：取り組みに積極的に参加する

■ごみを減量させよう

最終処分場への搬入量の削減を実現するためには、プラスチック類や紙類、生ごみ、剪定枝といったごみの再資源化のあり方を見直し、ごみ収集方法の検討、ごみ発生抑制に向けた小売店での販売方法の見直しなどについて、総合的に進めていく必要があります。そこで、こうした問題を市民が中心となって検討し、具体的な方針を提案していきます。

取 り 組 み 内 容	市	事業者	市民
ごみ減量に向けた方針とそのための具体的な仕組みを、市民、市、事業者の参加を得て検討し、各主体が合意できるような形で決定することを目指す。	◎	◎	◎

◎：取り組みの中心的役割を担う ○：取り組みに積極的に参加する

策定スケジュール	平成16年度	平成20年度	ごみの減量
再資源化・収集方法	再資源化推進・マイバック運動・講習会		
ごみの減量	ごみ減量に向けた仕組みの検討		

重点4 「身近で育てて食べられるみどり」をふやそう

新鮮で安全な食物への関心の高まりを受けて、地場の農産物が注目されるようになってきており、また農産物の輸送によるエネルギー消費や地域の農地の保全といった観点からも、地域でとれた農産物を地域で消費する地産地消が重要といえます。

そこで、地元の農産物消費を増やし、生ごみや剪定枝を堆肥として農地に返すことにより、「食べられるみどり」を通じた資源循環型の都市づくりを目指します。

■地元農産物の利用を増やす

地元農産物の利用を進めていくためには、誰もが手軽に地元農産物を手に入れられるようにすることが重要です。そこで、様々な流通形態を通じて、地元農産物の販売を増やしていきます。

また、市民による地元農産物の利用を進めることは、地域の農家を支えることにつながります。市民の地産地消意識の高揚や、学校給食における地元農産物の利用などを通じて、地元農産物の消費を増やしていきます。

取 り 組 み 内 容	市	事業者	市民
地産地消の推進に向けて、西東京市ブランドの農産物の生産や地域通貨の活用なども含めて検討し、今後の取り組みの方針等を打ち出す。	○	○	◎
学校給食において、地元農産物の利用を増やしていく。	◎	○	
小売店において、地元農産物の取扱いを増やしていく。	○	◎	○

◎：取り組みの中心的役割を担う ○：取り組みに積極的に参加する

■生ごみや剪定枝を資源として利用する

家庭などから排出される生ごみや剪定枝は、堆肥化などにより、資源として活用することが可能です。現在は、公団住宅（グリーンプラザひばりが丘南）や学校において、生ごみ堆肥化事業が行われていますが、ここでの成果をみながら、新たなモデル地域の設定などにより、生ごみの収集、再資源化を試行的に進めていきます。

また、農家による堆肥の需要を確保するための仕組みも検討していきます。

取 り 組 み 内 容	市	事業者	市民
グリーンプラザひばりが丘南や小学校などにおける生ごみ堆肥化事業について、その効果や問題点などを検証する。	◎	○	○
地域の住民と協議しながら、生ごみや剪定枝の回収、堆肥化を行うモデル地区を新たに設定し、具体的な取り組み内容を検討する。	○	○	◎
学校給食など、市の事業によって発生する生ごみや剪定枝などの堆肥化を推進する。	◎		

◎：取り組みの中心的役割を担う ○：取り組みに積極的に参加する

策定スケジュール	平成16年度	平成20年度	「食べられるみどり」を通じた資源循環型のまちづくり
地元農産物利用促進	方針検討・ブランドの育成		
生ごみ・剪定枝資源化利用	堆肥化の検証 モデル地区などの検討		

重点5 環境保全活動を推進しよう

環境保全を進めていくためには、市民みんなが環境意識を高め、環境保全に向けた取り組みを進めていく必要があります。そのために、環境に関する情報を積極的に発信し、市民の環境への関心や理解を呼び起こすとともに、活動する人づくりと、活動を支える基盤づくりの観点から、市民による環境保全活動を包括的に推進していくための仕組みをつくっていきます。

■環境マップをつくる

今後想定される環境保全に関する様々な取り組みの共通の基盤となる情報として、「環境マップ」をつくります。マップづくりの過程では、子どもを含む市民と市が連携して進めます。

取 り 組 み 内 容	市	事業者	市民
環境保全に関する様々な取り組みの共通の基盤となる情報として、川や樹林地、農地など、環境全般の調査を行い、「環境マップ」を作成します。	○	○	◎

◎：取り組みの中心的役割を担う ○：取り組みに積極的に参加する

■環境情報・環境活動拠点を位置づける

市民活動や事業者の取り組みなどの情報収集、発信を継続していくために、環境情報の拠点を整備し、市民活動を包括的に支援し、また小中学校や（仮称）合併記念公園等とも連携していきます。

取 り 組 み 内 容	市	事業者	市民
環境情報・環境活動の拠点として、環境学習・活動センターを設置し、市民・事業者・市を結ぶ意見交換の場、市民団体等の環境保全活動の推進などに役立つような環境情報を整理して発信する。	◎	○	◎

◎：取り組みの中心的役割を担う ○：取り組みに積極的に参加する

■環境リーダーを育てる

市民による環境保全活動をさらに進めていくために、環境への取り組みを先頭に立って進めていく人材として「西東京市環境リーダー」を育成し、環境リーダーを中心とした市民の環境保全活動の広がり結びつけていきます。

取 り 組 み 内 容	市	事業者	市民
環境リーダーを育成するための教育プログラムを作成し、実施する。教育プログラムの修了者をグループ化し、その後の地域活動の実践に結びつけるシステムを構築する。	○		○

◎：取り組みの中心的役割を担う ○：取り組みに積極的に参加する

策定スケジュール	平成16年度	平成20年度	環境保全活動の推進
環境マップの作成	マップの作成・活用		
環境情報・活動拠点の設置	拠点の構想	活用・情報発信	
環境リーダーの育成	環境リーダーの育成		



VI. 計画の推進・進行管理

1. 計画の推進と進行管理のための体制

(1) 全ての主体の参加による計画の推進

計画の推進に当たっては、市・事業者・市民といった全ての主体が、当事者意識を持って積極的に環境保全のための取り組みに参加していくことが重要です。

また、環境を重視したまちづくりを進めていくためには、全市的に環境保全の機運を高め、取り組みを推進していく必要があります。したがって、市民や事業者、市のそれぞれが個別に取り組みを進めるだけでなく、互いに連携することにより活動を広げていくことが重要といえます。

さらに、多くの環境問題は、西東京市内の取り組みだけで対応できるものではなく、行政区域にとらわれることなく、近隣自治体と協調しながら対応していく必要があります。必要に応じて近隣自治体と連携した施策を実施し、広域的な課題への対応を図ります。

(2) 推進・進行管理のための体制

計画は、市、事業者、市民、各主体の参加の下で、推進と進行管理を行います。また、中心となる組織として、以下の各組織を位置づけます。

環境審議会

<学識経験者や関係団体の代表者、公募の市民などで構成>

- 環境基本条例に基づく市長の附属機関です。
- 市長から環境の現状や計画の進捗状況について報告を受け、専門的な立場から定期的にチェックを行い、目標や市の施策の妥当性を判断し、目標及び施策の修正などについて、市長に対して提言、具申します。
- 環境基本計画の策定や見直しについて審議します。

推進協議会

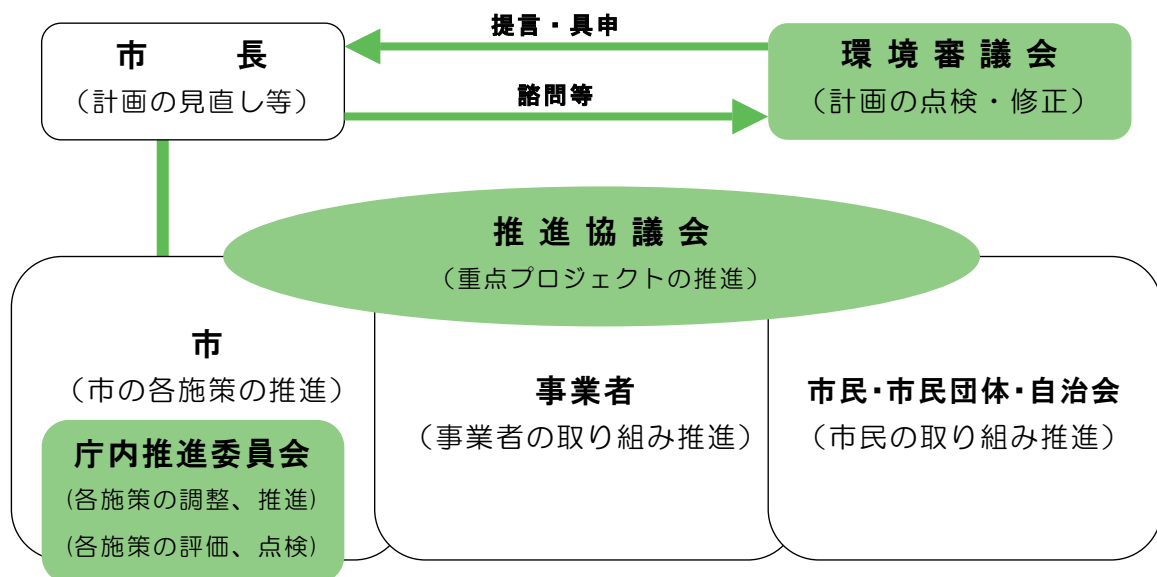
<市民・市民団体・事業者を中心に構成>

- 市民や事業者と市のパートナーシップにより、計画に示した環境保全の取り組みを推進する組織として位置づけます。
- 重点プロジェクトごとに市民や関係機関による推進組織（推進部会）を立ち上げ、取り組みの実践に当たります。その中で、各部会の代表などが中心となって「推進協議会」を設置し、重点プロジェクト全体の取り組み状況を把握してきます。

庁内推進委員会

<市の各部署の代表により構成>

- 庁内推進委員会は、行政内での計画の推進組織として各課の環境保全にかかる施策を調整し、積極的に施策を推進するものとします。
- 計画の進捗状況について把握し、その評価、点検等を行います。さらにその後の方向性などについて検討します。



2. 進行管理の手法

(1) PDCAサイクルによる進行管理

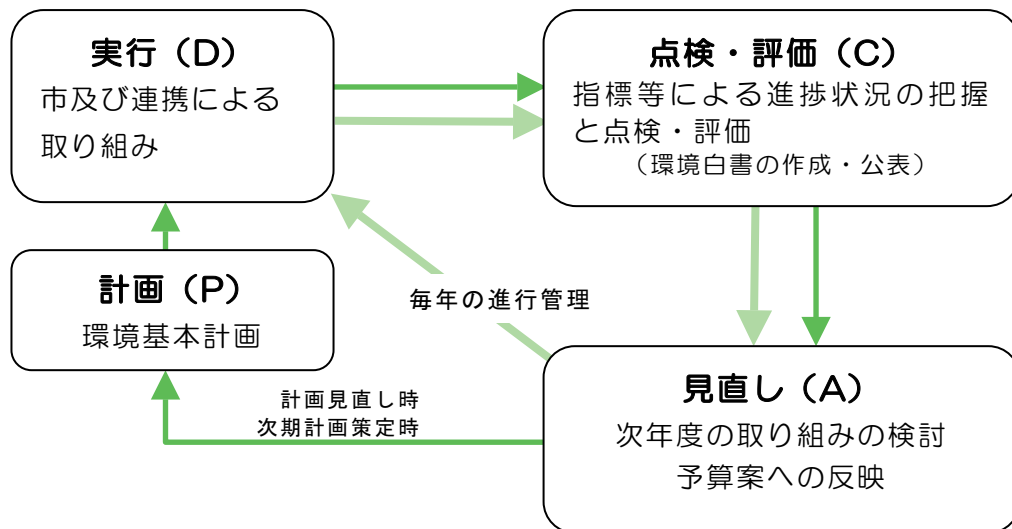
市の環境関連施策の推進や、市民・事業者の取り組みなどについて、その実効性を確保していくために、計画の進行管理を行う必要があります。

事業者や市民の取り組みに関しては、推進協議会が中心となって、進捗状況の把握と点検・評価を行うことを想定します。

市の施策に関しては、環境マネジメントシステム（ISO14001）の手続きを基本として実施します。環境マネジメントシステムの手法は、「計画（P）」「実行（D）」「点検・評価（C）」「見直し（A）」のPDCAサイクルを繰り返し行うことにより、取り組みの実効性を確保していく手法です。

このうち計画（P）は、5年後の中間見直し、及び10年後の次期環境基本計画の策定の際に行うものとします。

毎年の進行管理では、各取り組みの「実行（D）」、指標等を活用した進捗状況の「点検・評価（C）」、次年度の取り組みへ反映させる「見直し（A）」のサイクルを実施することとします。



(2) 目標・指標の活用

進行管理においては、計画に基づいて取り組みが展開されているかどうか、また取り組みの結果、環境が目標に向かって改善されているかどうかを継続的に点検・評価し、その結果をもとに適切な見直しを行い、次の段階に反映させていくことが必要になります。

そのために、指標を用いて客観的に取り組みや環境の状況を把握していきます。

(3) 環境白書による進捗状況の把握や点検・評価及び公表

西東京市の環境の状況や施策・事業の取り組み状況について、毎年「環境白書」を作成して点検・評価を行います。

「環境白書」はホームページや窓口などで広く市民の皆さんにご覧いただけるようにし、意見を募集します。それらの意見については環境審議会に報告するとともに、審議会の提言に基づき、次年度以降の取り組みに反映させていきます。

- ・ 西東京市や西東京市を取り巻く環境の状況について
- ・ 環境に対する施策の取り組み状況について
- ・ 計画で定めた目標・指標の達成状況について
- ・ 前年度の環境白書に対して寄せられた意見等

(4) 進行管理への市民の参加

環境白書に対する市民からの意見募集に加え、市は各種媒体や学習機会、イベント等を通じて環境情報を市民に提供し、双方向の情報交流を図ります。これにより、幅広い市民の参加を得ながら、計画の進行管理を進めていくこととします。



VII. 資料

1. 計画策定の経緯

(1) 西東京市環境審議会委員

(任期：平成14年7月～平成16年6月)

氏名	選出区分	備考
金井 修	公募市民	
菊地 恵子	公募市民	副会長
櫻井 誠一郎	公募市民	
清水 英範	公募市民	
西川 義昌	公募市民	副会長
三木 優	公募市民	
網野 正観	事業者	
宇都宮 久馬	事業者	
榎本 淳一	事業者	
松永 守弘	事業者	
和田 法夫	事業者	
片山 葉子	学識経験者	
鈴木 美紀	学識経験者	
村松 陸雄	学識経験者	
矢内 秋生	学識経験者	会長
金成 ハツ工	環境関係団体	
中村 賢司	環境関係団体	
柿沼 潤一	関係行政機関	平成14年8月23日まで
柏谷 貢	関係行政機関	平成14年8月24日から
佐藤 恭信	関係行政機関	
松本 秋広	関係行政機関	

(2) 会議等の経緯

【環境審議会（平成14年度～平成15年度）】

平成14年度	7月5日	○委嘱式 ○第1回西東京市環境審議会 ・正副会長の選出 ・諮問「環境基本計画」 ・傍聴要領（案）について ・今後の審議会日程について ・アンケートについて
	9月13日	○第2回西東京市環境審議会 ・審議会検討スケジュールについて ・環境の課題・重点項目と将来像について
	10月4日	○第3回西東京市環境審議会 ・環境の課題・重点項目と将来像について
	11月8日	○第4回西東京市環境審議会 ・環境基本計画答申素案骨子について
	1月10日	○第5回西東京市環境審議会 ・環境基本計画答申素案骨子について
	2月7日	○第6回西東京市環境審議会 ・環境基本計画答申素案骨子について ・市民ワークショップの企画案について
	3月7日	○第7回西東京市環境審議会 ・環境基本計画答申素案骨子について ・市民ワークショップについて
平成15年度	4月19日	○第1回西東京市環境審議会 ・市民ワークショップ開催
	5月9日	○第2回西東京市環境審議会 ・市民ワークショップのまとめについて ・環境基本計画答申案について
	6月20日	○第3回西東京市環境審議会 ・環境基本計画答申案について
	7月4日	○第4回西東京市環境審議会 ・環境基本計画答申案について ・環境シンポジウム企画案について
	8月1日	○第5回西東京市環境審議会 ・環境基本計画答申中間まとめ案について ・環境シンポジウム企画案について ・重点プロジェクトについて
	9月5日	○第6回西東京市環境審議会 ・環境基本計画答申中間まとめ案について ・重点プロジェクトについて ・環境シンポジウムについて
	9月28日	○第7回西東京市環境審議会 ・環境シンポジウム開催
	10月10日	○第8回西東京市環境審議会 ・環境シンポジウムのまとめについて ・環境基本計画答申案について ・今後の審議会検討事項について
	11月7日	○第9回西東京市環境審議会 ・環境基本計画答申案について

平成 15 年度	11月18日	○第 10 回西東京市環境審議会 ・環境基本計画答申案について
	12月5日	○第 11 回西東京市環境審議会 ・環境基本計画答申について
	12月22日	○環境基本計画について答申

【環境審議会小委員会】

平成 15 年度	6月5日	○第 1 回環境審議会小委員会 ・第 2 回審議会のまとめについて ・今後の審議会検討の流れ案について ・環境基本計画中間まとめ案について
	8月19日	○第 2 回環境審議会小委員会 ・環境基本計画答申中間まとめ案について ・環境シンポジウム実施計画について
	9月16日	○第 3 回環境審議会小委員会 ・環境シンポジウム実施について

(3) 西東京市環境基本計画策定職員プロジェクトチーム

①委員・作業部会員構成

委員(担当課)	作業部会員	備考
企画部企画課長	企画担当	副委員長
総務部管財課長	管財係	
総務部文書課長	法規文書係	
総務部職員課長	研修厚生係	
総務部建築営繕課長	建築営繕係	
総務部保谷庁舎管理課長	保谷庁舎管理係	
市民生活部生活文化課長	生活文化係	
市民生活部産業振興課長	農産商工係	
環境防災部環境保全課長	環境保全係	委員長
環境防災部ごみ減量推進課長	ごみ減量係	
児童青少年部子育て支援課長	児童青少年係	
都市整備部都市計画課長	都市計画係・住宅係	
都市整備部公園緑地課長	公園計画係	
都市整備部道路管理課長	道路工事係	
都市整備部交通計画課長	交通計画係・自転車対策係	
都市整備部下水道課長	工務係	
都市整備部再開発課長	再開発係	
学校教育部指導課長	指導係	
生涯学習部社会教育課長	社会教育係	
	田無公民館・保谷公民館	
	中央図書館	

②会議等の経緯

平成 14 年度	7 月 30 日	○平成 14 年度第 1 回職員プロジェクト・作業部会合同会議 ・委員長による作業部会員の指名について ・環境基本計画策定事務の概要について ・現況施策及び環境基礎調査の実施について
	10 月 10 日	○平成 14 年度第 2 回作業部会会議 ・環境審議会の審議状況について ・他の基本計画等との調整について ・重点取り組み課題と施策の検討について
	2 月 20 日	○平成 14 年度第 2 回職員プロジェクト会議 ・環境基本計画「答申素案骨子」について ・その他、今後のスケジュールについて
平成 15 年度	7 月 22 日	○平成 15 年度第 1 回職員プロジェクト会議 ・これまでの経過報告について ・今後のスケジュールについて ・中間まとめ案について ・環境年次報告書について
	1 月 26 日	○平成 15 年度第 2 回職員プロジェクト会議 ・環境基本計画に係る環境審議会答申について ・環境基本計画の策定について ・環境年次報告書の作成について

③その他

平成 15 年 11 月 4 日～7 日

庁内関係課ヒアリング実施 環境基本計画の策定に当たり、計画に位置付けられる各課計画事業について聞き取り調査を行った。

(4) 環境アンケート調査の実施状況

①市民アンケート調査

目的 一般市民を対象として、環境の課題認識、身近な環境の満足度・状況、環境に配慮した行動の実施状況、今後の環境施策検討にあたっての状況と認識（交通と農地）、今後の環境の将来に向けての意見を聞く。

対象 18 歳以上の市民 2,000 人（無作為抽出）

調査期間 平成 14 年 8 月 14 日～8 月 26 日

回収率（率）845 サンプル（42.3%）

②小学生アンケート調査

目的 将来の環境を担う子どもたちの環境についての考えを聞く。

対象 市内の小学校 6 校（保谷第一小学校、保谷小学校、谷戸小学校、けやき小学校、柳沢小学校、田無小学校）の 5 年生全員を対象として実施。

調査期間 平成 14 年 9 月

回収数 464 サンプル

③事業者アンケート調査

- 目的 一定規模以上の市内事業者を対象として、環境問題の認識、事業活動における環境保全の取り組みについて聞く。
環境に向けた協力に向けてのつながりを作るために、記名式で、最後に懇談会などを想定した会合への参加の意思を聞き、事業者との環境をテーマとしたつながりづくりにも役立てる。
- 対象 従業員数概ね5人以上の事業者200社
(なお、対象事業者の選定等、実施に当たっては、田無商工会、保谷商工会の協力を得て行った。)
- 調査期間 平成15年1月30日～2月10日
- 回収率(率) 81サンプル(40.5%)

④商店アンケート調査

- 目的 大規模事業所以外で、市民との関わりが大きい小規模商店を対象に、環境問題の認識、事業活動における環境保全の取り組みについて聞く。
小規模商店であり、大規模と違い、無記名で実施する。
商店会など既存の地域商店のつながりを利用して調査を行う。
- 対象 市内の商店50店舗
- 調査期間 平成14年12月6日～12月20日
- 回収率(率) 15サンプル(30.0%)

⑤農業従事者アンケート調査

- 目的 市内で貴重な緑地空間であり、水涵養など環境保全機能の発揮の場であり、また、食料生産の場である農地と農業の今後について、農業従事者の考えを聞く。
- 対象 市内の農家50世帯
- 調査期間 平成14年12月6日～12月20日
- 回収率(率) 30サンプル(60.0%)

(5) 西東京市環境基本計画に係る諮問（写）

14西環環第121号
平成14年7月5日

西東京市環境審議会会長 殿

西東京市長 保 谷 高 範

西東京市環境基本計画について（諮問）

西東京市では、環境基本条例が本年4月から施行され、地域における環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画の策定が求められています。

つきましては、環境基本条例の基本理念を実現していくための方針やご意見を頂きたいと存じますので、西東京市環境基本条例第18条第2項に基づき、下記事項につきまして諮問いたします。

記

1 諮問事項

西東京市環境基本計画の策定について

- (1) 目標及び基本方針に関すること
- (2) 施策の大綱に関すること
- (3) 環境配慮指針に関すること
- (4) その他環境の保全等を推進するために必要な基本的事項に関すること

2 答申の時期

平成15年12月

2. 西東京市環境基本条例

西東京市は、田無市と保谷市の合併により、今世紀最初に誕生したまちです。

市内には、はるか旧石器時代に始まる人々の暮らしの跡も散見され、農地、屋敷林、雑木林などに特徴づけられる自然や数多くの社寺等の歴史的、文化的遺産は、風情ある武蔵野の景観を創り上げています。

しかし、西東京市でも近年さまざまな環境問題に直面するようになり、先人から引き継いできたこのような豊かな恵みにも影響を及ぼしています。社会経済活動の拡大、都市化の進展、生活様式の変化は、大気汚染、水質汚濁、騒音、自然破壊、廃棄物の増加といった日常生活に身近なものから、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨の降下等の地球規模のものに至るまで、多種多様で相互に関連する環境問題群をもたらす結果となりました。

いうまでもなく、私たちは、健康で安心して暮らすことのできる恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、市民相互の理解と信頼関係の醸成をとおして、こうした恵み豊かな環境を維持し、発展させ、将来の世代に継承していく責務を有しています。

今、私たちは、日々の暮らしや生産活動が環境に負荷を与えている現実を謙虚に自覚し、物質的豊かさや利便性を追求する大量生産、大量消費、大量廃棄の仕組みに依存した資源消費型社会から、有限な資源を賢明に活用する資源循環型社会への転換を図らなければなりません。さらに、人間もまた生態系の一員であることを深く肝に銘じ、自然との共生を指向する環境保全型のまちを築き上げていくとともに、私たちの暮らしと世界の人々の暮らしが、地球環境に相互に影響しあっていることを認識し、地球規模の環境問題を解決するために積極的に協力していく必要があります。

私たちは、このような認識のもと、市民、事業者及び市が協働することによって、人と自然が健全に共生し得る、環境への負荷の少ない市民社会を創造していくために、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、西東京市（以下

「市」という。）、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的事項を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の真に豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の健康や動植物の生息・生育状況に被害が生じることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康で心豊かに生活できる環境を守り、より良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全等は、人と自然の健全な共生を基本として、市内に残された貴重な自然環境並びに歴史的及び文化的環境資源を尊重することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全等は、市、事業者及び市民がそれぞれに、又は協働することを通して、環境への負荷の少ない社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、人類共通の重要な課題として、市及び事業者の事業活動並びに市民の日常生活の各場面において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

- 2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、その事業活動に伴う公害の発生を防止するため

に、環境の保全等に配慮し、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

- 3 市は、資源の再生利用及びエネルギーの合理的かつ効率的利用、廃棄物の発生抑制及び適正処理、緑の育成等を推進し、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 4 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、これを推進するために関連するすべての部署が横断的に協力する体制を整備しなければならない。
- 5 市は、環境の保全等に関して市民及び事業者の意見が反映されるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体と連携し、環境の保全等に必要な施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、事業活動に伴う公害の発生を防止するため、環境管理体制等の構築に自ら努めるとともに、公害を発生させた場合は、自らの責任と負担において環境の回復等に必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、環境の保全等に必要な技術の研究開発を積極的に進め、必要な情報の提供に努めなければならない。
- 4 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、環境の保全等に関心を払い、必要とされる知識を持つとともに、環境の保全等に向けた行動をとるよう努めなければならない。
- 2 市民は、日常生活において、廃棄物の減量及び分別、緑の育成、省エネルギー、節水、公共交通機関の利用等を行い、環境の保全等に努めなければならない。
- 3 市民は、その所有又は管理に属する土地、建物等について常に適正な管理を行い、地域の良好な生活環境を損なうことがないよう相互に配慮しなければならない。
- 4 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境基本計画等

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、西東京市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 目標及び基本方針
 - (2) 施策の大綱
 - (3) 環境配慮指針
 - (4) その他環境の保全等を推進するために必要な基本的事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定又は変更するに当たっては、あらかじめ第18条に規定する西東京市環境審議会の意見を聴かなければならない。

(公表)

第8条 市長は、環境基本計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境基本計画との整合)

第9条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

第3章 市が講ずる環境施策等

第1節 環境測定等の体制の整備

(環境の測定及び監視)

第10条 市長は、環境の状況を的確に把握するため、環境の測定及び監視の体制を整備し、環境の保全等に関する施策の推進に努めるものとする。

第2節 環境管理等の実施

(環境管理及び環境監査)

第11条 市長は、市の行為に係る環境への負荷の低減を図るため、環境管理及び環境監査に必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、事業者が自らの行為に係る環境への負荷の低減を図るため、環境管理及び環境監査を実施するよう指導その他必要な措置を講ずることができる。

(環境保全のための事前調査及び配慮)

第12条 市長は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、その事業を行う者が環境に及ぼす影響を事前に調査し、環境を保全するため適正な配慮がなされるよう必要な措置を講ずるものとする。

第3節 環境学習の推進等

(環境学習の推進等)

第13条 市は、市民が環境の保全等に関し理解を深めるため、生涯に渡るさまざまな学習の場において、環境に関する学習が継続的に推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項の目的を達成するため、環境に関する市民指導者等の人材の養成及び教材等の開発を推進し、それらが有効に活用されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の収集及び提供)

第14条 市は、地域の環境から地球環境に至る環境情報の収集に努めるとともに、その情報を市民及び事業者に提供するため必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体との交流並びに研究機関等との連携を図ることにより、環境の保全等に必要ない科学的知見の集積に努めるものとする。

第4節 市民等の活動の支援

第15条 市長は、市民、事業者又はこれらの者で構成する民間団体が行う自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずることができる。

第5節 報告書等

第16条 市長は、毎年、環境の状況その他環境の保全等に関する施策について報告書(以下「年次報告書」という。)を作成し、これを公表するとともに、年次報告書に対する市民の意見を聴くため必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項に定める年次報告書及び市民の意見について、第18条に規定する西東京市環境審議会に報告し、その提言に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 地球環境の保全等

(地球環境の保全等のための協力)

第17条 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体並びに関係機関等と連携し、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に必要な施策及び広域的な取組を必要とする施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 事業者及び市民は、自らの事業活動及び日常生活が地球環境にも影響を及ぼすことを認識し、地球環境の保全に積極的に努めるものとする。

第5章 環境審議会

第18条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市の区域における環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として西東京市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 市の環境施策の進捗状況の検証に関すること。

(3) その他環境施策に関する基本的事項

3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、第2項第1号に規定する事項の調査審議に際しては、より多くの市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。

5 審議会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

(1) 公募市民 6人以内

(2) 事業者 5人以内

(3) 学識経験者 4人以内

(4) 環境関係団体の代表 2人以内

(5) 関係行政機関の職員 3人以内

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 審議会に、特別の事項を専門に調査するため、臨時の委員を置くことができる。臨時の委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了したときまでとする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(指導、勧告等)

第19条 市長は、環境の保全等を推進するため、特に必要があると認めるときは、関係者に対し、説明若しくは報告を求め、又は必要な指導若しくは勧告を行うことができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

3. 施策事業の実施スケジュール

「Ⅳ. 将来像実現に向けた取り組み」において示した「市の取り組み」について、実施スケジュールはおおむね次表のとおりを想定します。

施策事業スケジュール

体 系		環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	重点プロジェクト	スケジュール*		
					継続	短期	長期
基1-(1)-①	環境汚染の監視	河川の水質や大気汚染、騒音、地下水などの状況について、定期的な調査をすることにより、環境汚染の発生状況を監視します。	環境保全課		◎		
		ディーゼル車規制や土壌汚染対策など、国や東京都の取り組みに協力・連携して環境汚染対策を推進します。	環境保全課		◎		
		国や東京都などで行われている環境調査の把握、新たな環境汚染問題の状況など、環境に関する情報を収集していきます。	環境保全課		◎		
		公害問題に関する情報を、市のホームページや広報紙などを通じて事業者や市民に積極的に提供します。	環境保全課			◎	
		大気汚染や河川の水質に関して、市民ボランティアやNPOなどが日常的に調査に参加できるような環境指標の設定を検討します。	環境保全課			◎	
基1-(1)-②	環境汚染の防止と改善	自動車利用の抑制、低公害車の普及、公共下水道への接続、建設工事などにおける公害対策の徹底などに関して、事業者や市民の意識の高揚を図ります。	環境保全課			◎	
		環境汚染の防止に向けて、関係機関と協力しながら対策を進めます。	環境保全課		◎		
		公害問題が発生した際には、関係機関との協力や当事者間での理解、対策の促進などにより解決を図ります。	環境保全課		◎		
		自動車利用の抑制や低公害車の導入など、環境汚染の防止に関して庁内での率先的な取り組みを進めます。	各部局		◎		
基1-(2)-①	歩行者・自転車優先のまちづくり	人に優しい歩行者空間を確保するため、歩車道の段差解消や電線の地中化を、関係機関と連携しながら進めていきます。	都市計画課			◎	
		自転車の活用を促進するため、市内の駅周辺などにおいて自転車駐車場の整備を行います。	交通計画課			◎	
		事業者や市民に、自動車利用を自粛し、徒歩や自転車利用を行うよう、意識啓発を行います。	交通計画課			◎	
		市内の交通量、交通経路の調査を行います。	環境保全課		◎		
		事業者や市民の参加を得ながら道路交通のあり方について検討し、総合的な交通計画を策定します。	交通計画課			◎	
		自転車の活用を重視した取り組みとして、自転車の安全な通行ができるような道路の確保、自転車や歩行者中心の道路環境形成に向けた検討を行います。	交通計画課			◎	

体 系		環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	重点プロジェクト	スケジュール*		
					継続	短期	長期
基1-(2)-②	自動車交通への対応	自動車交通の円滑な流れを確保するため、都市計画道路を中心として、幹線道路の整備を進めます。	都市計画課		◎		
		道路の整備に当たっては、歩車道の分離や歩道の拡幅員化を進め、歩行者や自転車利用者の安全を確保していきます。また、車椅子なども含め様々な利用者が安全に利用できるよう、ユニバーサルデザインの観点などからも整備を進めていきます。	都市計画課		◎		
		今後の新たな幹線道路整備に当たっては、将来的な社会情勢の変化や道路整備による環境への影響などについて十分配慮し、市民の意見を取り入れながら検討を行います。また、国や東京都などと連携しながら進めていきます。	都市計画課		◎		
		幹線道路の整備に当たっては、将来の歩行者中心社会に向けて、ゆとりある歩道や植栽帯など、地域環境特性を活かした環境配慮を行うよう東京都に要請します。	都市計画課		◎		
		道路交通の円滑化を図るため、鉄道の連続立体交差化に向けて、近隣自治体などと広域的に連携しながら調査・研究を進めるとともに、事業者に対する要請を行います。	企画課		◎		
		幹線道路の交差点など、交通渋滞の多発する地点では、渋滞の解消に向けて、関係機関との連携のもとで、有効な対策を検討していきます。	企画課				◎
基1-(2)-③	生活道路や公共交通手段の確保	生活道路の整備状況や利用状況を把握し、地域の実情にあわせた生活道路の拡幅や新設といった整備に関する計画を策定します。	道路管理課			◎	
		安全な交通を確保するため、交通危険箇所を把握するとともに、危険箇所の局所改修や、カーブミラー等の道路安全施設の整備を実施していきます。	道路管理課		◎		
		コミュニティバス（はなバス）の運行については、運行経路や便数などの検証を行い、計画的に推進していきます。	交通計画課		◎		
		自動車利用を減らし、公共交通機関などの利用を増やすよう、事業者や市民に働きかけます。	交通計画課			◎	
基1-(3)-①	美しい都市景観の形成	地域の特性を活かした都市づくりを計画的に進めるため、状況に応じた用途地域の見直しを行います。	都市計画課			◎	
		良好な景観整備のための取り組みの検討を行います。特に高層マンションなどの大規模建築物に関しては、良好な地域景観の形成の面からも対応を検討していきます。	都市計画課			◎	
		住宅マスタープランの策定を通じ、良好な住宅地の形成を推進します。	都市計画課			◎	
		地区計画制度や宅地開発等指導要綱などにより、地域固有の都市景観形成の観点から、まとまりのある住宅地の形成を進めます。	都市計画課		◎		

体 系		環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	重点プロジェクト	スケジュール*		
					継続	短期	長期
基1-(3)-①	美しい都市景観の形成	屋外広告物、看板などについては、都市景観に与える影響について配慮し、周辺景観と調和するよう検討していきます。	都市計画課 環境保全課			◎	
		街路灯などの夜間照明は、地域の状況に応じた設置を行うよう配慮します。これにより夜間照明による市民生活や動植物への悪影響を防止します。	道路管理課		◎		
基1-(3)-②	都市美化の推進	ごみゼロ運動など、都市美化に向けた市民の自主的な活動を支援していきます。	環境保全課		◎		
		駅周辺の路上の美化清掃及び路上喫煙地区の設定や歩きタバコの規制など、タバコのマナー向上に向けた方策を検討します。	環境保全課 道路管理課			◎	
		自転車の放置をなくすために、駅周辺などを中心に自転車駐車場への誘導などの取り組みを推進します。	交通計画課		◎		
		粗大ごみなどの不法投棄行為の防止に向けて、事業者や市民へごみ出しルールに関する周知の徹底を図ります。	ごみ減量推進課		◎		
基2-(1)-①	東大農場のみどりの保全の検討	東大農場については、農場移転の方針を踏まえて、この移転問題への対応について、豊かな自然環境を残すことができるよう関係機関等との調整を図りながら、市の方針を策定していきます。	企画課	(重点1)		◎	
		東大農場の市民開放を促進したり、空間を活用したイベントを検討するなど、人が集まる市民の活動を創出します。	企画課			◎	
基2-(1)-②	農地の保全	農業の活性化により現存する農地の維持を図るため、農地の生産性を高めるなど優良農地の育成に努めます。	産業振興課		◎		
		農業が収益性の高い魅力のある産業となるよう、市内で生産される農産物などの商品価値を高め、魅力ある農業経営となるよう支援します。	産業振興課			◎	
		生産緑地の追加指定を進めます。	都市計画課		◎		
		耕作の継続が困難な生産緑地について、所有者からの買取りの申し出があった場合には、市による買い取り、緑地としての保存を検討します。	都市計画課			◎	
		就農希望者に対して技術的支援を行うなどにより、農業後継者の育成を図ります。	産業振興課			◎	
		農地耕作の維持に向けて、市民参加による農作業の支援体制として農業ボランティア・ヘルパーの育成を進めます。	産業振興課			◎	
		環境にやさしい農業の普及を図るため、土づくりや農業技術などに関する支援を行います。	産業振興課			◎	

体 系		環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	重点プロジェクト	スケジュール*		
					継続	短期	長期
基2-(1)-②	農地の保全	耕作の継続が困難な農地については、市民と農業のふれあいの場として市民農園や家族農園としての活用を推進します。	産業振興課		◎		
		市民が農業にふれ、農業を理解するための、農業体験の場として、体験型農園等の取り組みを検討します。	産業振興課			◎	
		小中学校では、農業体験教育を取り入れます。	指導課		◎		
基2-(1)-③	樹林地の保全	緑地保全地区・緑地保全地域の保全を継続して進めるとともに、追加指定を行う可能性についても検討していきます。	公園緑地課		◎		
		保存樹木、保存樹林制度について、市民への周知を図るとともに、制度の活用により、民有地における樹木・樹林地の保全を支援します。	公園緑地課		◎		
		緑地保全に関する市民の理解を高めるため、西東京市の緑地の状況などに関する情報提供を行います。また、屋敷林の見学会などのイベントにより、樹林地保全の機運を醸成します。	環境保全課 公園緑地課			◎	
		樹林地所有者と緑化活動への参加を希望する市民との調整や、緑化に関する市民への技術的な支援など、市と市民の連携に基づく緑化、樹林地管理活動を推進します。	公園緑地課			◎	
		市民から買い取り申し出のあった樹林地や、開発により消失のおそれのある樹林地については、市が設定している「まちづくり整備基金」の活用などによる買い取りや借地化を検討し、保全を図ります。	公園緑地課			◎	
基2-(1)-④	公園、空き地等の活用	(仮称) 合併記念公園の整備を進め、公園を利用した市民のコミュニケーションや環境保全活動の展開を進めます。	公園緑地課		◎		
		東伏見都市計画公園の整備について東京都に要請を行います。	公園緑地課		◎		
		下野谷遺跡については、遺跡の保存と活用を図りながら、公園化についての検討を進めます。	公園緑地課			◎	
		買い取り申し出のあった生産緑地や雑木林、屋敷林などを計画的に買い取り、新たな公園・緑地の確保や既存の公園の拡張を図ります。	都市計画課 公園緑地課		◎		
		公園が不足している地域を優先して、新規の公園整備を推進します。	公園緑地課		◎		
		公園の整備を検討する際には、市民の需要や要望について把握し、地域住民の参加を得ながら進めます。	公園緑地課			◎	
		街路整備における余剰地を活用して、散策時の休息や憩いの場として利用できるポケットパークを整備します。	公園緑地課		◎		

体 系		環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	重点プロジェクト	スケジュール*		
					継続	短期	長期
基2-(1)-④	公園、空き地等の活用	白子川や新川といったふたかけ河川を散歩道として緑道化を図るとともに、市内に点在する公園や社寺、散歩道などをネットワーク化し、散策ルートの設定を行うなど、歩いて楽しめる魅力ある空間づくりを進めます。	公園緑地課他			◎	
		公園などの公共用地の花壇の計画・植え付け・管理を市民と協働で行う「花いっぱい運動」等の市民の活動を推進します。	公園緑地課		◎		
		市民が中心となった公園づくりを進めるため、公園内の雑木林管理・清掃などの維持管理について、公園ボランティア活動を進めます。	公園緑地課		◎		
基2-(1)-⑤	みどりのネットワークの創出	市内の緑被率について、定期的な調査を行い、緑地の状況を把握します。	公園緑地課			◎	
		街路樹や道路脇の植栽などの新規整備を検討します。特に幹線道路や生活道路の新規整備、改修などの際に、街路樹などを積極的に取り入れていきます。	交通計画課			◎	
		街路樹の管理を適切に行い、剪定の時期や方法などは、地域住民への配慮なども含めて慎重に実施します。	交通計画課		◎		
		公園や樹林地、道路などについて、清掃や落ち葉かきなどの管理を地域住民が中心となって進めていくため、「みどりの里親制度」を検討します。	交通計画課	(重点1)		◎	
		公共施設においては、敷地内の緑化を積極的に推進するとともに、屋上緑化・壁面緑化も検討します。	公園緑地課他		◎		
		引越しや住宅の建替えなどの際に、一定規模の樹木の移植や幹旋を行うグリーンバンク制度の設立を検討します。	公園緑地課			◎	
		住宅の生垣化などによる緑化を支援します。	公園緑地課		◎		
		大規模マンション建設等により緑地を開発した際には、ほかに新たに緑地を確保するなど、緑地の総量を確保するための制度を検討します。	都市計画課			◎	
基2-(2)-①	身近な水辺の創出	無秩序な市街化を防止し、良好な生活環境の整備を進めるため、宅地開発などに関する指導要綱に基づく指導を行います。	都市計画課		◎		
		石神井川については、市民に開放された親水公園の整備と、川に沿った親水機能のある良好な空間の再生を、都に要請します。	公園緑地課		◎		
		玉川上水、千川上水については、沿川の緑化、多自然型の護岸整備など、親水性の向上を目指します。	公園緑地課				◎
		石神井川周辺の美化活動を市民とともに行うことなどにより、市民の石神井川への関心を高めます。	環境保全課			◎	
		公園に親水池を設置するなど、水にふれることのできる場所を創出します。	公園緑地課			◎	

体 系		環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	重点プロジェクト	スケジュール*		
					継続	短期	長期
基2-(2)-②	水循環の確保	公共施設や家庭などへの雨水浸透ますの設置や貯留施設の整備の推進により、雨水の地下浸透を進めます。	下水道課			◎	
		公共施設での雨水貯留利用を進めます。	下水道課			◎	
		道路や公共施設の敷地では、透水性舗装など、雨水が地下へ浸透する面の確保に努めます。	道路管理課		◎		
		節水による水資源の有効活用を進めます。	水道部		◎		
基2-(3)-①	自然とのふれあいの確保	西東京市の自然環境の現状について把握するため、市民などの協力を得ながら調査を行います。	公園緑地課 環境保全課			◎	
		農地や樹林地、河川などの保全に関して、野生生物の生息基盤にも着目し、緑地がつながりを持って保存されるよう保全方策を検討します。	公園緑地課				◎
		野生生物の生息地として重要な地域について、保全対策を実施します。	公園緑地課 環境保全課				◎
		外来の生物は、地域の自然生態系や在来の生物に悪影響を及ぼすこともあるため留意するとともに、適切な対応をとります。	公園緑地課 環境保全課			◎	
		空き地や公園を利用して、西東京市に昔から生育していた在来の野草や樹木の観察ができるような整備を検討します。	公園緑地課	(重点1)		◎	
		小中学校や公園などにおいて、野生生物に配慮したビオトープの整備を検討します。	公園緑地課他				◎
基2-(4)-①	歴史的・文化的環境資源の確保	文化財については、先人たちの生活を知る資料であるだけでなく、本市の自然に育まれて生み出され、残されてきたものともいえます。したがって、環境保全の観点からも重要な要素として、保存や復元に努めていきます。	社会教育課		◎		
		市内に2か所ある郷土資料室を郷土資料館として統合整備し、市内の遺跡からの出土品や、民具・農具などの文化財資料の収集・整理・公開に努めます。	社会教育課			◎	
		文化財に関する資料の作成や講座などを実施し、郷土資料への理解、文化財保護への意識を高めます。	社会教育課		◎		
		下野谷遺跡については、西東京市の貴重な文化財として市民の認識を高めるとともに、遺跡の保存と活用に向けた取り組みを進めます。	社会教育課 公園緑地課他			◎	
		省資源、省エネルギー、グリーン製品の利用などを進めるため、事業者や市民の意識の高揚を図ります。	環境保全課	(重点2)		◎	
基3-(1)-①	地球温暖化問題への対応	家庭における環境への負荷の低減や、事業所における環境マネジメントシステムの導入を啓発し、事業者や市民の環境への配慮を進めます。	環境保全課	(重点2) (重点4)		◎	

体 系		環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	重点プロジェクト	スケジュール*		
					継続	短期	長期
基3-(1)-①	地球温暖化問題への対応	国や東京都の施策を踏まえながら、市としての具体的な地球温暖化対策の施策を検討し、地球温暖化防止計画を策定します。	環境保全課			◎	
		市が率先して省エネルギーの推進、新エネルギー導入などの地球温暖化対策に取り組みます。	環境保全課		◎		
基3-(1)-②	ヒートアイランド現象への対策	ヒートアイランド現象の発生状況について、関係機関の測定データや研究成果などを把握します。	環境保全課			◎	
		ヒートアイランド現象に対する有効な対応策を検討します。	環境保全課				◎
		緑地の保全を進めます。	公園緑地課		◎		
		水循環の確保に向けた取り組みを進めます。	下水道課			◎	
		省エネルギーの推進により、庁舎などからの排熱を削減します。	環境保全課		◎		
基3-(1)-③	省エネルギーの推進	家庭における環境への負荷の低減や、事業所における環境マネジメントシステムの導入を啓発し、事業者や市民の環境への配慮を進めます。	環境保全課			◎	
		省エネルギーに関する取り組みを、市が率先して行います。	管財課		◎		
		省エネルギーの取り組みを全市的に推進していくための、基本的な方針や具体的なプロジェクトを定めた計画を策定します。	環境保全課				◎
基3-(1)-④	新エネルギーの推進	事業者や市民の、太陽エネルギーなどの新エネルギーに関する理解を深め、導入への意識を啓発します。	環境保全課				◎
		太陽光発電の設置の効果などについて、市民モニターなどによる調査を検討します。	環境保全課	(重点2)		◎	
		公共施設における太陽光発電、太陽熱利用設備の設置や、天然ガス自動車の導入など、庁内での新エネルギーの利用を進めるとともに、導入コストと効果などの検証を行います。	環境保全課	(重点2)		◎	
		柳泉園でのごみ焼却熱の利用効率の向上を図ります。	ごみ減量推進課			◎	
		家庭や事業所における燃料電池発電など、環境負荷の少ない新たな電力供給システムの普及に向けた検討を進めます。	環境保全課				◎
基3-(2)-①	ごみの再資源化と再生製品の利用	粗大ごみとして収集したもののうち再使用できるものは希望者に融通したり、再資源化やごみ処理に関する市民意識を啓発したりするための場として、(仮称)リサイクルプラザを建設します。	ごみ減量推進課			◎	

体 系		環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	重点プロジェクト	スケジュール*		
					継続	短期	長期
基3-(2)-①	ごみの再資源化と再生製品の利用	不用品の交換の場として、「りさいくる市」を開催します。またフリーマーケットなどの取り組みを支援します。	ごみ減量推進課		◎		
		不用品の修理・販売について、シルバー人材センターによる取り組みを支援します。	ごみ減量推進課		◎		
		その他プラスチック類については、柳泉園組合及びその構成自治体と協議しながら、容器包装リサイクル法に基づいた新たな分別収集、再資源化を検討します。	ごみ減量推進課	(重点3)		◎	
		再資源化の推進に向けて、リサイクルコストも踏まえて、資源物の回収方法、分別方法などの見直しを検討します。また、その結果に応じて、適切なごみの分別収集を実施します。	ごみ減量推進課			◎	
		市民団体や自治会、集合住宅、学校などによる資源物の集団回収活動を、継続して実施します。	ごみ減量推進課			◎	
		廃棄物減容(量)化計画に基づき、焼却灰のエコセメント化事業を推進します。	ごみ減量推進課				◎
基3-(2)-②	ごみの減量化	ごみの減量化に向けた事業者や市民とのネットワーク組織の構築を検討します。	ごみ減量推進課	(重点3)		◎	
		ごみの減量化に向けて、使い捨て製品や過剰包装などの改善を図るための制度の整備を東京都や国に働きかけます。	ごみ減量推進課				◎
		ごみの減量と再資源化を促進するため、家庭ごみの収集に関して、指定袋制度や有料化について、その効果などを検証した上で、慎重に検討します。	ごみ減量推進課				◎
		事業系一般廃棄物の削減に向けて、処理手数料の規定の見直しなどの方策を検討します。	ごみ減量推進課				◎
		ごみ減量の重要性や減量のための方法などについて、講習会の開催や「マイバッグ運動」などにより、事業者や市民へ普及啓発を行います。そして、できるだけごみを出さないという意識を高めます。	ごみ減量推進課	(重点3)		◎	
		ごみ減量意識の啓発を行っていくため、廃棄物減量等推進員を拡充します。	ごみ減量推進課				◎
		事業活動に伴って発生するごみの減量や、長く使える製品の製造販売など、ごみ減量に関する事業者の意識啓発を進めます。	ごみ減量推進課				
基3-(2)-③	環境への負荷の少ないごみ処理システムの構築	ごみ排出ルール of 徹底に向けて、市民への啓発を行います。	ごみ減量推進課	(重点3)	◎		
		ごみ収集に関して、効率のよい収集車のルート設定や、収集車の低公害車への転換などを進めます。	ごみ減量推進課			◎	
		焼却処理の際は、適切な運転管理や設備の保守などにより、ダイオキシン類などの有害物質の発生を抑制します。	ごみ減量推進課			◎	

体 系		環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	重点プロジェクト	スケジュール*		
					継続	短期	長期
基3-(2)-③	環境への負荷の少ないごみ処理システムの構築	ごみ処理についてはできるだけ再資源化を図り、焼却処分量を削減することを目指した方法を、柳泉園組合や関係市とともに検討します。	ごみ減量推進課	(重点3)		◎	
		柳泉園組合から排出される焼却灰及び不燃物は、可能な限り再資源化を進め、再資源化などによる利用が困難なものについては、二つ塚廃棄物広域処分場に埋め立て処分していきます。	ごみ減量推進課		◎		
基3-(3)-①	生ごみや剪定枝の堆肥化の推進	家庭の生ごみの堆肥化を進めるため、コンポストなど生ごみ堆肥化機器の購入の助成を行います。	ごみ減量推進課		◎		
		市の施設等から発生する生ごみや剪定枝については、堆肥化やチップ化などによる活用を進めます。	ごみ減量推進課	(重点4)	◎		
		地域ぐるみで生ごみ回収、堆肥化の取り組みをモデル地区で実施するとともに、その効果や課題などを検証しながら、生ごみの収集、堆肥化の全市的な展開を検討します。	ごみ減量推進課	(重点4)	◎		
		ごみ収集の有料化検討に合わせて、家庭からの剪定枝や生ごみを資源物として収集し、再資源化するシステムを、モデル地区による試行なども含め検討します。	ごみ減量推進課	(重点4)		◎	
		農薬や化学肥料の使用を控えた農業を推進する中で、生ごみや剪定枝から製造した堆肥について、地元農家での活用を働きかけます。	産業振興課 ごみ減量推進課			◎	
基3-(3)-②	地産地消の推進	学校給食において、地場産農産物の使用を拡大します。	学務課	(重点4)		◎	
		小売店に地場産農産物の取扱いを働きかけます。	産業振興課	(重点4)		◎	
		農産物直売所の設置を検討します。	産業振興課			◎	
		市民による農業ボランティア活動と、地場産農産物の消費を結びつけるために、地域通貨の活用などを含め、有効な手法を検討します。	産業振興課	(重点4)	◎		
基4-(1)-①	環境情報の交流	環境学習・活動センターを設置し、環境情報を広く市民に向けて発信し、また市民からの情報を受信していきます。これにより、様々な市民団体との協力関係を築き、市民団体相互の情報の交流を支えていきます。	環境保全課			◎	
		環境をテーマとしたイベントを企画し、開催します。また、市民を中心とした環境イベントにも参加し、積極的にイベントの支援を行います。	環境保全課			◎	
		環境白書の作成を通じて、西東京市や市を取り巻く環境の状況について把握するとともに、市の環境保全施策の状況について整理します。また、計画の数値目標や数値指標を基にして、環境保全の取り組みの状況について評価を行います。	環境保全課			◎	

体 系		環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	重点プロジェクト	スケジュール*			
					継続	短期	長期	
基4-(1)-①	環境情報の交流	環境保全に関する様々な取り組みの共通の基盤となる情報として、「環境マップ」を作成します。	環境保全課	(重点5)		◎		
		市のホームページや広報紙、市職員が講師となった学習機会の提供（出前講座）などを通して、環境白書などの各種環境情報を公開、提供します。	企画課 広報広聴課 環境保全課			◎		
		事業者や市民から提供された環境情報や意見などには、適切な対応を心がけるとともに、市民と市の双方向の情報交流ができる仕組みを検討します。	企画課 環境保全課				◎	
		環境保全に関する政策形成過程においては、環境審議会や市民説明会などに加え、新しい仕組みを取り入れていきます。	環境保全課			◎		
基4-(2)-①	環境学習のプログラム作成	環境についての知識や理解を深め、環境にやさしい行動を実践するため、環境学習のシステム化を目指した環境学習基本方針を定め学習の推進を図ります。	環境保全課			◎		
		地域の自然や人材を活用した環境教育プログラムを作成します。環境教育プログラムは、個人や家族、グループ、学校など様々な場面で、自然体験や環境家計簿を通じた省エネ学習、ごみの減量、リサイクル、資源循環など、幅広く環境学習を推進していくための資料とします。	環境保全課			◎		
		「西東京市の環境」などの環境学習教材により、小中学校における環境学習を進めます。	環境保全課		◎			
基4-(2)-②	環境学習の推進体制の構築	環境問題について市民や地域全体で考え行動できるように、環境学習・教育の推進や環境保全活動を支援するための拠点として、環境学習・活動センターを整備、充実を図ります。	環境保全課			◎		
		環境教育の場として、身近にふれられる緑地や水辺などの確保を図ります。	環境保全課他				◎	
		武蔵野大学との相互協力に関する協定に基づき、市民への環境学習教育や環境保全活動に関わる人材育成に取り組んでいきます。	指導課 環境保全課			◎		
		環境に関する専門家や環境学習の指導が期待できる市民などを把握し、小中学校や市民講座などにおける講師として紹介、派遣します。	社会教育課 環境保全課			◎		
基4-(2)-③	環境学習の積極的な実施	市民の環境問題に関する認識を高め、市民生活と結びつけた環境保全の取り組みを促していくために、社会教育の中で環境講座を開設します。	社会教育課			◎		
		「総合的な学習」の時間の活用などにより、小中学校や（仮称）合併記念公園等を活用した小中学生に対する環境教育を推進します。	指導課			◎		
		自然環境学習を推進するモデル地区を設定し、自然観察会などを実施します。	指導課			◎		
		緑地の状況やみどりの大切さに関する市民の理解を啓発するための情報提供を行います。	環境保全課			◎		

体 系		環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	重点プロジェクト	スケジュール*		
					継続	短期	長期
基4-(3)-①	環境保全活動を担う人材等の育成	市民への意識啓発により、環境保全活動に関する市民の参加意識を高めます。	環境保全課		◎		
		地域活動に子どもたちが参加する機会を設けるなど、活動の担い手の広がりを促します。	指導課		◎		
基4-(3)-②	環境保全活動の推進	市民団体による環境保全活動の実態を把握し、包括的に支援を行います。	環境保全課		◎		
		小中学校において、樹林地の管理など環境保全の美化活動や実践教育を取り入れます。	指導課		◎		
		環境保全に貢献する事業をこれから起業、創業する人に対して、相談、アドバイスなどを行うとともに、人材育成などの支援を行います。	企画課		◎		
基4-(4)-①	各主体の連携	環境保全活動に関して「西東京市環境リーダー」を育成・登録し、活動の支援を行います。	環境保全課	(重点5)	◎		
		環境保全活動に関心のある市民や市民団体を把握し、活動したい人同士の結びつきを支援し、また活動しやすい環境づくりに努めます。	生活文化課 保険福祉 総合調整課		◎		
基4-(4)-②	広域的な連携	ごみ処理や大気汚染対策など、広域的に取り組むことでより高い効果が得られるような政策・施策については、一部事務組合や広域行政圏協議会による事業を進めていきます。	各部局		◎		
		広域的に対応すべき課題については、国・東京都及び関連自治体との連携を強化していきます。	各部局		◎		
		環境施策に関する情報ネットワーク作り、環境施策プロジェクトの研究など広域的な自治体間の連携を深めるため、環境自治体会議などへの参加を検討していきます。	環境保全課		◎		

*：「継続」＝実施中の事業の継続、「短期」＝5年以内に着手する予定の事業、「長期」＝長期的に実施に向けた検討を行う事業

西東京市環境基本計画

平成16年3月

西東京市環境防災部環境保全課

〒202-8555 西東京市中町 1-5-1

TEL : 0424-64-1311 (代表) FAX : 0424-38-6282

ホームページ : <http://www.city.nishitokyo.tokyo.jp>

デザイン・印刷 : 株式会社 プレック研究所



はなみずき・つつじ・ひまわり・コスモス・すいせん・けやき
西東京市 / 市の木、花キャラクター